

第百十二回
国会

参議院文教委員会會議録第十一号

(二三八)

昭和六十三年五月十九日(木曜日)
午前十一時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

田沢 智治君

仲川 幸男君
林 寛子君
粕谷 照美君
佐藤 昭夫君

委員

小野 清子君
川原新次郎君
木宮 和彦君
山東 昭子君
杉山 令麿君
世耕 政隆君
竹山 裕君
寺内 弘子君
柳川 覺治君
久保 亘君
安永 英雄君
高木健太郎君
高桑 栄松君
勝木 健司君
下村 泰君

国務大臣

文部大臣

中島源太郎君

政府委員

文部大臣官房長
文部大臣官房
計課長
文部省初等中等
教育局長

古村 澄一君
野崎 弘君
西崎 清久君

事務局側

常任委員会専門
員

説明員

警察庁刑事局捜
査第二課長

垣見 隆君

本日の會議に付した案件

○教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び
運営に関する法律の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

○委員長(田沢智治君) ただいまから文教委員会
を開会いたします。

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び
運営に関する法律の一部を改正する法律案を議題
といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますの
で、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○安永英雄君 まず第一番に、この前、提案の趣
旨をお聞きいたしました。臨時教育審議会の答
申を受けて、資質、能力の一層の向上を図るとい
うことでありましたが、これは大臣の方針を示さ
れたときに私も大ざっぱに質問をいたしておた
わけです。臨教審の答申というのは広範多岐にわ
たっておりますし、これはいろいろとらえ方はあ
るかもしれませんが、私自身詳細に分類し

検討しますと、大体グループに分けて百五十カ所
くらいの内容にわたっており、広範多岐な提案を
しておるわけでありまして、その中に、特に初任
者研修制度の創設という、いわゆる教育改革の最
大の、これはやらなきゃならぬという把握をされ
て推進をされようとしておる。

この前お聞きしましたときには、既にこういう
種類のものは従前から検討しておったこと
となんだということもつけ加えられておったわけ
であります。現在、二十一世紀を目指して多岐
にわたる教育改革をやっていくか、それと初
任者の研修を義務づけるというふうな提案なん
ですけども、私自身、今すぐにも手をつけなきゃ
ならぬような大きな問題を抱えておる教育改
革の中で、初任者という現場の先生というものを
とらえて、この先生の資質の向上、いわゆる研
修、これをとらえてやるということが、臨教審の
答申の具現の最たるものだというふうな認識はど
うしても私にはわからないんです。これは世間一
般でもそうじゃないでしょうか。

今、国会で重要法案だというふうな新聞の報道
があつても、新卒の先生が研修をする、どこが重
要なんだというふうにはこれは一般的にだれでも考
えることなんで、私自身も腑に落ちない。この前
も申し上げたように、私は教育改革という広範な
ものを実行に移していくという場合には、軽重、本
末、緩急、こういうものをよく精選をして出さ
しなきゃならぬという私の考え方があつたもので
すから、どうしてもやっぱりこの前の大臣の説明
では腑に落ちないんで、もう一回改めてひとつ、
多岐にわたる臨教審答申を受けて当法案を提出し
たのか、重大視するののかという点について御意見
を承りたい。

○国務大臣(中島源太郎君) おっしゃいますよう

に、安永先生御指摘のように、臨教審答申は非常
に多岐にわたっております。確かに臨教審答申を
受けてと申し上げるのも一理あるかと思ひます
が、この前もお答えをいたしましたように、既に
それ以前からやはり課せられた宿題ではないかと
いうふうに私は受けとめておるわけでございま
す。

例えば大ざっぱに言えば、これはそこまで申し
上げる資格はございませんけれども、理想の国家
をつくり上げるには、やはり根本において教育の
力にまつべきものであるという教育基本法がござ
いますし、それでは教育とは何かと。いろいろご
ざいますけれども、やはり教育というのは人
が人を教えるという大変重要な部門でございま
す。また、四十七年の教養審のときからこの点は
建議をされておりますし、既におっしゃるよう
に臨教審にこだわるかどうかという点になりま
す。臨教審で御審議いただく以前からの問題であ
つたらうと私は考えるわけでございまして、じゃ
臨教審以前からの問題というのは何であるかとい
うと、やっぱり人づくり、そしてまた、教育は人
と云われます中で、教育に携わる、教壇に立たれ
る方々の資質の向上というものは、これは不断の
努力が必要であらう。

教員の方々御自身が研究し、あるいは修養され
るということは必要でありますし、また一方で、
任命権者がその研修に對しまして基本的な、そし
て体系的な場所あるいは研修のための環境を整え
るということもこれは責務として両方相まって与
えられているものでございまして、それは不断
の努力が必要でありましようけれども、しかし、
そういう体系の中で特に初めて教壇に立たれる場
合には、先輩の円熟した指導力というものの力を
おかりするということは、これはごく必要なこと
であらうということからの発想でこの教特法の改

正をお願いいたしておるところでございます。これは教育の向上、そして教員の資質の向上によつて、学ぶ方々のためにもよりよい教育の場を与えることができるであらうということからお願いをしておるところでございます。

○安永英雄君 今おっしゃったことで、先ほどお尋ねしましたように、意気込んでこれをぜひとも今やらなきゃならぬ問題だという認識は生まれてこないんですよ。これは私、新聞や雑誌で見たんですから、直接お聞きしたことはないんだけれども、大臣が今度の国会でこの教特法、これが上がらぬと国会は何をしたかわからぬ、これが重点を入れてあるんだというふうなことをおっしゃったと書いてあるんです。ある局長は、これは自分の首にかけても、これが通らなきゃ腹切り物だ。あるいはまた、臨教審が今お話しのように、かねてこの初任者の研修というものはずっと考えておつて、それが強引に文部省から押し込みまして、臨教審の最終答申でこれが採用されて臨教審答申として出されることになったと。それを聞いて、名前は申しませんが、叫んだのかつづやいたのか知りませんが、今の大臣の説明聞いて、そう局長が通らなきゃ腹切りにやらぬような問題ではないような気が私はする。

なぜなら、今教育現場の方で、それはもうとにかく授業をしながら教材研究をし、あるいは雑務と申しましてもうPTAの会費集めその他たくさん仕事がある中で、仕事それ自身がみずからの勉強、研修だと私も思いますけれども、自分で本を読み、そしてその機会を求めて、研修の場を求めていくというふうな余裕はないにもかかわらず、やつぱりみずから研究しないや、この前も私、本会議で申し上げましたように、今の科学技術の進歩あるいは高齢化社会、こういったものに追いつけない、これは皆自覚をして自分で勉強している。そこに、この初任者の研修というのは重大視するというのがどうしても私は理解できないんですよ。むしろ、あの臨教審の中で改革をまずや

らなきゃならぬのは文部行政じゃないかと私は思ふんです。私はそう思いますよ。

行政の中心でやっていると文部省のこの改革というのについても適切な提言がなされておる。これをまずやらなきゃならぬと思うし、私もここで時間がないうちから申し上げておきますけれども、一番文部省の行政で改革をすべきなかならぬ、それはやつぱり画一的な計画を強引に全国横に広げていくような強硬な態度というものは、これは変えていかなくちゃならぬ。さまたくさんあります、例えば先ほどの関係から申しますと、この初任者の研修というのは前からあった。そして文部省の考え方が臨教審で取り上げられて、それが答申という形になった。さあこの答申に藉口して今かやりやうと、こう言いますけれども、昨年も試行というのをやっていたわけですね。臨教審の答申を受けて、自分でつくつておいて、自分で書いてきて、答申を受けてと見事なテクニックを使うわけですね。

この点で私はまずここで聞きしたいのは、法的な根拠もないのにこの試行がよくもできた、こう思ふんです、金まで動かして。これはひとつ根拠を明らかにしてください。

○政府委員(加戸守行君) 臨教審の第二次答申におきまして初任者研修制度の創設の提言があったわけでございます。その段階におきましては、私どもこの第二次答申が最終答申の形で引き続くことは当然の前提といたしまして、臨教審答申の最大限尊重義務を政府の一員といたしまして初任者研修制度の創設へ向けての準備に入ることを考えたわけでございますが、何しろ大規模な制度でございますし、また、こういうことが学校段階で円滑に受け入れられることを確保する必要もございす。その意味におきまして、本格実施が行われる場合を前提とした問題点の所在を探り、円滑な実施を期したいという観点で試行を行うこととしたしまして、試行によって問題点を探り、そして本格実施の際の万全を期したいというのが第一点でございます。

と同時に、各都道府県段階におきましてこの試行を通じることによりましてそれぞれの準備体制が整い、そしてノーハウを持ち、円滑に本格実施に移行できるであらう、そういうふうな準備を二年間かけて行いたいということで六十二年度予算案におきまして試行の予算を要求し、六十二年年度予算の計上を待ちまして六十二年、現在三十三都道府県、指定都市におきまして二千四百四十一名の教員を対象とした試行を行ったわけでございます。引き続きまして、六十三年度は五十七都道府県、指定都市すべてについて試行実施していただくべく予算を計上させていただいたところでございます。

あくまでもこれは臨教審答申を受けまして、問題点はいろいろございすけれども、なお教育職員養成審議会におきまして一年半かかまして御審議をいただく、そういう教養審の答申も踏まえて同時に、この試行の結果を踏まえた形で本格実施に入りたい、そういうような考え方で対応させていただいた次第でございます。

○安永英雄君 局長、時間がありませんから要点だけを答えてください、今から。

今おっしゃった二つの理由で、これが法的に許されるというものでないですよ。例えばどこかの学校に国語の研究指定校、実験学校、どこかのところにはあなたのとこがよりやる道徳教育についての実験学校、こういったものは現行法律の上、規則の上で、その中でやっています。今度の場合、これはもう明らかに法改正をやらなきゃできないものなんです。そうでしょう。だから法律を出している。法律改正なんですよ。現行法の中でいろいろ試みていくというのなら、それは私はあなたの今の理論で成り立つと思ふけれども、次元が違ふんですよ。これはやつぱり明確に法律の改正というものが行われて、それから実施に移すという厳格にやらなきゃならぬ問題なんです。これをやっているという時間はありません。後でまたこの問題はしますけれども、前から考えておったことなんだ、中教審時代からも考えていた

ことなんだ、だから試行が許される、こういうことじゃないんですよ。これは法律が通らなければ、改正が行われなければ実施してはならない、予算も使ってはならないんですよ。現行法の中でのいろんな施策をやってみるという実験的なものなれば、これはあなたが今言ったように法律上許される。ここは明確にしておかないと、胸を張って試行は当然でございますなどというふうな言い方は、これは不見識ですよ。私に言わせれば違法行為です。

そこで、先ほどから申しましたが、文部省の方は、例えばスポーツという問題について強く臨教審等も求めている。これは生涯の教育の問題からいっても、あるいはスポーツの振興からいっても必要だということ省内の一部の機構の手直しが行われた。私はそれ以外に、機構をいじるということが改革とは私には言いませんけれども、文部省に対する臨教審の注文、特に個性あるいは地域分散、それから自由化、特に校則をいっぱいつくっているけれどもその校則を緩和する、こういった問題についてどう取り組んでおるか、お聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 臨教審答申におきましては、個性重視の原則、あるいはそれを敷衍したものとしまして例えば多様化でございますとか規制緩和等に関するいろいろな御指摘、文部省に對してもございす。

これらの事柄については、それぞれの答申の趣旨を踏まえまして、例えばいろんな取り扱いにおきまして弾力的な運用をございすとか、あるいは多様化への道とか、各般の行政施策の上で通達、指導等においてその実現を図るべく努力をしておりますところでございます。

○安永英雄君 腹切つてもやろうという意思は全然感じられませんか。夢中になって、何が何でも初任研の問題をなし遂げなければならぬ理由がわからない。やらなきゃならぬのは、文部省が変なことでございす。私なんかもやつぱり文部省の解體論者なんですよ。文部省は大体あつてはなら

ない存在だったんですよ、内務省と一緒に。これは随分解体を迫られた。こういった事態があつて、やっぱり何となくも文部省自身の今日までの反省、こういったものをまずやるべきだというのが私の考え方ですが、この点は後でさらに具体的に聞いてみたいと思います。

そこでその次に、この初任者研修制度というのは、自主研修を基調とした教特法の精神にもとるのじゃないか、この法案は。これも本会議で聞きましていただいても、何か短時間でありますので大臣のお考えが私には余り十分受けとれませんでしたので、改めてここでこの教特法の改正、初任者研修制度というものは教特法の精神にもとるというふうに私は思いますが、どうですか。

○国務大臣(中島源太郎君) 教特法の前段にやはり地方公務員としての義務というものはあると思ひますが、御質疑の中の教特法でございますが、教特法の十九条の中に二つの面が描かれておるといふふうに私は考えております。

もちろん、教育の職にある者は不断的努力をもつて研究と修養をすべきである。同時にまた一方におきまして、任命権者がその研修のための施設あるいは方途あるいは計画などを立てて、そして系統的に、体系的に研修をさせるという責務がある。これは両方相まつて行われるべきものである。また教特法でここに特に書かれた教員の心得としては、これは日々いつでも、つまり生涯かけてという意味にもとれるわけでありますが、これは研究と修養を積み重ねていくべきものである、また一方、それを進めるために任命権者も初任のときだけでなく、また体系的に、例えば節目と言へば五年とか十年とか二十年とか、そういう体系的に研修の方途あるいは計画を立てて行うべきものである、その一環の中の一つとしてこの初任者研修を考へておるところでございます。

○安永英雄君 本会議で聞いたのと多少違ふような気がするんですけども、竹下総理は自主的研修も大切であるということ強調された。しかし、教育行政機関が適切な研修の機会を提供する

ということも必要だということを言われた。私はあのときに申し上げたのは、教育職にある者が教育の場合に一番考へておかなきゃならぬのは、一人一人の生徒児童というものに接していくわけですが、そこにやはり人格的な触れ合いというものが、それから教育というものは生まれてくる、あくまでも研修を積んでいくということ、そしてやはり自主的な教員自身がその気になって、そしてやはり触れ合いの中で火花を散らしながら子供の成長を助けていくという営みが教職というそれ自体についておるわけですから、これはやはり研修というものは当然みずから行う自主研修ということが一番基礎にならなければならないことであつて、今おっしゃったように行政機関というものはそういうものを援助する、そしてそういう機会をつくつてあげる、保障する、こういう補完的な任務を義務づけられておるんじゃないかということをおの前の申し上げたんですが、今はちょっと違つたような気がするんですけども、同じですか。

○国務大臣(中島源太郎君) 大綱において私は同じだと思ひます。重ねて申しますが、教職にある方々は不断的努力をもつて研究し修養する、これは自主的な責務を規定しておるものでありまして、これが一般の公務員と違ひますのは、一般の公務員は例えば地方公務員法の第三十九条では、勤務能率の発揮増進のために研修を受ける機会が与えられなければならない、これは任命権者が行うものである。しかし、これを公務員もそれだけではいけませんよ、不断的努力が必要でありますという面では、確かに先生おっしゃるとおりでございます。

ただ十九条では、その二面が描かれておると考へております。その研修のために任命権者もその施設、方途、計画等をしつかりと樹立をして差し上げる、これまた一方の責務である。この両方が相まつて行われるべきものである。それは不断的努力ということがいわれておりますが、しかし任命権者は少なくとも体系的な中で、特に先生おっしゃるように、触れ合いの中から学んでいくとい

うことは、これは教職生活全体を通じてございしますが、その中で初めて教壇に立たれるとき、これは一番重要なときでありましょうから、十九条の一と二の相補完を合はせながらいくという中の一番大切な時期として、このような任命権者は特に初任者の間の研修に力を入れるべきであるという考へから御提案をいたしておるところでございます。

○安永英雄君 私は、言葉は悪いけれども、行政機関の方で当然基盤としては教員として自主的に不断的研修をやつていくというのが基礎であれば、それを妨げるような行政研修というのはあり得ない。あなたもおっしゃつたように、補完をするんだという立場でなければならぬわけですね。

だから私は、今おっしゃつた、いわゆるあなた方がよく使う行政研修、こういったものは第一義的には研修施設の設置をやるとか、あるいは研修奨励の方法を講じていく、例えば学校における研究資料を行政の方で十分使えるように備へる、あるいは設備を充実する、あるいは旅費や会議費、そういうことも潤沢に与へて援助をする、講師の謝礼あるいは図書、こういった自主研修の条件整備というものに努めるのが、これが行政の義務づけられた内容だといふふうに私は思ふんですけども、どうですか。

○国務大臣(中島源太郎君) おっしゃるような具体の問題もありましょう。ただ、前段で申されました点ですね、これは重要なことだと思ひますが、教職にある方々の研修と任命権者の責務とが相反するものであるといふようなことは全くあつてはいかぬこととございまして、少なくとも人を教える、そして教育は人であるといふ、その教育者の資質の向上、それからこれは画一的な型にはめるといふことは全く考へておらぬわけでございます。少なくともその個の教職にある方々が見る児童生徒を教えるについては、やはりそれぞれ個性を伸ばし、能力を伸ばし、ただその中には実践的な指導力というものは、初めての経験でありますから、そういう面で円熟した先輩の指導

者の生きた実践的指導力を仰いで、なおかつ自分の個性が生かされながら児童生徒と接することができるよう、そういう面では考へ方は全く同じであらうと私は考へております。

○安永英雄君 そこが問題なので、一つも合っていないんですよ、あなたと私は。あなたはあくまでも任命権者に研修実施の義務づけをする、こゝうおっしゃつておる。そしてこの前の答弁を見ても、任命権者の研修についての責務をより明確にしたい、ここが一番力説されておるところなんです。私とあなたとは研修についての意見が一致しているようだけれども、私は補完的なものだ、だから法律改正までやつて義務づけをするとは何事かといふのが私の立場なんです。これは百八十度違いますよ、あなたと。

私は、現在の現行法で、研修というのは、先ほど当初に述べたように結構教員はやつてゐる。わざわざここで教特法を改正して任命権者にやらなきゃならぬと義務づけると。今の現行法というのは、これはもうあれでしょう、「研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない」という限度にとどめてある。これは努力義務といふものを課したにすぎないんであります。今は、その限度の中でやつていつてゐる。それをさらに初任者研修に限つては法律を変へて、これは法律で義務づけなきゃならぬと、こゝは。これは法律でやらなきゃならぬと決めたんですから、絶対にやつてもらわなければならないという意思表示をやつてゐるわけなんです。これは大きな変わり方なんです。なぜそう変わるんです。現行法でやれませんか、初任者の研修を。

まして私が一番心配するのは、後でまた申し上げますが、あなたは不断的努力をせんならぬ、したがって、まず初任者の研修を義務づける、しかし、他の一般の教員の場合もそうあらなければならない、あなたのねらつてゐるところは、全員のとにかく教員に対して研修をやらなきゃならぬと。今まででもやつてゐるんですけども、それを法律で今度は締めつける。こういうことが果た

してできますか。そこがねらいなんでしょう。私は一番ここが問題だと思ふ。

私は、まず現行法の中で、主体はやっぱり教員みずからの自主研修なんだ、行政はそれを援助する、こういう立場であれば、私は現行法で十分やれるんじゃないか、なぜ変えるんだらうというふうに思つておつたわけですが、そこまで言われると、私はもう少し掘り下げて検討しなきゃならぬ。だれが見ても教特法の十九条と二十条、よほどのひねくれ者が読めぬ限り、当たり前に読めば、私が申し上げたように、この一項というのは、これは教員がもう自主的にやるのが基礎なんだと。二番の二項は行政の關係が書いてあるけれども、これはそれを補完するあらゆることを手助けをしなさい。三番目は、こういうことは自主研修がやれるように、二十条一項、二項、三項は、これはもう具体的にその自主研修を助ける項目を挙げてあるんであつて、これじゃ氣に食わないんですか。初任者についてはどうしても法律を改正して、努力義務をはっきり義務づける、やらなきゃならぬと義務づけるという理由は何ですか。これをちよつとここで聞きたい。

○國務大臣(中島源太郎君) これは、先ほどからの御質疑にありますように、二つ申し上げたいんですが、一つは、先生は臨教審の答申に盛り込んでそれを受けて無理にやるのではないかと、こういうお考えのようであります、私も臨教審にも確かに盛り込まれました。しかし、その前からこの問題は、先ほど申しましたように、必要性は説かれておつた、四十七年の教審の建議にもこれは入つております。したがつて、それは必要であらう。

ただ、二番目は、さっきおっしゃつた十九条の二、あるいは二十条を引用されますと、や、やはりその前に地方公務員法の三十九条もこれあります。ただ、これは勤務能率を前面に押し立てて、そして研修を受けるべきである、こういう三十九条でございますが、教員たる者はまさにそれに付け加えて、先生もおっしゃるよう

に、絶えざるやっばり努力、努力の中には研究と修養と二つに分けておりますけれども、これが必要であらう。と同時に、十九条で任命権者の責務も書かれてございます。

も書かれておわかりいただけたとしても、なぜ今これを法律で義務づけなければならぬかという御質問が重点であらうと思ひますが、私もはそういう中から二つの方法、例えば一つは、教育のカリキュラムというものは、やはり単位として一年間のカリキュラムである。その一年間を通して担当をしていただき、一方で研修をしていただく。そしてまた能力の判定と申しますか、それなり教育者としての特殊な任務がございませう。しかも、今回は御自分の教育と、一方で研修を同時にお受けいただくわけでありまして、そのカリキュラムの一年、それから教員としての単位の一年、それからもう一つは能力判定としての一年、これを一年として定めさせていただくというのを御審議いただいております。ところが一つの問題であると思ひます、それが初任者のときは特に重要であらうからということでありませう。

それから、つけ加えさせていただければ、さっき申し上げましたように、これは画一的な教育を指導するのではなくて、個に応じてその教員の方の資質を向上させようというねらいのもとにお願いをしておるものであります。

さらにつけ加えさせていただければ、おしかりを受ける範囲であつたかもしれませぬけれども、私も私としては試行をいたしまして、三十六都府県で試行をして、その結果、いい面も悪い面もありましよう。いい面は伸ばし、そしてその中では、これはよかつた、あるいは学校全体が研修を行うことによつて向上したといういい面が書かれておりますし、また一面では、やはり父兄の方々あるいは生徒諸君に対する御指摘もございませう。だからそれは、試行というのは、やってみていい面、悪い面、いい面を伸ばして悪い面はさらに改革しながらということ、政府委員からお答えい

たしましたように、昨年三十六都府県市、ことしは五十七都府県市で試行をさらに行って、そして万全を期してまいりたいということをつけ加えさせていただきますと思ひます。

○安永英雄君 後段の試行の問題については徹底的に私は後でやります。あなたの今の答弁されたのは局長より悪いですよ、当たり前だと言つてから。それはいいけません。試行というのは、現在の法律の中においていろいろ試みていく場合にはこれは許されるかもしれないが、法律を変えなければそれが実施できないような内容であれば、これは試行はやってはならない。これは後でやります。

ただ、今私も意外に思つたのは、地公法を出されました。そこまでいくなら、きょうのところ次の質問もあらうから私は控えておこうかと思つたんですけれども、補完的な、この研修を援助していくというのが行政の責任なんだ、努力目標なんだというふうに言われるなら私はあると思うけれども、地公法まで検討してそういう考え方が出てくるとするなら、あえて私はこの教特法の本質的な検討をやらなければ、これは出てきませんよ。法律をつくるに、努めなければならぬというのと実施しなければならぬというものの使い分けというのは、これは大臣も専門家かもしれませぬけれども、法律用語としては随分意味が違ふんです。地公法が母法ですよ、教特法の場合、あるいは国公法、これが母法ですよ。だから、そこで私は、それから生まれてきた教特法というものは、どういう精神から生まれてきたんですか、どういふいきさつで生まれてきたんですか、お聞きします。

○政府委員(加戸守行君) 公務員の身分取り扱いその他の事柄に關しましては、国家公務員法、地方公務員法がそれぞれ国家公務員、地方公務員のすべてに適用される法律でございますが、教員の場合は、その職務の特殊性にかんがみまして同様な取り扱いをすることが適当でない分野につきましては、国家公務員法、地方公務員法に關します

特例という形で、あるいは一部の規定を適用排除して別な取り扱いをする、あるいは国公法、地公法に書かれております事柄を拡張し、その他の付加事項も規定する等の多種多様な取り扱いによりまして、教員の職務の特殊性に基づきました身分取り扱いその他に關する規定を設けているわけでございます。国公法、地公法の適用を排除する場合と、国公法、地公法の規定をさらに敷衍する場合と、多様な規定が盛り込まれていてと理解いたしております。

○安永英雄君 早口で言われたけれども、要するに、教職というものの特殊性ということから一般の行政職と別な形をとるということですが、この法律ができるまでの、いわゆる教員の特長性、あなた方は何でもかんでも、特殊性だたら何でもやれると思つておるようですけれども、法制局長官とか総務庁の長官なんというの、全部答弁は教員の特長性なら何でも許されるような答弁、私はあきれ返つたんだけれども、これはどういうことを内容としていますか、特殊性。

○政府委員(加戸守行君) 基本的には、一般公務員と異なりまして、教育公務員の場合には教壇に立つて教育活動を展開するわけでございますので、児童生徒に対します全人格的な触れ合いの中で職務が執行される、そういうふうな観点から特殊性ということが基本的に出てくると考えられます。

具体例を申し上げますと、例えば国家公務員、地方公務員の場合でございますならば競争試験によつて採用するわけでございますが、教員の場合につきましては競争試験によつてその全人格的な把握が困難である。そういう意味で、例えば任用は選考によるのか、あるいは今の研修の規定もそうでございますけれども、みずからが切磋琢磨してもらう必要があるということで、教育公務員特例法十九条一項のような規定があるとか、あるいは例えば大学の教員に關しましては、いわゆる大学管理機関の決定によりまして、意見に基づきまして任用が行われるとか、そういうふうな、教

員としての職責を遂行する場合、そのバックグラウンドとなります教員にとって必要なこと、そのバックグラウンドになるような事柄をいかに効率的、効果的に達成するか、そういう視点から教育公務員特例法が設けられているものと理解いたしております。

○安永英雄君 そんな例え話で、例えばこういうところ、こういうところ、そんなことで法はできてないんですよ。地方公務員法から特例法が分かれていて、そして職種の特殊性というものの、基底に何を置くか、大論争ですよ、これ。きちんとしたものがあるんですよ。例えば例えと言つて一部分だけのことで一般行政職と教員とを区分けして、だからそういうものでしょうなんというように、そういう常識じゃないんですよ。

本法については、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその職務の特殊性に基づき、その任免、分限、懲戒及び研修について規定する。そして本法の意図は、教育基本法、法律に定める学校の教員は全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚しその職務の遂行に努めなければならない、そのため教員の身分は尊重され、その待遇の適正が期せられなければならない、次に、教育は不当な支配に服することなく国民全体に対して直接に責任を負つて行われるべきものである、教育行政は教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならない。これだけのものが教員の特殊性としてはつきり、分かるときに、教特法の職務と責任の特殊性というものを立法のときにも認めて、これは分かれていったといういきさつがあるわけです。

私が今言ったところは全部、これは民主的でないけれども、あるいはこれは身分を尊重されなければならないとか、そして行政があまりにもいっていいじゃないですか、教育行政は教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備を目標としなければならない、こういう要素が重なつて特殊性の中から教特法は生まれてきておるといふ精神は、はつきり踏んでおかなければならぬわけ

ですよ。だから、ここで先ほどの努めなければならないというこれが教特法の境界を示しておるんですよ。

これは五十七条、この一番最後にそう書いてあるんですね。ただし、教特法が生まれても第一条の精神に反するものであつてはならないというところで地方公務員法の精神が書いてあります。地方公務員法の第一条、この中に研修が出てくるわけですね。「地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務」その次に「研修」、ここに研修が出てきて、それを受けて特例法はできています。そして、「地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。」この一条の精神に反してはならない。これが特例法をつくつてもこの一条の精神を逸脱してはならないというふうに法律はきちつと決めてある。だから、この立法のときのあれを調べてみました、私も。あなた方も十分検討してこういうむづかしい法律を提案しているというふうには思わないけれども、逸脱しているんですよ。一条の精神に反するものであつてはならない、これは地方自治の本旨の実現ということなんです。ここらあたりは一条のこの制限というので私はあくまでも言いますけれども、その実施に努めなければならないというのが一条の精神の枠内で、やれというの是一条の精神を逸脱する、私はそう言っているんです、意見があつたら言つてください。

○政府委員(加戸守行君) 教育公務員特例法は、「教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき」という書き方をいたしておりますが、これは児童生徒に対して教育活動を行うということが「教育を通じて国民全体に奉仕する」、そういうような形で非常に直接的な形で、しかも全人格的な触れ合いそのものが教育公務員の職務と責任であるという、そういう視点から設けられているわけでございます。

今回の初任者研修に關しましては、教員がまず

教育活動に入ります場合に円滑に入り、かつ可能な限り自立して教育活動を展開できるようにするために必要な措置と考へておられるわけでございます。この事柄は、教員の全体的な水準の維持向上という観点から一年間にわたる大規模な研修制度でございます。これが今、国民的な要請にこたへなければならぬ教員の資質向上の大きな役割として私も考へておられるわけでございます。教育公務員が教育を通じて国民全体に奉仕するために必要な事柄として教育公務員特例法に規定するにふさわしい事項であると判断をして提案を申し上げておる次第でございます。

○安永英雄君 そう軽いものじゃないんですよ、この自治法にしたつて公務員法にしたつて教特法にしたつて。それぞれの法律の体系の中でやつていって、あなたのような考え方は、一番末端の教特法というふうなものの中でこういう法律改正はやつてはならない限度を破る。今おっしゃるような理由では、これは私は納得しませんね。

第一、これは時間がありませぬけれども、終戦後新しい法律、憲法、これができて、地方自治体というものは車の両輪なんだ、国という立場と地方という団体は対等なんだ。これが確実に憲法ではつきりなつておる。したがつて、中央行政機関というものと地方の行政機関というものの間では、これは関係はあるけれどもそれぞれの国権を分権している、それが新しい憲法の精神じゃないですか。自主の精神というの、新憲法下において確立されたそういうものなんです。だから、指導監督、命令とか指揮とかいうものについて、指導監督はならないんですよ。教員だつて地方公務員だ。公務員法が適用されておる者なんだ。だから、文部省が果の教育委員会に対してこうやれとか義務づけるといふことをやつてはならないのが憲法の精神で、自主の精神です。だから今の現行法に限度を決めておられるんですよ。それを破ろうというのとは別の意図しかないんですよ、あなた方。そうしか考へられない。

もう一遍聞きますけれども、現行法の地公法の

研修の項目、こゝを義務規定というふうに変えたのはなぜか。私が今申しように、自主の精神その他からいって指導監督といふことはできないんですよ、指導助言ですよ、あくまでも。指導助言を、あなたのところから地方の教育委員会に対して、おまえのところはこれを強制的にやれ、義務づけると法律で決めるからそうやれと言ふのはなぜなんですか。現行法でなぜできないんです。指導助言の域を脱してはいかぬですよ。どういふことで

○政府委員(加戸守行君) 具体的にどのような研修を行うか、あるいは研修の実施をするかしないかというのは、一般的に申し上げまして、それぞれ自治体におきまして適切な判断によつて任命権者が行うところでございます。

しかし、今回の初任者研修に關しましては、いわゆる全国的な意味におきまして教育の水準の維持向上という観点から、全都道府県段階におきまして同様な程度の研修が行われ、かつ教員の資質向上が図れることを期待しておられるわけでございます。例えを申し上げますとおしかりを受けますけれども、義務教育の水準、規模という観点からは、例えば教職員の定数改善、学級編制あるいは定数に關します国の法律等もござります。同様に、一年間にわたる初任者の研修を実施するということは、法律によりまして各都道府県任命権者に義務づけをしたいというのが今回の提案でございます。行政的措置によつて実施を義務づけるわけではございません。

ただ、現在行つております初任者研修の試行は、法律に基づいて義務づけをできる事柄ではございませんので、各都道府県段階、指定都市におきまして試行を行つていただけるかどうか打診をして、それぞれの自主的な判断によつて試行を実施していただいているわけでございます。その意味におきまして、今回の初任者研修があくまでも全国的な教育水準の維持向上という観点から、かつ教員が教職についた最初の段階として必要な事柄として、一般的に法律において今提案してあり

ます改正案におきまして義務づけを図り、全国的に実施をしていただく、その内容等につきましましては、任命権者の適切な判断によって運用を期待する、こういう考え方で提案を申し上げているわけでございます。

○安永英雄君 それはますますたちが悪いじゃないですか。現行法の中で、縛ってはならないし、努めなければならぬという、努力をしないという法律がこれは限度なんだ。それを初任者に限っては全国一律にやらせようと思うから法律を改正してでも実施というふうに踏み切らざるを得ないという答弁なんだけれども、こんな法の系列を無視したやり方が通ると思いますか。また昔の内務省の方と各県の知事部局の中における学務課、この関係に戻したいというんですか。

戦前は、もう文部省で考えたら、そのうちにばつと行って、あつたやれ、全国一斉に軍事教練やれと。ドイツのオリンピックに行つたところが、入場のときにぶざまな行進をやつた。世界じゅうから笑われた。もうばあつと電報が来て、文部省は翌日、全国に歩く練習をせよと。こっちはびっくりして、とにかく正常なるものを、運動場に生徒を出して毎日毎日、どういふのが正しい歩き方か知らぬけれどもとにかく歩かせる。全国一斉にやらせようというなら中央集権的にやうつと文部省が権限を持たなきゃできない、その方向に戻していこう、私はそうとしか考えられないんですよ。今の現行法で結構研修はできるんだからね。今さっきの答弁じゃないけれども、初任者だけについては全国やらせようと思ひますのでこのところはこれは命令でやらせるように義務の法律改正をやるんです、あなた今はずきり言つた。

けれども、先ほど大臣もおっしゃつたが、ただ単に初任者だけではない、年齢別何とかとちつとおつちやつたけれども、全教員に対しての研修というところについてはもう絶対にやらなきゃならぬという文部省の意向、そしてそれを県教委あるいは地教委は絶対にさせなければならぬという義務を負わせる。私はそう昔のことまで言う気はないけれども、ごく最近の文部省は、民主的な憲法の中で、教特法の中でやろうとしてもとにかくもどかしい、思うとおりにはいかぬ、いかぬから法律改正して義務づけよう、これが本音じゃないですか。それが本音ならそれは局長も首かけてやる気持ちでしよう。大変なものです。憲法にも法律にも許されない地方自治というものの尊厳を侵していつて地方自治に介入する、その糸口をつくつたといつたらあつた局長ですよ。首かけてもやりがいがあつた。そういう以外に現行法でやつていつてできる研修、まだたくさんやらんからぬ文部行政の中で特に選んで研修のところ、特に初任者の研修、これをまず義務づける。その次に一般の教員も義務づけますと今高らかに宣言された。研修の次は何をやつてくるか。何でもかんでもやれるような体制をつくるんじゃないですか、あなた方は。そうじゃないというのなら撤回しなさい。明らかにそういう方向ですよ。方向というよりもそれをねらつてゐる。研修以外の問題で文部省は号令かけて法律で全国やらなきゃならぬのだから、これはこだけとはにかく義務づける、法律改正しなきゃならぬというのだったらこれは時代逆行ですよ。民主主義を破壊するんですよ。大げさなことじゃない。これは壁に穴があいておらんのです。今の法律の精神に基づいてその範囲内で指導助言する。

指導助言といふことをちよつと私申し上げましたが、これは局長にもいつか質問したことがあつた、教育委員会法の問題で。通知通達と。あなた方は通知と通達でしよう、今やれるのは。その次に交付金と補助金。これでもつてあなたの方の意向を伝えていくという方法を今日までつてきたけれども、もどかしい、もう法律それ自体をやれるようにしなきゃならぬというふうに踏み切つたんですか、どうですか。

○政府委員(加戸守行君) 初任者研修制度は、先ほど申し上げましたように、教職につきまする最初の段階として必要な措置と私どもは考えているわけでございますが、これは教員の資質向上を求め

る国家国民的な要請を受け、かつ全国的な教育水準の維持向上という観点から全国的にこれを実施していただきたいということで提案を申し上げてゐるわけでございます。これは国会の場におきましてそれが国の国民に対する回答として必要かどうかの御判断を仰いでいるわけでございます。

事柄としましては、もちろん地方自治の本旨というところはございまして、どのような内容的な形で研修を実施されるのか、それは各自自治体の御判断でございますけれども、先ほどから申し上げましたように、いわゆる教員と申しますのは教育を通じて国民全体に奉仕をするという職務を持つてゐるわけでございます。自治体の組織であると同時に職務執行自体が国民全体へ還元される、そういうような性格であるということに基づきまして教育公務員特例法が規定されてゐるわけでございます。そして、そういう観点から教育公務員特例法の中で設けることにつきましては要当な措置であるかと私どもは考え、提案をさせていただいて、その御判断を国会でお仰ぎし、そして法律として制定された場合には、各自自治体は教育公務員特例法の改正された後の規定に基づきましてそれぞれ適切な初任者研修を実施していただく、そういうようなことを想定いたしてゐるわけでございます。

○安永英雄君 国家国民のためにやつておると胸を張つて言えるような問題じゃないですよ。やれなことをやつてゐるんですよ。とにかく文部省が言つたら何でも承るような体制をつくらうと思つてゐるんですよ。第一、あなた方が全国の初任者といふものの研修についてとやかく言わないで、地方教育委員会やそれぞれの学校自体でやつてゐますよ。全国全国とこう言うけれども、全国ならばどうしても一つの系統をつくらなきゃならぬ、どこもやるように。そんなものじゃないですよ、研修といふものは。これは自治体に対して今一番この問題を守つておるのは自治省ですよ。当然です。特高時代、警察といふものと自治省というもので分けて官庁もできた。内務省解体ですよ。

だから依然としてやはりさすがに自治省は、そういった上下の関係、それではない、あくまでも指導助言なんだという立場をとつておるのは自治省ですよ。国家の地方公共団体に対する関与といふものは、あくまでも両者の本来的な対等性、上も下もない、協力助言を行うというこの前提を確立しなきゃならぬわけですよ。これを当然守らなきゃならぬし、教特法といへどもこの関係は、文部省と地方と教育委員会との間でもこれはあくまでも対等性といふものがあるんです。だから協力助言、この域を出るものではないんです。

何回も私は言ひますけれども、そういうものなんですよ。たかがと言へば言葉は悪いけれども、初任者の研修といふ一つを取り上げて、そしてこいつは対等性とか法の仕組み、こいつはものについて穴をあけることはできませんよ。幾ら初任者研修を全国やりま、教育上の問題ですと特殊性を説いたところで、県の段階から地方教育委員会の段階からこれは対等です。それらに向かつて、やらなきゃならぬと法律を文部省がつくつてやる必要はない。現行で十分研修はやれる。大臣、ついでにお聞きしますけれども、大臣の管轄されております文部省の職員の研修はどうされてゐるんですか。

○政府委員(加戸守行君) 文部省におきましても、採用されました新任職員に關しましてはそれぞれ一定期間その職能に應じまして必要な研修を実施してゐるところでございます。

○安永英雄君 国家公務員法の七十三条どおりやつてゐますか。

○政府委員(加戸守行君) 国家公務員法の七十三条は「勤務能率の発揮及び増進のために」といふような書き方をいたしておられますが、その観点に基づきまして、文部省における初任者研修もございまして、それから人事院段階におきまして、各省を横断した形での研修もございまして、それぞれの目的、内容に従つて行われるわけでございますが、人事院段階におきましては公務員全般を共通するような研修でございますし、文部省段階にお

きましても、採用されました新任職員に關しましてはそれぞれ一定期間その職能に應じまして必要な研修を実施してゐるところでございます。

○安永英雄君 国家公務員法の七十三条どおりやつてゐますか。

○政府委員(加戸守行君) 国家公務員法の七十三条は「勤務能率の発揮及び増進のために」といふような書き方をいたしておられますが、その観点に基づきまして、文部省における初任者研修もございまして、それから人事院段階におきまして、各省を横断した形での研修もございまして、それぞれの目的、内容に従つて行われるわけでございますが、人事院段階におきましては公務員全般を共通するような研修でございますし、文部省段階にお

きましては、特に教育行政関係を中心とし、それに教育行政周辺の事柄、あるいは一般教養的なものを含め各般にわたる研修を行つていくところでございます。

○安永英雄君 後で、文部省がやりました研修についてはこれは全部人事院に報告しなきゃならぬということですから、去年の分出してくだされ。

この国家公務員法の七十三条というのは要するに能率増進というもので、いわゆる地公法にこれに当たるわけですが、この取り扱う内容というのは研修に関する事項、保健に関する事項、レクリエーションに関する事項、安全保持に関する事項、厚生に関する事項、この四つです。地方公務員も大体これとよく似ている。要するに職員を大事にしなきゃならぬという先ほどのあの項目に従つて、いわば研修というのは、今申しましたように保健の問題、体の問題、教員の問題では十四条あたりをつくつていられるんですが、体を健康に保つていくということとかレクリエーションの問題とか安全の保持とか、あるいは福利厚生関係、この中に研修というのはすべて入つておる。この法体系のレベルからいけば、そのレベルのこの研修なんですよ。あなた方が大げさに言う日本の教育、研修しなきゃすぐにもつぱれそうなのと、こういうのはそういうものじゃないんですよ。こういうレベルのこの研修という問題なんです。

何かあなた、あの大きな教育法規の中からずつと調べ出して研修をやつて、研修の中のこの初任者のところだけ取り上げてそこだけは絶対やらなきゃならぬと、こういうばかげた私は提案の仕方はないと思う。やるなら堂々とその制度に返すなら、全国の教員が文部省の言うとおりになるような、こういった法体系を組み直すという提案なら男らしいけれどもね。それをやるならやってみなさい。ここで徹底的にやる。ひきょうですよ、あなた。それで、法の初任者のところは全国やらにやらぬですから、この際全員にやるためにはこのところを現在の現行法を修正してそれを命

ずるということで義務づけたい。その次には全部の教員についても考えておられますよという情報が入つておる、その次どこにいくか想像できるでしょう。

私が質問したかったのは、この教特法に触れるんじゃないかという控え目な質問をしたんですけれども、当然公務員というのは、研修というのは今申し上げたような権利として従来持つてゐるものなんです。権利の主張できる項目なんですよ、研修というのは。むしろあなたの方から言われぬでも本人がやつて、本代でも出してくだされといふ、本来これが研修なんですよ。「権利です」と呼ぶ者あり。権利といふばまた逆に、それはそれなら先生たち全部権利を研修のために持つておるといふんならそらつという考え方、それは私も行き過ぎだと思ふ。それはあなたの方ができるだけ援助をしてやつたらい。そういう形がなければ、やっぱり補完の意味のことは必要だから、これは別個のものとは思ふんですけれども、本来、自分の職場というものが汚い、不衛生だ、この項目の中ではつきり出ているからひとつ掃除をしたりあるいは修繕をしたりやつてくだされといふ権利があるから言ふんですよ。

レクリエーションなんて文部省やりましたか。職員はレクリエーションなんて年に何回ぐらいやつておられますか。これはやらなきゃならぬことになつておるんですよ。あなた方から言えば研修と同じことですよ、これ。レクリエーションのレベルなんですよ、研修というのは。全員のとにかく体育会でもやつたら酒の一升も出さなきゃならぬ、これが権利なんですよ。そういうものなんです。よ、実際言つて、厚生施設その他が悪い、だからやつてくだされ、法律でちゃんと決まつてゐるじゃないですかと言ふのが、これが権利です。どう思いますか。研修というのは本来教員が持つてゐる権利じゃないかと私はあえて申し上げますけれども、どう思いますか。

○政府委員(加戸守行君) 教育公務員特例法の十九条一項では「教育公務員は、一絶えず研究と修

養に努めなければならない」といたしまして、みづから切磋琢磨することを教育公務員の責務と規定したしてゐるわけでございます。もちろんこれに對しまして行政側も各般の対応すべき事項は、十九条の二項による努力義務、あるいは二十条の二項におきます例えは自宅研修の規定、二十条三項におきます長期にわたる現職教育の規定等を設けまして、それに対する援助措置等も規定してゐるわけでございますけれども、私どもはふだんからそういった研修をすべきであるという責務を負つてゐると理解しております、研修権と先生おっしゃつておられますような権利という概念では把握はしてないところでございます。

しかしながら、そういった今申し上げた責務を遂行するために努力されることについて、行政側がすべき立場にあるという意味におきましては、先生の趣旨も理解できるところがあるわけでございます。

○安永英雄君 どの程度理解したのかわからぬです。これは文部省の職員が研修をやるというところで、さっきのようなことを、特に研修の問題については人事院にさせることになつてゐる。そして文部省自体もやらなきゃならぬです。人事院は全省にまたがるような研修をあそこです。そして人事院は各省から報告を受けて、職員のために監視の責任もあるんですよ、人事院は。

なぜ人事院に研修だけを持つていったかというのは、これは労働組合というものを結成しておつたけれども、それがいわゆる争議行為というものの禁止の代償として人事院ができたんです。人事院というものは中立な立場に立つておつて、そしてそこで本心に職員のために厚生施設ができてゐるか、レクリエーションも適当に行われておるか、研修も行われておるかということについてあそこは監視役なんだ。言いかえますと、交渉をするけれどもストライキはできない。そのかわりに、人事院がかわつてこういうものが保障されておるか

どうかということ監視する立場にこの国公法の仕組みはなつてゐる。それぐらいにむしろ教職員の立場に立つても文部省というものはもう少しにか、教員が一生懸命自主研修をやつてゐる、研修をみずからやつてゐる、当然自覚しながらやつてゐる、それを助けるためのいろんな方策を考えなさいということなんで、何だか強制的にねじ伏せながら研修をやれ研修をやれという代物じゃないんですよ、これは実際言つて。

私、この前も本会議で大臣にも申し上げましたけれども、これだけの研修をやつて八百億も使うなら、これは今の国民が本心に待望してゐる四十人学級は、打ち込んでいってすぐできるんですよ。あなた方はとにかく自然退職、生徒児童の減ということ、自然退職を待つていつて、そのうちに何にも手を打たないでも四十人学級ができるような、そして年次計画とかなんとか言つてゐるけれども、私はあれは借用できません。そちらの方に打ち込むのが当面の文部行政の最大の責任を果たすことになるのではないかと。あるいはあのときも言つたように、各人の職務に追われ、あすの教育の学習をやつてゐる、それ自身が自分の研修なんだ、日々の研修なんだと一生懸命にやつてゐる。それではやっぱり自分みずから磨かなきゃならぬというので、自費を使つて工場見学に行つてみたり大学に勉強に行つてみたり、いろいろ研修をやつてゐる、そういうものについて援助をする。できることなら、そういう金があるなら、研修研修と言ふならば、そういう研修費というものを各都道府県に渡して各学校まで行くようにして、図書を買つたり、研修のための旅費に使つたり、いろんなことをやるのが私は研修に對する行政当局の本當の姿勢じゃないかと思ふんです。

自分の意見ばかり申し上げますけれども、この前はむげにけられまして、そういうふうな転用することは考えていないということですから、どうですか、大臣のお考え。大分長くしゃべりましたので大臣の考え、ひとつ変える考え方ありま

せんか。それでも文部大臣として、教育行政としては初任者研修に対して法律を変えてでもやらなきゃならぬとやっぱり思い込みますか。

○国務大臣(中島源太郎君) いわゆるこの教特法十九条、二十条を敷衍されて、そして母法まで言及をされて、そして先生の御所信をお述べになりました。その御趣旨はよく承りましたけれども、先ほど申しましたように、教育者たる者の職務というものは、やはり教育を通じて国民全体に奉仕するという立場の中で、先生のおっしゃることでよくわかりますのは、人と人と接触する中で、その中で学び補って、それはよくわかるわけでございます。

しかし、その中にはやはり円熟した先輩方の実践的な指導を仰ぐということも必要でありましたし、それから幅広い知見を得ていただくことも必要でありました。その中で、特に初任の間は、それが資質向上のためにも、また教育のためにもぜひ必要である。また、私が考えるだけでなく、試行をさせていただいたアンケートの中にもそういう声が強いのことを踏まえて、これはやはり私も進めさせていただく道であるというところで、この法案も御提案を申し上げておるわけでございますので、御審議の上御賛同いただきたい、これをお願いしつつ提案をいたしておるということを再度申し上げさせていただきます。

○安永英雄君 そう言われても理解できません。

これは、この前も私は言ったけれども、臨教審でも文教行政において従来の指導助言というものがある以上には指導監督にとらわれている場合が文部省は多い。また、過度に形式的な法律解釈論や通達に依拠する傾向があった、強制的な影響が非常に強いと感じる、こういう報告書まで出ているんですよ。臨教審が言うくらいですから、私も、もう長い間文部省のこういった締めつけには手をやいておるんですよ。

先ほど言ったように、今度法律で初任研というもののについては義務づけをする。こうなりや、

もうあなたのところとしては決めたものですよね。違反するやつは行政処分。違反して、違反して、違反して。今では違反してあるかどうか、あなたのところは努力義務を課しておるんだから、これが限界なんだからね。研修に努めなければならぬという努力義務があなたたちにあるけれども、そこそこ穴はあければ、今度は義務的に法的にやらなきゃならぬという制度化をされる、その過程でも今まで、大臣、これはあなたも新しいから私は申し上げませんが、それは臨教審が顔をしかめるくらい、それ以上のことをやっているんですよ。研修をやろうと言ったところで、教育委員会やら県に言ったってなかなか文部省の言うことを聞かない。通達を出す、通知を出す。それでも聞かないというところも出てくる。歯がゆい。その次に何の手段をとったか。交付金や補助金ですよ。これでとにかく従わせようとしたのは事実です。今でもやっておる。連れてこいと言ったら何人でも市長さんでも連れてきますよ。

何かやれと強くは言わねけれども、文部省の通知、通達として指導助言の範囲でやった。しかし、どうしても従わない。そうすると今度は校舎建築とかプールをつくるとか、いろんな補助金、交付金。陳情に来ますと、あなたのところはあの頼んでおった研修やらあいうことはしなかった。そうですと横を向いているんですよ。補助金はもらえない。こういう手しかないんですよ。とにかくその手しか、あなた方が思っていることをどうしても強引にやらせようと思えばそれしかない。これはあなたの方にとっては悲しいかな法律の限界なんですよ。地方自治体と国との関係の限界なんです。それをとにかく大臣、実質的に今までも破ってきているんですよ。

この前も局長にも言ったように、教育委員会の教育長の問題とか、今度法案を提案するそうですけれども、その前に出た通知、通達というのは、この前も言ったように、いや、これは通知、通達でありまして押しつけじゃない、これは通知、通達では指導助言でございます、こう言うけれども、内

容はとにかくやらなきゃならぬようにびっしり書いておる。その上にいわゆる今の行政上の問題から締めつけをする。これが今までとってきた文部省のやり方なんですよ。その集大成ですよ、これは一つの。だから命かけるわけですよ、局長だって。局長死んでもらっちゃ困るけれども、どうせこれは通らぬだろうから、こう思うんだけど、もうね。

そういうやつは私は実態というものをよく見て、急に全国に初任者だけを取り上げてそれに研修をやらうというふうなことは、これは暴挙ですよ。ぜひやめてもらいたい。だから、大臣も先ほどおっしゃったようなことで、この法律案については賛成は私どもとしては絶対にできない。私の方は、この前も本会議で申し上げたように、そういう重大な、事自体は研修という教育全般から見れば小さな部分かもしれない。しかし事は大きい、法治国家ですから。そして戦後いわゆる地方自治と国の権利というものは車の両輪、この法則によって中央行政機関というのは地方行政機関と対等なんだ。やるとしても、これは関係があるから指導助言の域を脱してはならない、これは大原則ですよ。事は研修という文部行政からいけば私は小さなものだと思ふけれども、やっていることは大きなことですよ、これ。こういった面から基本的な点について私はこれは絶対に撤回してもらいたい。

時間もありませんから、次に法律の内容について聞きたいと思うんですが、一つは条件つき採用期間を一年にするということで、これも本会議で質問をして、法制局長官あるいは総務局長官の見解も聞いたんですけれども、私はあれは納得できない。結局、公務員というもののいわゆる条件つき採用期間というのは簡単に変えられるものじゃないんですよ。六カ月というのが条件つき採用の期間として、これがもう最大の期間なんだというふうにして決められたいきさつがあるわけ、あなた方も知っておられるかもしれないけれども、これに対していわゆる国公、地公の公務員の団体と労働

省、最後は総理大臣までかかっていて、随分検討した結果やと六カ月という問題に落ちついて、これはもう絶対に変えない、六カ月以上延ばすというようなことはないということで、これは限定されたものなんです。

特に、こういうことがなければいいんですけども、その前に臨教審の審議の中で、とにかく罷免できる期間というものをよくしらねえかという審査会の構想とかいろいろなものが出ていて、それはいかぬということでは引込められた。そのかわりに出てきたのがこの六カ月を一年という形で出てきたわけだけれども、これはやっぱり公務員としてのあの制度が確定した時点における考え方と著しく、教員の特殊性という点だけでこれを一年にするというのは無理がある、どうしても無理があるんですよ。

この前の答弁を聞きますと、何だか研修期間というものを一年としたので合わせてこの条件つき期間というものを一年にするという、こういう考え方が述べられたようだし、特殊性という形はそういった点で述べられたような形で、法制局長官でも、この公務員のいろいろなことをかばってやらなきゃならぬ総務局長官まで教育の特殊性だからそれは許せると。あの人たちは言っちゃならぬ立場の者が本会議で堂々と言うというのはいかしくない、これはまた改めてこの委員会に私は呼んでやりたいというふうにも思ふんですけど、他の公務員とのつり合いというものからいっておかしいと思うが、どうですか。

○政府委員(加戸守行君) 今回、初任者研修制度の創設に伴いまして、条件つき採用期間を原則の六カ月から一年に延長する提案を申し上げております理由といたしましては、初任者研修制度の創設によりまして採用された教員は先輩教員の指導を受け、かつあるいはセンター等におきまして研修を受けながら職務を遂行するわけでございます。その勤務形態は一面におきまして研修であると同時に、また一面から見ますと勤務という二面性を持つわけでございます。また、その勤務の

形態自体が、指導を受けながら勤務を行うという勤務の形態が極めて特殊なものになってくる、そういう理由が一つございませう。

それから、教育の特殊性に由来する状況でございませうけれども、教員の職務といえますのは一年間で割った、一年間のスパンで行われます教育活動を展開していくという状況でございませうし、また勤務場所も教室という独立した状態で勤務が行われるケースが非常に多いわけでございます。そういう状況の中におきまして教員の勤務遂行能力を判定するということも極めて難しいわけでございますが、今申し上げたような初任者研修制度の創設に伴いましてその勤務遂行能力というのを判定するのが極めて困難になってくるという観点から、原則の六カ月を研修期間の一年間に合わせて条件つき採用期間を延長いたしまして、その一年間をかけて勤務遂行能力を判定するという制度にしようとするものでございませう。

なお、この場合、勤務遂行能力があるかないかという判断の基準は、従来の六カ月と今回提案申し上げております一年間の場合と判断基準は同じでございまして、六カ月かけて判断をするのか一年をかけて判断するのかという判断に要する時間的要素に關しての問題でございませう。

事柄は、繰り返しになりますが、勤務遂行能力を要するということの困難性が非常に強いという観点から一年間として提案をしている次第でございませう。

○安永英雄君 それは、研修という問題と条件つき採用という問題を絡めて考えていくべき問題じゃないんじゃないですか。今まで六カ月で条件つき採用を正式採用に認定していくという作業というものと、研修があるから一年にしないかというものは、これは関連し過ぎておるんじゃないですか。

選考の際に判定した勤務遂行能力というものが実際の勤務に十分発揮できるかを、一定の期間良好な成績でこれをなし遂げていったときには正式に採用するという制度が、これが条件つき採用の

制度なんです。試験じゃないですよ。そのこととあなた方が言う初任者の研修、研究、修養という問題とは関連がない。改めてあなたの方で六カ月で条件つき採用の認定、一定の勤務条件を良好に務めたというものは半年よりも一年待たなければその結論は教員の場合他の職種と違って出てこないというふうに言うんですか。どちらなんですか。大体条件つき採用という制度はそういうものじゃないんじゃないですか。どうして一緒につながりますか、これ。説明してください。

○政府委員（加戸守行君） 条件つき採用期間の制度の趣旨と申しますものは、それぞれ職員が公務員として採用されました段階において一定の能力の実証は終わっているわけでございます。それはしかしパフォーマンス的なものではございませう。採用試験あるいは選考というプロセスを経て採用されました、それが真にあと数年公務員として勤務するに足りる適格性を有するかどうかという実証を補完する意味合いがございまして、そういう点では良好な成績で勤務されればこれは公務員としての勤務遂行がやっていけるだろうという前提に立つわけでございます。その場合の採用時点におきまして能力の実証を補完する意味合いにおきまして今の条件つき採用期間における勤務実績、それに基づきまして判定をするわけでございます。

そういう点では多くの方は正式採用になるわけでございますけれども、その間に不適格であるというふうな実証が得られた者につきましてはこれを排除するというのが公務遂行あるいは国民の負担に対する回答としての安全弁としての機能を果たしているわけでございます。

その場合の、じゃ安全弁としての機能を果たすための判断をどうやってどの期間をかけてするのかというものが六カ月か一年かということでございます。まして、初任者研修の場合には、制度が創設されますと、教員は指導を受けながら、あるいは研修を受けながら勤務をするというそういう特殊な勤務形態になるわけでございます。一般の公務員

と同様な視点では評価しにくい面が出てくるわけでございます。

そういう意味では、先ほど申し上げました教員の職務として一年間の教育活動を展開していく流れの中で勤務の実績を見ていくというのが本来の姿でもございませうけれども、そういう二つの要素を加味いたしまして今回の制度にリンクをさせているということでございます。

○安永英雄君 これは重要なことを言っているんですよ。本来、条件つき採用制度というのは、これはもう固定しているんですよ。一般の行政職だろと警察だろとどこだろと。この法体系を襲っていくつもりですかね。しかも、根拠というのは今の初任者研修というところに絡めて、半年たつてもまだ研修が終わってないので判定ができない、こういう意味なんだ、この絡め方というのには、これはそもそも、とにかく研修をやるといって義務づけるなんというふうな現行の教職法を突破するようなどえらい提案をし、しかもそれに絡めて条件つき採用まで教員の特殊性という問題でそれにあわせていこうなんというふうなことは、これは絶対にできることじゃないですよ。これは大胆ですな、あなたたちの今度の法律案の提案の理由は、むちゃですよ、こんなことが通りますか。私も随分国会の法律家の審議もしたけれども、こんなごり押しのむちゃくちゃな法律の改正の仕方、法体系も何ももうむちゃくちゃですよ。

そうすると、一年というのは、研修ということがあるから一年というんですか。だから六カ月を一年に条件つき採用も延ばさなきゃならぬと、こういうんですか。どうですか。

○政府委員（加戸守行君） 繰り返しになります。初任者研修制度が創設されますと、いわゆる初任者研修を受けながら勤務をするという勤務の形態が変るわけでございます。その独自の勤務をされているという形態と違ひまして、研修を受け、かつ、例えば先輩教員の指導を受ける、あるいはセンター等の講義を受けるというふうな考え

方、つまりその勤務遂行自体が研修であると同時に勤務である、つまり研修を受けながら勤務をしている。そういうような状態のもとにおきまして、勤務遂行能力の判断をすることが、極めて一般的に教員の勤務遂行能力の実証をすることが困難であるのがさらに困難性が増す、そういう意味で申し上げているわけでございます。初任者研修を受けながら勤務をするということによって勤務形態が変ることに伴いまして実証の困難性が増す、したがって一年間に条件つき採用期間を延長するという考え方でございませう。

現在の条件つき採用期間制度の考え方は、六カ月が国家公務員あるいは地方公務員について原則でございませうけれども、特別な事情がございませう場合には一年に延長することができるとシステムがございませう。その上限の一年に合わせたというシステムでもございませうし、また労働基準法上でも一年を超える契約の期間は禁止されているわけでございます。民間等におきまして、言うなれば国家公務員の、あるいは地方公務員の条件つき採用期間に相当するような仮採用期間も一年が上限でございませうので、その上限の幅は一年に押さえた、しかし結果としては初任者研修の期間と合致する結果となる、そういうことでございませう。

○安永英雄君 私も先ほどから、法体系を無視した改正案だ、あなたの方の方だということを言っただけですけれども、これはちょっとあなたの方がやる仕事じゃない、文部省が文教委員会に提案する仕事じゃないんですよ。責任はあなたの方にとるなんて言ったって、到底とれない問題なんですよ。これはもう労働省とも合議しましたか、各官庁とも合議しましたか。

それから、こういうことは先ほど言った勤務条件、労働条件の問題なんだけれども、こんなもの相手があるんですよ。職員団体と話し合いましたか、こういうことは。勝手にやれるような代物じゃないんですよ。これは。大臣どうでしょう。かね、これはちょっと行き過ぎじゃないですか。あなたの方はあのときにやったかしらぬけれど

も、とにかく何回も何回も、これに關する各關係大臣と毎日毎日やつて、双方が納得して、そして六カ月ということになったんですよ。そのときでも、もう教員として一人前の免許を持つてきておる者に、また六カ月も身分の不安定な時期を置くのはけしからぬ、それはそのとおりだと、こういうことだけれども、とにかくもう少し、やっぱりあの当時、お医者さんでもインターンというのがあるということになって、やつと詰めたところが六カ月、まあ半年の間ということになった話であつて、文部省が研修に藉口しながらこの法体系も、それから六カ月というのでもき上がったものじゃないですよ。大臣、どうでしょうかね、ここらあたり考え直す必要がありはしませんか。また、もう少しこの問題については合議しなればならぬ、相談しなければならぬ、そういう相手もあることです、早急にこの法律案から除外してでも、時間をかけてやらなきゃならぬ問題なんです、これは。

その点は、私はちょっと先ほどの地公法の義務を課するという、それもちょっと行き過ぎだけれども、これはなおさら文部省だけの問題じゃない。これは閣議にでもかけたり、関係大臣その他一切集めて各省のそれぞれ所管しておるところで、その職員なりなんなりとの話し合いも相当これは考へて、そして教職員の場合はどうなんだというふうな相当な検討の余地が残つておつて、直接ここに研修ということで、さつと研修だから公務員である教職員というのはこれは一年だと、軽々に簡単に決められる問題じゃない。どうですか、大臣。

○國務大臣(中島源太郎君) これは重ねて申し上げることになるかもしれませんが、先ほど政府委員から申し上げましたとおり、教職員の職務の特殊性というのは、そもそも教室を主体にして人と人との触れ合いの中で教え、学ぶという点がまずございます。それに対して、まずそれがございまず上に、今回は初任者研修というものををお願いいたしております、初任者研修の期間を一年で

お願いをいたしました。その一年でお願いをいたしたというところは、やはり教育のカリキュラムの単位が一年であるということも含めまして一年でお願いした。

そうしますと、その一年の間は、一方で教えるという職務のほかに、一方で研修をするという面も加味されるわけでございまして、そういう特殊なというものはさらに広がる可能性がございまして、とするならば、そういう職務の遂行能力を判定する、判定というより判断するという点におきまして、その困難性から見ますと一年と置く方がさらによからうと、こういうことが考える基本でございまして、ただし、つけ加えたところは、たとえ六カ月に一年にいたしましたも判断の基準というものは変わりません。その間の期間が、アローアンスが延びるだけでございまして、判断基準は変わるものではございません。こういう三つの点を申し上げたわけでございまして、そういうことを加味いたして、私どもは勝手にやるわけではございませんので、これを御提案をし、御審議をいただき、できれば御賛同をいただきたいということで御提案をいたしておりますのでござい

す。○安永英雄君 これは当初から言つたように、私はこの研修というのは、先ほどあなたのとこの文部省の職員の研修というのはどうかと言つたら、何かもうわけのわからぬことをやつておる。報告も何もせぬで、私はどうとう後から出してくると、こう言つただけけれども、これは職員がレクリエーションやつたり福利厚生生活協同組合をつつてみたり、あるいは健康保険と、こういうたものと並んで、研修というのはその次元のものなんです、研修というのは日本の教育を支えておるのが初任者研修なんというふうな大げさなことを考えるような問題じゃないんです、これは。法律まで破つて、法律までとにかく強引に改正してね。地方の公共団体と国との関係は対等なんだと。これは侵しちゃうならぬ、対等のものなんだ、やるとすれば指導助言なんだ、監督指導じゃ

ないんだ。その範囲で、今研修なるものは、どう力んでみても、また局長あたりがどう歯がゆがつても、それを努力するという努力義務しか、これは限界があるわけですよ。それを破ろうとか、また六カ月と、歴史と伝統とあつて理論的にもびつと、六カ月というものは思ひつきでできた問題じゃないんですよ。それを文部省が研修のため、一年のんだからといって、それを一年間に延べていくというふうなことは絶対に私は許せん。これはもうむちゃくちゃな法体系無視。

私は当初に聞いたように、何をこの改正がねらつてゐるのか、本当初に初任者の研修、いわゆる研究、修養、資質の向上ということじゃなしに、私はあなた方が考へてゐるような管理体制、法律でびつと違反できないように、もうがんにがらめにこの法律で義務化してしまふ、こういう体制が私はねらいなんだらうと、こういうことなんだ、それだから局長も首かけてゐるんだということなんだ。何もあなた、初任者の資質向上とか何も考へてないんですよ。自分が命令したら何でもかんでも地教委は聞くし、県教委は聞くし、それから命じられて先生方、何でもはいはいと聞く、聞かなかつたら処分。今度だつてあなたはつきり、この法律ができたら処分する、行政処分。その力とてやつておるんでしょ。法律的な根拠のない試行をやつてみたり。

こういう点について、私はまだ腹いっぱいありまして、また次の機会に質問をすることにして、きょうはこれで一応質問を終わります。○委員長(田沢智治君) 午前の質疑はこの程度とし、午後零時五十分まで休憩いたします。午前十一時五十四分休憩

教育行政の組織及び運営に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○粕谷照美君 午前中は安永議員から教特法の大きなところからの観点に立つた質問が行われました。社会党の持ち時間はきょうは百五十八分でありました。残された時間は四十数分ですから、私はやや現場の発想に立つた質問をしていきたいと思つております。

三日ほど前に、東京都下の福生市の市長さんが当選をしたという記事が載つておりました。自民党、公明党推薦、民社党支持、石川弥八郎といひます。私は、あ、けいちゃんだと思つたんです。昭和十八年に女子師範を卒業しまして最初に赴任したのが、そして受け持ったのがその子供たちでありました。大変懐かしいんです。そういう立場に立つてこの初任者を考えますと、文部省のやり方というのはどうしても納得ができない、そんな気持ちでいっぱいなんです。

まず最初に、初任者研修といひますけれども、一体初任者というのはどういう人のことを初任者といひますか。○政府委員(加戸守行君) 初任者研修の対象とする初任者と申しますのは、初めて教職に任用された者という言葉を縮めて初任者というふうな理解しております。○粕谷照美君 初めて教職に任用された者。そうしますと、それは新規卒業者でありますか。新規卒業者以外の人も含まれますか。○政府委員(加戸守行君) 初めて教職員あるいは教育公務員として任用された者でございまして、から、新規卒業者が多うございまして、けれども、あるいは学卒後別の職についておられた方が任用されるケースもあると思ひます。

○粕谷照美君 新規卒業者ということになりますと、短大を卒業して採用試験に受かりまして任用された者、学部を卒業して任用された者、大学院を卒業して任用された者、さらに新構想の教員大学の大学院を卒業して任用された者、みんな同じ

午後零時五十二分開会
○委員長(田沢智治君) ただいまから文教委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、教育公務員特例法及び地方

研修を受けるわけでありませう。

○政府委員(加戸守行君) いわゆる一年間にわたります研修を受けるという意味では同様でございますが、それぞれの方々に、例えば指導教員による指導の場合にはその新任教員の個に即して指導がされるわけでございまして、時宜適切な指導をいただくというところでございまして、そういった点の指導の仕方等の差異はございまして、けれども、一般的に申し上げれば、ほぼ同様な研修を同一期間、同様な機関において受けるということになるかと思ひます。

○粕谷照美君 私初めに行きましたときに、東京の女子師範を卒業した正規の教員が来たというので、一緒にいた、そのころの中学校とか高等学校というのとは今で言うところの高等学校なりけれども、卒業した人たちに、学歴が我々より上なんだ、どんなにすばらしい勉強をしてるんだらうか、こういう感じでいっしょに私を迎えました。新構想大学の大学院を卒業してきた人を一体だれがどのように個に即して指導するのかが、私は大変疑問を持っていたわけでありますが、それはまた後ほどの質問にいたします。

例えば、A県で二、三年勤務をした、そして親元へ帰りたいと思つてB県の採用試験を受けた、そして採用された、これは初任者になりますか。こういう者は初任者研修を受けないでもいいということになるか。

○政府委員(加戸守行君) 今回提案申し上げております教育公務員特例法改正の中で第二十条の規定を創設したところとしておりますが、この規定は「小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等(政令で指定する者を除く)に対して、その採用の日から一年間の「実践的な研修を実施しなければならない」といたしております。ここで「政令で指定する者を除く」といたしておりますのは、ただいま先生が御指摘なさいましたような、例えば数年間別の県の学校で勤務された方、あるいは私立学校で何年か教職の経験をお持ちの方、つまり一年以上の教諭の経験をお持ちの方、

で任命権者において初任者研修を実施する必要はないと考えられる者を除くという趣旨でございまして、政令で定めようと思つておりますのはそういったような職種の方々、あるいはこの初任者研修が本来長期にわたつて教職につかれる方を前提とするわけでございまして、臨時的任用並びに期限つき任用の教諭についてはこれを外すということをご予定しておるところでございまして。

○粕谷照美君 そうしますと、例えば育児休業法の適用を受けた者のかわりに入った人、あるいはお産代理で連続してA校、B校、C校というようにな形で入った人たちは、教職経験を幾つも持つていながら正規に採用してくれない。臨時教員として一年間やつて、そしてまた試験を受けて今度は採用された、あるいは二年も三年も臨探の講師としてやつていた、そういう人が初めて採用された。こういう人たちは抜けてもらふことができるわけですか。

○政府委員(加戸守行君) これは政令でどのような定めをするかというところによって左右されるわけでございまして、現在私どもも政令で予定をいたしております事項は、教員としての一定の、あるいは相当程度の指導力をするに任命権者において認められるという考え方でございまして、基本的には一年以上の教諭の経験を、国公立の学校に在りて初任者研修を実施する必要があると認めた者につきましては初任者研修の対象としないことを予定しているわけでございまして。

○粕谷照美君 そうしますと、初任者研修を受けるに教員になれるという道があるわけですね。例えば臨時採用教員を一年なり二年なりやつて採用された。これは初任者研修に全くの試験制度と同じですから、その試験制度をやったんだから、今度は試験を受けて選考されて採用されたんだからこの者については抜けますよと。明瞭ですね、意図が。

○政府委員(加戸守行君) 今回提案しております

初任者研修制度の趣旨と申しますのは、教員が円滑に学校の教員としての職務に入り、そして自立して教育活動を展開できるようにするために、いわゆる実践的な指導力を身につけていただく、あるいは幅広い知見を身につけていただくということでございますから、初任者研修制度の趣旨にかんがみまして、例えば過去に教職経験を持たれた方、その方については実践的な指導力のこれ以上の研修は必要がない、あるいは幅広い知見をこれ以上得ていただく必要がないと認められる者については、初任者研修制度の趣旨からいたしまして対象から外すことができることとしておるわけでございまして、具体的な判断は任命権者サイドにおいて行われますけれども、いわゆるそういった実践の場で教職経験を踏まれた方に対して重ねて初任者研修を実施する必要があるという観点で、このような政令で指定する者を除く提案をさせていただいておるところでございまして。

○粕谷照美君 政令政令と言いますけれども、今政令の中に考へておられると言いましたね。政令を出しもしないで、安心しなさいというわけにはいかないと思ひます。その政令は出していただけますか、予定は。

○政府委員(加戸守行君) 政令は、法律が成立しました後に立案を閣議で御了解いただくわけでございまして、理在のところで文部省といたしまして予定しておりますのは、ただいま申し上げましたように国公立の学校の教諭として一年以上勤務した経験を有する者で任命権者が認めた者という政令を予定いたしております。さらに、先ほど申し上げましたように、これ以外で臨時的任用及び期限つき任用の者を指定する予定でござい

す。それからもう一つは、現時点では必要ございませんが、今国会で教育職員免許法の改正案を提案させていただきます。その改正案の中で、いわゆる社会人の登用を予定いたしております。いわゆる教員資格を持たない者につきましては特別免許状をもって相当程度社会経験を積まれた方を

任用することを予定いたしておりますが、仮にこの教育職員免許法の改正案が成立いたしますれば、今申し上げた社会人の登用に際しましては同様な措置が講ぜられるように、これは任命権者の判断にまかすようになりますが、政令で指定することは将来考えられるわけでございまして。

○粕谷照美君 私は、そういう政省令というものもこんなことを考へているというのを我々に提示をしてもらつて、そしてそういう中から国会の審議が詰まつていくような形をとるべきであるというふうに思ひます。法律をつくつてから、後でこういうふうにして、しかも任命権者の裁量権に大きくゆだねるということについては、国会の中できちんと審議をしておかないと大変心配なことが私は出てくるというふうに思ひます。これはある程度メロ程度のこと、二十四日の日に審議が行われるわけですが、出すことができませんか。

○政府委員(加戸守行君) 私がただいま申し上げましたような事項を事項といたしまして提出させていただきますと思ひます。

○粕谷照美君 それに関連いたしまして、人事の問題に關して伺ひます。

文部省からちょっと資料をいただいたわけですが、昭和六十二年度末教員人事異動の概況「六十二年度末があるでしようかね、その点はわからないですが、私がとつたのは六十二年度末の人事異動の概況であります。

これは質問通告しておきましたから、この「人事異動の概況」を見て文部省は中からどういふことを読み取るかということでございます。

○政府委員(加戸守行君) 「人事異動の概況」ということでございまして、かなり幅広く退職者、採用者あるいは転任者、昇任者、そういった事項別にいろいろな状況調査をいたしておりますが、多分この法案との関連で、私どもの想像でございますが、新規採用者の推移ということに力点があるのではないかと思ひます。

〔委員長退席、理事林寛子君着席〕

そういう意味で、最近におきますここ数年の人事異動状況の中では、新規採用者が年々減少している傾向にある、そういう事柄をこの法案の関係で私どもその数字を把握しているところでございます。

○粕谷照美君 助成局長、やっぱり頭いいですね。私の質問するのを肝心なところだけばっとお答えになりましたけれども、しかし、要領がいいからなおさらまた大事なところを抜かして御答弁なさっているのじゃないかという感じがしてならないんですが、確かに新規学卒者が減っていますね。どのくらいになって減っていますか。

○政府委員(加戸守行君) 過去五カ年間の数字でございます。例えば小、中、高等、特殊学校すべて総合いたしました、五十八年度の新規採用者が三万六千三百十一名でございましたが、年々減少を続けておりまして、六十二年度の新規採用者は三万六千七百七十一という数字でございました。やはり児童生徒数の減少に伴う傾向、それから教職員定数改善計画の進捗状況との絡み等がいろいろございまして。

なお、大きな要因としましては、もちろん年度途中退職者数の変動等もございまして、特に定年制が施行されました後におきます状況で、この定年制並びに途中の退職者数、その影響もあらうと思ひます。そういった諸般の状況はございまして、一般的にこういった減少傾向が続いているという事実は私ども大きな事柄だという認識はいたしておるところでございます。

○粕谷照美君 どういうふうに大きな事柄というふうに認識をしているかというのが問題であります。数字で言われますと余りはつきりしないんですけれども、例えば小学校では採用された人数が一万一千二百二十五人、そのうち新規学卒者がどれだけ採用されたかという、五千五百二十二名で四九・六％です。四九・六％ということは半数以下が新規学卒者である。大学の教育というのは余り当てにならぬということなんでしょうか。それはどう見ますか。

○政府委員(加戸守行君) これは当該年度に採用する予定者数と志願者数との関係によるわけでございまして、私どもの承知しております限りでは、例えば昭和六十二年におきまして大学、短大等を御卒業になりました教員免許状を取得された数、実数が十三万八千名でございました。そのうち教員に登用された者が二万八千名というように状況でございますので、これは何も六十二年に限った数字ではございませんで、過去から大体十四、五万名の免許を取った方に対し採用数が三万から三万五、六千、こういう状況でございますので、当然のことながら、免許状を取得して大学等を卒業されてもすぐ現役のままで就職する状況にはないというぐあいに考えているわけでございまして、そういった志願者と採用者数との差によりまして、卒業後二年目、三年目という形で苦勞して就職をされる方も相当数に上った結果が、ある意味では積み残しのような形で、だんだん現役では教員に採用されにくいという状況がきているものだと理解はいたしております。

○粕谷照美君 定数があるにもかかわらず正規に採用しない、そして足りない分はわざわざ臨時任用をもつて充てている、そういう県がたつきん出てきているんですよ。現にそういうことを公言なさって、そしていろいろな本にお書きになっていらつしやる方もある。一切こんな初任研なんかやらないでうちの県によこさない、そして二、三年立派に教育して各県に配りますなんてとんでもないことを言う教育長が出てきたりするわけで、私はその点をよく調べてみななければならぬと思ひますけれども、このごろは必ず一回は臨時教員に採用して、一年たつた後で正規に採用するということようなところがたつきん出ています。今までの文教委員会でもこの点については指摘をしてきたところでありまして、助成局長、首をこぐやっていますけれども、全然信じられませんか。信じられなければ、私は具体的な数字を後ほど御提示いたします。

○政府委員(加戸守行君) 各県でそれぞれ各年度の採用予定人数を決めるときには、もちろん退職見込み状況、教職員の定数改善に伴う増員状況等を総合して採用予定数を決めるわけでございまして、それだけの要素ではなくて、確かに教職員の年齢・人事構成というのがございまして、ある年度には定数を全部埋めてしまつて翌年度少ない採用をするという変動を避けるために、年度を通じまして一定数の教職員採用、年齢構成等を維持できるように観点から操作をしている県は相当あると思ひます。そういう意味では、完全な需給状況に見合わないで、特定の年度だけに多数採用し、特定の年度ではほとんど採用できないという事態を避けるために、そういった年度別の採用予定の調整を行う県もある程度あることは私どもも承知しているわけでございまして。

それからもう一つは、採用試験の結果をいたしまして、教職員として当該県で採用するにはその成績が満たない場合には、全部定数を充足しないという臨時に埋めるというケースもいろいろあるというところは私ども承知はいたしております。

○粕谷照美君 それでは、その人が、今局長が言われた前半の方に該当するの、後半の方に該当するのかなどということとは本人はわからないわけですよ。この辺のところは任命権者、採用する人たちも十分に心してもらわなければならぬ。一遍落第して入った先生だなんて、そんなことを言われたのじゃ困っちゃうわけですよ。

それと同時に、この法律と直接関係ないんですけれども、この表を見て大変気になったことがあつた。例えば新規学卒者、うち和歌山県女子ゼロ、鳥取三、徳島一、沖縄三、明確な女性差別があるわけですから、この辺は文部大臣、どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(加戸守行君) 教職員の採用に当たりましては、各都道府県段階で採用試験、面接あるいは一種の適性テスト、そういった諸般の選考過程を経まして採用されるわけでございまして、県におきますそれぞれの採用方針に基づいておると思ひます。しかしながら、男女差によりまして

その基準に差をつけるとか差別をするということはないものと私どもは思っております。

○粕谷照美君 ないものと思つていただく方がいいんですけれども、和歌山でこの試験に合格する生徒が採用総数八十一名のうちに女子は一人もいないなんて、そんなに女子の能力は落ちていないんですか。どういふふうにお考えですか。

○政府委員(加戸守行君) 個別具体的なお尋ねでございまして、県に事情を照会してみなければつづきにはわかりませんのでございまして、直観的に感じますのは、あるいは女性の志願者数が少なかった、あるいは県によりましては例えば水泳ができるかというような一定の要求をする、体力的な面あるいは体力テスト的な試験もあわせて行つていられるところもございまして、そういった諸般の判断、採用基準に結果として女性が該当するケースが少なかったというところはあり得たんじゃないかというぐあいに、今一般的に茫漠として申し上げるのでございすけれども、そういう感じを申し上げたところでございまして。

○粕谷照美君 雇用における機会均等法ができたときにこんな実態を見せつけられたのでは、法律なんというの一体どこに生きていくのか、私は行政当局の姿勢を疑うものであります。今局長が大変いい答弁をしてくださつた。個々においてはこういうことになつていくのか調べてみたい、こういうふうにおつしやつていかれますから、調査をして私の方に届けてください。これはきょうの質疑とは本質的に合致するものではありませんから、この辺にとどめておきます。

次に、臨教審の第二次答申は、「研修内容や実施の方法については、柔軟に行なうようにするとともに、新任教員の意欲を大切にするよう配慮する必要があります。」というふうに書いています。臨教審も部分部分では私どももいいことを言っている、こう思うわけですから、今次改正案においてはその部分がないように思つておるります。

そういう観点から、ちょっとイギリスの、あそ

これは条件つき仮採用制度と言わなくては、その仮採用制度との関連を見ながら質問をしてみたいと思うのです。

イギリスの仮採用研修というのは、季刊「教育法」に読売新聞解説部の永井順国という方がいろいろとレポートを出していらつしやる。それを見ながら、またイギリスの教員組合が私どものシンポジウムの中でお話をなさったいろいろなことを思い出しながら私はこれから質問するわけでありまして、決定的にどこが違ふのかといひますと、それは新任研修者に対する行政当局の姿勢だといふふうに思ひます。

例えば、イギリスの仮採用制度は、主役は初任研を受ける教師なんです。あそこは、採用されて、クラスを受け持つ一年間は仮採用であるわけですから、一週間に一遍、学校を離れて研修をすることができるようになっております。大変おもしろい、おもしろいと言ひたいのはおかしうすけれども、大変配慮が行き届いているなと思ひました。こういう若い、新しい人たちは、熟練の教師と違ふからということでありましょうが、教育困難校への配置はしない、それから同じように教育困難なクラスにも配置をしない、こういうことが方針に載っているわけですね。そしてまた、この研修についての表現というのは、常に教師のサイドに立っている。何をしなければならぬんじゃないのですか、何をすることができると、こういう言葉で行われているわけであります。

その中で私が非常に気になりましたのは、評価基準や評価責任者について知らされねばならぬと、こういうのがあつたんです。だから、初任者が自分自身を一年たつて採用する、採用しないというその評価基準は一体どこにあるというふうになつてくるのか、それからそれが私を評価したのだから、こういうことを知らされないうちにならぬ。日本の場合は、これはやみ討ちみたいな形になるんじゃないですか。その辺はどういうふうな文部省としては考えていらつしやるか。

○政府委員(加戸守行君) 確かにイギリスにおきまます仮採用制度、一年間の仮採用の制度が行われておりますし、また具体的な実際の数字としまして、私も、私どもの承知しております限りでは、五百名に一人の方が本採用されないというふうな数字が出ておるわけでございますが、日本におきましては現在三万人程度の教員のうち本採用されてはいない実態が一名か二名という状況でもございまして、例えばその評価基準というふうな先生おっしゃいましたけれども、確かにこのような評価基準で採用されないかもしれないというところは知らされていらないと思ひます。基本的な考え方は、地方公務員法の中の分限免職に相当します規定、つまり教職員の職務遂行実績が不良の場合あるいは心身の故障がある場合、その他の事情によりまして教職員としての適格性を欠く場合というものが地方公務員法にございまして、それに準じたある程度の考え方ということと運用されているわけでございます。

しかしながら、評定者につきましては、いわゆる校長先生が勤務評定を行ひまして、その結果に基づいて場合によりましては不採用ということがあるわけでございますから、評定者が校長であるということとは知らされていらないとしても、それは当然通常の形であれば御承知いただけることかなと思ひております。

今後、条件つき採用期間の運用の問題について、ただいま先生から御指摘ございましたイギリスとの比較における日本の方が親切でないという意味におきましては、その親切さを十分配慮する必要はあるかと思ひております。

○粕谷照美君 私はいいと言ひわけじゃないんです。姿勢が違ふというのを今指摘しているわけでありませぬ。それからききわけがまだあるんです。学校の変更と異議申し立てというのでございまして、ね。私はこの学校に来ましたけれども、とてもこの学校には指導を受ける条件にありません、なぜかなればこうこうこういうふうですという異議を申し立てる条件があります。日本の初任者にはそういう権利は一切ありませんでせう。

○政府委員(加戸守行君) これは県内の人事異動計画によるわけでございますが、一般的に私ども承知しております限りでは、当然のことながら、新任教員を配置します場合にはなるべく教育困難校は避ける、あるいは教育困難なクラスは避けるということが一般的な傾向でございまして、そのような運用がされているものと思ひております。

ただ、一たん配属された場合に、配属先が自分に合わないから変更するというようなことは日本では通常行われていないように思ひております。

○粕谷照美君 思ひています。そうなくとも、そうなくとも、親方とどうしても意見が合わない、そしてもう彼は横綱を振って出ていったわけですから、でも、そういうのがあると思ひます。例えば、例えばこの間の初任者研、洋上研ですよ。新聞報道ですからわかりませんが、たまたまその班長になつたのは国旗を、日の丸を上げたおもしろいしなかならないという任務が割り当てられる、こういうことになつたら沖繩から来た人が、私はそれは問題があるからというので班長になることを拒否した、遠慮したというんですか、そういうことがあつたりしました。そういう思想的な物の見方などというのがあると思ひます。

それから、価値観なんかにいろいろあるわけですよ。例えば在日朝鮮人の方で先生になつていられる方が、そういう人に対する指導者の物の見方、一体どうなのか。被差別部落があらまう。今でも大学の中にえだとかいふような差別用語が黒板に書かれていふ。そんな実態もいろいろある中で、一体自分の指導者はどういふ考え方を持っているんだらうか、被差別部落出身の方々、あるいはそういう同和教育に対する意見の違ひなんかもいろいろあるわけでありまして、指導教員と指導される者との間にきちんとした合意が必ずしも成り立たないことがあると思ひます。だが、そう

いうときに評価をし、勤務評定は校長がやることとされましたけれども、指導教員は一切そういうことはやらない、こういうことで理解をしてよろしゅうございませうか。

○政府委員(加戸守行君) 指導教員は初任者に対しては随時適切なアドバイスをする系統に行うわけでございます。いわゆる指導教員は初任者に対する研修を行う、あるいは指導助言を行う立場でございまして、初任者の勤務を評定する立場ではございませぬ。事柄としましては、あくまでも校長の責任において勤務実績の評定をするということとでございます。

○粕谷照美君 最近、服装の問題なんか随分うるさいですね。先日本会議場で何か教師がトレーナーを着ちゃいけないみたいな御意見なんかもあつたわけですが、でも、服装に対する感覚なんというのはいふ人、年齢寄りと云ひたいですけれども、私どものように六十歳を過ぎた者とは全然感覚の違ふ部分があると思ひます。そういう意味で、大変私は感覚的に問題が出てくるというふうに思ひます。服装がらゐることはどうしてこととあらまうけれども、それでも思想的に違ふなということになると、これはもう指導者と指導される者との間には深刻な問題が醸し出されると思ひますが、この人たちが一年たつた、教師にふさわしくない、本人は納得できない、何で自分は任命されたのか、こういう問題があるのかというふうに思ひます。

イギリスの場合は確かに五百人に一人です。イギリスの教員組合の委員長がシンポジウムで言つていました。うちのお国は大学の成績は下の方から一〇%ぐらいの人しか教員には行つてないんだ、給料が悪いからなかなかいいのが来てくれないんだという、こういうことを言っているんですよ。それと違ひまして、日本ではまたなかなか優秀な人たちが受けるわけでありまして、この辺のところを、解雇に対して一体その人たちは異議の申し立てができるのかどうか、それから今までそういう一年たつて採用されなかった、分限免

職に該当するような人が出てきたというような例は一体どのくらいありますか。

○政府委員(加戸守行君) いわゆる正規採用職員を免職いたしました場合は人事委員会に対して不服申し立てをすることができ、かつ人事委員会における審理の後には裁判所に提訴をするという争訟の手段があるわけでございますが、条件つき採用期間中の職員が免職されました場合につきましても、ただいまの人事委員会に対する不服申し立ての制度はございません。しかしながら、裁判所へ出訴して争う道は当然あるわけでございます。そういった正式採用と条件つき採用期間の差はございます。

それから、過去の条件つき採用期間中の分限免職処分でございますが、昭和五十九年度におきましては二名、六十年が一名、六十一年度が二名、こういった過去の傾向でございます。

○粕谷照美君 この制度に執念を燃やされました有田一壽元参議院議員ですね、臨教審の部会長ですけれども、その方がやはり季刊「教育法」に初任者研修制度についていろいろ書いていらつしやる。その中にこういうことがあるんですよ。

「初任者研修は『昔の試験制度とは意味が異なる。一年間本採用(給与を正式に支払う意味)で実務研修を行うが、三万人の新採用者が必ず一人残らず全員そのまま継続して本採用者となるとは限らない。』これは半年の間でもそういうことがあるわけでありまして、半年間に大体この人は教員としてふさわしいかどうかということを見抜けないような校長であつては私は管理職務ならぬのじゃないかというふうに思いますけれども、そういうことはあり得る。『採用選考の時は非の打ちどころもない程立派であつたが、数ヶ月して突然情緒不安定となり、突然怒り出して生徒に体罰を加えるとか、二〇分位黙つたまま物を言わなくなるとか、刑事罰には相当しなくとも、数十人の生徒の人權を考えた場合、そのまま授業をもたせ、クラス担任までさせるわけにはゆかないという場合も出てくるであろう。』と、こういうことを言つていらつ

しやるんですね。私はこれは大変問題だと思ふんですよ。

こういうような状況になるのは、半年の後に出てくるかもしれない、一年後に出るかもしれない、四十歳になつて出るかもしれない。今の具体的な例を見ますと、必ずしも一年以内に出るということではない。だから、二年もやつてくれとか五年もやつてくれなという意見が随分出ています。ありませんか。そういう意味で私は、この初任者研修制度が六カ月が一年になつた、一年にしなければならぬという理由はないというふうに思いますが、文部大臣はこの辺は先ほどからの御答弁をお伺いしてあるんだとおっしゃるけれども、もう一度伺いますが、いかがお考えですか。

○國務大臣(中島源太郎君) これは先ほど申しましたけれども、教員の方の職務の特殊性というのはもとと本来ある。それは教室を主にいたしまして人と人とのかわりの中で教え、そして一方は学ぶという環境にあるという面が本来ござい

ます。ただ、今回は、それに加えて初任者の方々に對する研修を一年間行つていただくとするものでありまして、その研修を一年間というものは、カリキュラムの単位が一年であるということからして一年が適当であらう。そうしますと、本来その職務の特殊性がある上に、その一年間、一方で人を教えるという職務のほかにまた研修するという部分が入つてまいります。そういう形で一年間を過ぎますと、その本来の特殊性の上にさらにそういうものが加わりますので、したがつて、その職務遂行能力を判断するという期間はやはりなかなか困難でありますから、六カ月よりも一年の方がよりよからうと、こういうことでお願いをいたしておるわけでありまして、ただつけ加えるならば、六カ月が一年になりましたと、その職務遂行能力の判断基準は変わりはございません。こういうことをつけ加えてお願いをいたしておるわけでありまして、ただ、つけ加えるならば、六カ月が一年になりましたと、その職務遂行能力の判断基準

は変わりはございません、こういうことをつけ加えてお願いをしておるところでございます。

○粕谷照美君 そうしますと、簡単に言えばもう六カ月では評価ができません、こういうことであります。それはおかしいのではないかと、こういうことを私が言つてゐるのであります。ここはもう全く意見が対立するところですね。

私は先ほどイギリスの仮採用の人の問題をお話ししましたけれども、臨教審の中で大變物議をいつも醸しております香山健一さんが引用されて非常に話題になつた中に、「アメリカ教育使節団報告書」というのがありまして、教師の最善の能力は自由の空氣の中においてのみ十分にあらわされる、この空氣をつくり出すことが行政官の仕事なのであつて、その反対の空氣をつくることではいけないと、こういうふうになつています。局長、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(加戸守行君) 私どもも同様に理解をいたしております。

ただ、ともすればその自由という言葉が履き違えられます、いかなることでも学校の中では許されるということでございます。それは学校という一つの組織社会の中におきまして、学校の秩序が乱れ、そのために教育の円滑な推進が図れないというようなことが起こり得るわけでございまして、あくまでも自由は原則で建前でございますけれども、その自由も野放しの自由ではない、おのずから節度ある自由ということ、私どもはその意味に理解をいたしております。

(理事林寛子君退席、委員長着席)

○粕谷照美君 そのところろが問題なんです。だれも、自由なんというのはいかなくともいいとか、勉強もしなくてもいいとか、そういうことを言つてゐるわけじゃないんですよ。職場の空氣が、教育現場の空氣がやつぱりそういうふうな生き生きとして教師の自主性を伸ばしていくような空氣がなければ、子供たちの自主性を伸ばすとか、個性を伸ばすとか、そんな教育はできないじゃないですか。そういうことを言つてゐるんで

す。そして、今まではそれが六カ月だった。みんな公務員はそうなんだから我々もそうだろうと思つてた。それが教師に關してだけ一年間になる。これはやつぱり重苦しい空氣が出てくるのは当たり前じゃないですか。局長、どうですか。

○政府委員(加戸守行君) 条件つき採用期間の制度と申しますのは、一たん採用されました場合の採用の時点においておむねの能力の実証はあるわけでございますけれども、それを補完する役割があるわけでございます。そしてその場合には、いわゆる公務員となりました場合の、日本の公務員制度は終身雇用でございますので、定年に至りますまでの間、三十七、八年間教職につくわけでございます。そして、それはその間の公務遂行に適するかどうかということを再度念のためにふりにかける制度でございますから慎重を要するわけでございます。

と同時に、そういった一身の進退に關する事柄でもございまして、不適格であるかないかの兆候というものを実証するというのは極めて難しい事柄でございます。どういった行動がとられ、どういった結果が生じたから公務員として将来不適格であるかどうかという判断でございます。それは能力の実証という点において非常に慎重を要する事柄でもございまして、先ほど大臣から申し上げましたように、その能力の実証をするのに六カ月では十分ではないという考え方で一年とするわけでございます。これは公務員としての、あるいは教員としての国民の負託にこたえる、そういった今後の学校教育を支える利益との比較考慮の大きな問題であると思ひます。

○粕谷照美君 私は三十七分までですから、もう質問がきようはできなくなりました。しかし、ち

よつと注意をしてもいいんですけれども、自由です、自由ですと幾ら校長が言ったって、職場の雰囲気は自由闊達でない場合があるわけですね。本当に自由だと思ってるのは、国民が、あるいは教育現場の教師たちがそういうふうに思わなきゃならないと私は思いますよ。

というのは、この次に質問をしようと思いましたが、文部省の初任者研修に対するアンケートとその答え、それと小学校長会がアンケートを出したその答え、教育委員会がそれにまた答えた、それそれみんな数字が違ふんですよ。それなのに、文部省は自分のところの数字だけつまみ食いして、これはもう喜ばれてるんですからやらないでいいやと。これでは困るんですね。やっぱりそうでないと、これは困るんです。受けとめて、それではその反論に対してどのようにして文部省としては行政的にこたえるか、その詰めが必要になると思うんですね。

うなずいていらつしやるから、私の言うことも間違っていないのかと、こう思いながら、時間が来ましたから、この辺できょうは終わります。

○柳川覺治君 文部大臣に最初にお聞きをいたします。

教育は百年の計ということでございますが、教育行政をなさる立場から、一体教育の実施の上で何が一番大切であり最も取り組むべきことかというお考えを承りたいと思います。

○國務大臣(中島源太郎君) 教育は百年の計とおっしゃると思つております。同時にまた、教育は人づくりであり、一方で教育は人なり、つまり人が人を教える、そして学ぶということでございます。また、一方には生涯学習の視点もあり、また教職法十九条に定められましたように、みずから絶えざる研究と修業をしていくということが非常に必要なことだと思つております。ですから、よく教育の中で一番重要なのは人であり、ですから教職にある方々の資質の向上であると思つております。その資質の向上というのは絶えざる努力によつて培われる。

えざる努力によつて培われる。

したがって、私もある質疑にお答えしたのですが、理想的な教育者像というものは、もちろん教育に対する愛情、広い知見もございしますが、みずからがやっぱり前を向いて常に研究し勉強しておる。したがって、児童生徒にとってある意味では先行ランナーであり、児童生徒は後発ランナーである。先行ランナーは後発ランナーのよきベスマーカーであり、苦しみも喜びも知りながら前を先行する、そして後発ランナーは先行ランナーの後姿から学びつつ間違いない道を進む、こういう中に教える者と教えられる者との信頼関係があり、実際に教室では相対し相向かつて学び教えるということであり、精神の中には常にお互いに前を向いて研修をしつづける。その点において、教員の資質がさらに向上することこそ教育の最も重要な部分ではないかと、私はそう考えております。

○柳川覺治君 私も文部省在職中、学校に参らせていただきましたと、先生方の部屋へ参りまして、教師を信頼し子供を信じて成り立つ文部省から参りましたということと申しますと、拍手で迎えられました。まさに文教行政の基本は、先生方を信頼し、そして子供の心身ともに健全に発達することを信じて取り組むのが教育行政であらう。その意味で、教育は人なりの今の大臣のお言葉、心から敬意を表する次第でございます。

このところ、中国をたまたま訪ねております。先日中国の高等教育関係の視察団で、中国からお招きございましたから行ってまいりました。北京大学で学生の書画が展示されておりました。そのときに、ちょうど中心のところに壁でございまして、学生の書かれた、中国の方の書に「春蚕」という言葉がございました。春の蚕という言葉でございます。

春蚕とは、政治家もそうでございますが、およそ教師、そして世の指導者はみずから糸を出し切つてサナギになるといふことだと。みずから糸を出し切つてサナギになる、それがやがて生糸を生み出すということでございます。また教師はろうそくであるという言葉がある。これも唐の詩にうたわれております。身を焦がして明るさを出すという、大変な世の指導者というのには厳しい意味で、またその心構えがその言葉にうたわれておるといふことで、我々みずから省みてどこまで糸が出せるのか、じくじくしたのもあつたわけでございますが、職に貴賤なしと言われましても、学校の先生ほど大変な仕事はないといふことを私は陰ながら感じてまいつた一人でございます。

毎日の教壇に立ちまして、立つて毎日指導されるわけですね。そして、全身全霊を子供たちと、また同僚の中で毎日励んで教育をされていく。そして学校ではもとより教師であられましても、家に帰られても、先生の立場を離れてもやっぱり家に帰られても先生でございます。そして、おやめになられましても、政治家はやめてただの人、先生と言われない世界があると思つていただいでも、学校の先生はおやめになられましても先生でございます。それだけにこの先生のお仕事、そして先生の立場というのは大変な世界のお仕事であるといふことを感じておる一人でございます。

中国では先生を教師と申しております。教師を尊敬しましょう。そして、教師の言うことは守りましょう。子供たちは教師の先生を敬つて老師と申します。敬老の老ですね。老師と申して先生をあげ、先生の言うことをしっかりと守つていこうといふことに教育の世界が展開されております。そのことを先日新疆地区の自治区ですね、カシガルとかウイグル、この方にも参りまして師範学校、そして小学校とも見てまいりました。先日上海等の小学校におきまして、本当に先生と子供たちが教師と教えるという立場で本当にすばらしい教育がなされている姿を見てまいつた次第でございます。

今、我が国の教育は世界から注目されております。そしてまた、これから日本でもどのように教育が進展するのか、世界が注目しておるわけですね。その中で我が国の教員の地位、また教員の資質、これは世界に比して私は誇るべきものだといふことを感じておる一人でございますが、この面につきましての大臣の御認識を承りたいと思つた次第でございます。

○國務大臣(中島源太郎君) 幅広い例をおとりになりながら見識ある御発言と思つて拝聴をいたしておりました。

確かに私、そのものは世界に比して、また日本の中でも教職に携わる方々の資質というものは十分高いといふふうに思つております。ただ、各国でも教師の日と定められた日がありまして、教師をあげる、そういう風潮はまだこれからのものではある。その点で資質はございまして、教職にあるといふことは、おっしゃる通りに生涯かけて学ばれることでもありますから、その資質をさらに高めるといふことについて万人がやはり力を合わせる必要があるであらう。御本人の御努力と同時に任命権者の努力、それが相まちはして、そしてものとある資質をさらに向上させることによつて、今の社会の変化に対応できるような、自由ではあつてもそこには規律のある、自由の中に伸び伸びとした教職者像がある、そして生徒像がある、そういう中で自然に教師をあげようという風潮が高まるまで、私は教職に携わる方の資質がみんな向上されるように努めるべきであらう、このように拝聴しておりました。つづいて次第でございます。

○柳川覺治君 そこで、先生方の研修の問題につきましましては、かねてから先生方の待遇改善、また職場環境の良化ということ等につきましての努力がなされてまいり、またこの研修制度につきましましては、四十六年の中教審の答申におきましても答申なされております。その後、臨時教育審議会での御答申、そしてそれを受けての教職員の教職資格の養成審議会での御答申が提出されておるわけでございますが、加戸局長にこの辺の経緯、中教審の答申と臨時教育審の答申、それで教育審の答申がど

のような変化になってきているのか、その辺も含めて御説明いただきたいと思う次第でございます。

○政府委員(加戸守行君) この教員の資質向上に關しましては各般の審議會等の建議、答申があるわけでございますが、戦後に限って申し上げますと、昭和二十二年の教育刷新委員会の建議がございまして、そのときには教職課程を履修された方につきましては六カ月の実務期間、それから一般大学を卒業された方につきましては実務期間を一年という、言うなれば試験教諭として勤務させ、その実務期間が終わった後に試験をして正式な教員免許状を発行するという提言がございました。その後、昭和三十三年に中教審の方から、やはり一般大学卒業者には五年間の仮免許状を与えて、仮採用後一定期間の研修終了後に正規免許状を授与するというような提言がございました。それから昭和三十七年には教養審の審議會におきまして、やはり今度は採用後一年間の試験というところで、試験期間を終了した後に教員免許状を出すというふうな案がございました。それから先ほど先生がおっしゃいましたように、昭和四十六年中央教育審議會の答申におきましては、これは試験という名前は用いておりませんが、特別な身分において一年程度の期間実地修練をやつて、その結果に応じて教諭に採用する、こういう提言がございました。これまでの流れが、大体いわれる試験または試験のような特別な身分における教員の切磋琢磨を期待したものでございます。

そして、昭和四十七年に至りまして教育職員養成審議會の方から試験という考え方が消えまして、採用後一年程度の実地修練を行うという意味の初任者研修を検討する必要があるという指摘がございました。それから昭和五十三年には、中央教育審議會におきまして、採用後一年程度の実地修練を行う初任者研修の充実という提言がございました。それから昭和五十八年の教育職員養成審議會の答申では、同じく採用後一年程度の組織的、計画的な研修を集中的に実施することを検討

する必要があるという答申もいただきました。

こういった流れがございまして、昭和六十一年の臨教審第一次答申におきましては、採用後一年間、指導教員の指導のもとにおける教育活動の実務及びその他の研修を義務づけるという提言がなされたということでございます。戦後一貫して、教員に就職し、あるいは実際の勤務につくまでの前提あるいは勤務した後におきます一年程度の実地修練的な、あるいは研修という考え方は、戦後ありとあらゆる場で御議論され、このような審議會の答申、建議になったものと理解をいたしております。

○柳川覺治君 今回の改正は、いわゆる試験制度というのはい体どういふものなのか、必ずしも明確な類型がないと思ひますけれども、いわゆる従来論議されて、かつて中教審等でなされた試験制度的なものと同回の初任者研修制度、これは明らかに違いがあるということ、この点を御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 戦後、各般にわたります提言が行われました試験というものにつきましても、身分が、必ずしもその答申、建議では明らかではございませんが、文脈、考え方等からいいますれば、特別の身分で学校へ入り実地修練を行う、そして行った実地修練の結果を踏まえて試験または判定をいたしまして教諭に採用する、あるいは教諭の免許状を出すというふうな考え方でございます。それから、あくまでもいわゆる正規の教諭の前段階としての措置であると私どもは理解いたしております。

これに對しまして、今回提案しております初任者研修は、まさに教諭として採用した後にございましての一年間の研修でございますので、身分的には教諭である。もちろん御議論でございますが、正式採用教員と採用期間の問題はございしますが、正式採用教員と同様な給与を受け、身分、処遇を受ける形で勤務をされ、そして研修が終了した後に一本立ちをしていられる、そういうふうな考え方、特別の、教諭の身分、給与、待遇等につきましては大

きな差があると思ひてゐるわけでございます。

しかも、そういったことは当然試験に關する議論も今でもないわけではございませんけれども、政府提案を申し上げましたゆえには、試験ということでありまして、例えば西ドイツでも試験制度でございますが、試験期間を終了した後に教員に採用される比率が極めて少ない。こういったことは、日本の現状にとりまして、教員志望者が果たして試験制度で民間企業へ逃げてしまわないか、優秀な人材招致に困りはしないかという問題もございまして、それから試験といった身分をどのようにな形で位置づけるといふのが公務員制度上可能かどうか、あるいはどういった方法になるのかというところが見当がつかない状況もございまして、現時点におきまして私ども、初任者研修制度、臨教審並びに教育職員養成審議會の慎重な御審議の結果を踏まえて、この制度で行くことを提案申し上げてゐる次第でございます。

○柳川覺治君 今御説明のとおりの流れがあるわけでございますが、今度文部省が、あるいは臨教審、教育審がこのような初任者研修の形での踏み切りをされた。その背景には、我が国の教員の方々の水準は世界に比して高い、戦前の教育につきましても、師範教育を初めとして教員の養成につきましても、取り組みがそれなりになされてきた、そして今日では大学卒の方々を中心として、しかも最近に至って本當に教職の道においてこれからの日本の、よりよき日本を築くということに教職の道を通して尽くそうという若者の方々が教職についておられる、そういう背景があつて、試験制度でなく、もう免許状を取られて、そして採用試験に合格した人は教員としての資格ありというその前提に立つて、その上でなお一年間、最近ゆとりと充実という言葉がありますが、私はこの半年を一年の研修期間を置くというのには、ある意味ではゆとりと充実の課題にもたえることであろうと、むしろそちらの方からのとらえ方をしておる次第でございます。

今、私も身近な者が新任の教員になられま

す。そしてクラスの担任をされます。そして、本

当に毎日忙しい。周りの先生方も本當に忙しい。その中で先達の人に教を請うという機会にもなかなか恵まれない。そういう中で、本當に当初大学から、学校を出てすぐの者がいきなり教職について、その重みに耐えかねるというふうな面、ある面でノイローゼ的な状態になるということ、私も身近な者の経験からもそのことを感じておるわけでございまして、そういう意味で学校の一年間のローテーションが、学校は学校教育の中で、教室での指導のみでなく、また校外学習等も含めて学校行事等一年間で一つの教育のリズムの展開がございまして、その中に、現実には教職として指導に当たり、またその間に先達としての指導の方の導きを得ながら、また多くの先輩の先生方の見守りと指導の中で教職の道を尋ねる、その一年間があるということばらしいことだと思ひますが、従来の教育公務員特例法の研修に關する現行制度、そしてこれまでに行われてきた通常の研修の実態につきましても、最近における試行も含めてちょっと状況をお話しただきたいと思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 教員に關します研修の法令上の規定の置き方としましては、地方公務員法の三十九条で「勤務能率の發揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」と、研修を受ける機会が与えられなければならない。これに對しては「前項の研修は、任命権者が行うものとす」という立て方がございまして、と同時に、教員の特殊性に基づきまして教育公務員特例法で、先ほどから御議論ございましたように、十九条の一項で、教育公務員は「絶えず研究と修養に努めなければならない」という道義的、理念的な責務が規定されておるわけでございまして、これを受けて十九条の二項で、大臣が先ほども申し上げましたように、施設あるいは計画を立てる、便宜供与、そういった各般の努力義務を規定しております。そして二十条の方におきまして、二十条一項は、教員の研修を受ける機会が与えられなければならないと地方公務員法を敷衍

したような規定がございますが、二十条の二項では、いわゆる勤務場所を離れて、本属長の承認を得て研修を行うことができます。現実の運用として、例えば夏休み等の夏季休業期間中における自宅研修の根拠規定になっているわけがございます。それから二十条の三項では、教育公務員は現職のままで長期にわたる研修を受けることができるということで「任命権者の定めるところにより」という規定はございますが、これを受けまして、例えば新教育大学大学院における二年間の研修であるとか、あるいはほかの一般大学その他の研究機関等におきます一年間にわたる長期研修であるとか、教員の身分を持ちながら給与を受け、かつ長期にわたる研修を受けているわけでございます。

そして、このほかといったしましては、一般的に各般の研修が多々ございます。現実文部省が補助金を出しまして都道府県に奨励をしておりますものとして、例えば現在では新規採用教員研修ということで二十日間にわたります研修、それから現職研修といったしましては、教職経験五年の教員に対しまして研修が一定期間行われております。そのほか、各都道府県段階におきまして、国も共同でございしますが、管理職研修であるとか、あるいは特別の科目につきまして生徒指導関係その他、あるいは理科教育その他万般にわたります教科別の、あるいは教育分野別の研修会が開催され、あるいはそういった会合等が持たれている状況でもございますし、それから横断的な意味でございまして、学校種ごとに例えば校長会、教頭会あるいは主任の会というような形で職種を通じました形の研修、事務職員であるとか栄養職員とか職種別の研修会等が相当多様に展開されているところでございます。

そういう意味で、国が主催し、あるいは国が援助する研修もございまして、任命権者である都道府県教育委員会、さらには服務監督権者である市町村教育委員会における研修、そのほかに校内における研修といったしまして、校内研修の奨励等も

行われ学校でも自主研修体制が組まれておるわけでございます。

さらに、もっと自由な意味におきましては、教育研究グループというものにつきまして、これに対する補助金等も国で出しておりますが、それぞれの自主的なテーマを選んだ教育研究グループに対する補助金もささやかでございますが行っております。

このほかには、もちろん自分自身が磨かれることが必要でございますから、教員自身がそれぞれの時間を活用し、みずからいろいろな研修の場に参加されている状況ということで、研修は任命権者サイド、服務監督権者サイド、学校内あるいは個人の自由、その他多様多岐に展開されていて、総合的に教員の資質向上に資しているものと思っております。

○柳川覺治君　今御説明のとおり、現行法の規定は教員みずからが自主的、自発的に研さんこれ努めるということは当然のことであり、また教員の研修の機会をあらゆる場において、またあらゆる機会に任命権者はその機会をつくっていくその責任があるということ、そのときは職務専念の義務につきましてはこれを除外して認めていくという仕組みになっておるわけでございます。

そこで、今まで初任者研修は大体二十日間というところで行われてきておったということで、このたび先導的試行でございますか、試行が行われるということでございますが、その結果、効果、メリット・デメリットも含めまして状況を少しお話しただきたいと思えます。

○政府委員(加戸守行君)　六十一年の四月に臨時教育審議会の第二次答申におきまして、一年間にわたる初任者研修制度の創設の提言がございました。これを最大限尊重する政府の一員としての立場におきまして、この初任者研修制度の導入を前提とし、それに至りますまでの問題点を探り、かつ円滑に本格実施へつなげていくという観点から、昭和六十二年度から初任者研修制度の試行を行うこととしたわけでございます。六十二年度に

おきましては、三十六の都府県、指定都市におきまして二千四百四十一名の新任教員を対象として初任者研修の試行を一年間行っていたいただいわけでございます。

この結果といたしまして、私どもへの各都道府県教育委員会からの報告あるいは校長先生、指導教員並びに新任教員のアンケート調査等の結果状況等から判断いたしますと、教員の資質の向上が著しく見えるということ、それからこのことに伴います付随的な効果ではございますが、その新任教員を守り立てて育てていくということと校内の協力体制ができていった、あるいは新任教員には負けられないという先輩教員がみずからを磨くという意味におきまして校内の活性化が図られたというような各般にわたります好評の御報告をちょうだいしておりますが、と同時に、さまざまな問題点も先ほど粕谷先生から御指摘ございましたようにいろいろございます。例えば新任教員の負担が大きいとか、あるいは指導教員の負担が大きい、児童生徒に對します教育上の影響もある、あるいは研修内容が過密ダイヤであるとか、そういうさまざまな問題点の指摘等がございまして、

これらの指摘されました事柄と申しますのは、私ども六十三年度の試行で、六十二年試行した都府県、市におきましては当然参考にしていただけたことでもございますし、また六十二年試行しなかつた都府県でも、その試行した県の状況を踏まえての参考にもなるでございましょうし、またさらにはこの法案が成立いたしますれば、六十四年からの本格実施を想定いたしておりますけれども、本格実施の際の貴重な参考材料になることと思ひますし、これから試行の内容等を踏まえまして本格実施におきます内容の改善を図っていくべき事柄、いろいろなデータなり御意見なりをちょうだいしたと思つておるわけでございまして、なお今後六十三年度五十七都道府県、指定都市すべてにおいて試行時四千百六十名を対象に試行を行う予算を計上いたしておりますけれども、この結

果もさらに踏まえまして本格実施への万全を期していきたいと思っております。

事柄に、研修というこういう一年間の大がかりな研修でございますので、初年度から完璧なものができるとは私も思っておりません。さまざまなお問題は生ずると思います。なお私もが気づかない問題も出てくる可能性もあると思いますけれども、一つ一つを改善していくことによってよりよい研修へ持っていきたい、そんな考え方で今臨んでいるところでございます。

○柳川覺治君　まだ六十二年度試行が始まったばかりですので、その辺がこれからも動くと思えますけれども、実際に初任者研修を受けられた新規採用の先生方の意見を聞かれたことはございますか。

○政府委員(加戸守行君) 初任者研修を受けました教員の声は、文部省がアンケート調査をいたしました。が、私自身もおしかりはかつて受けましたけれども、洋上研修で二回船に乗り組みまして、そこでお話しも申し上げ、また終わった後数日間、にわたりまして、夜自由懇談のミーティングの場で率直な御意見をいただきました。確かに自分たちの負担がきついという声もございましたけれども、子供たちのためだと思つて、こういう研修の機会を与えていただいてうれしという声の方が、もちろん私を相手の話でございますから当然そういう声が多くなると思ひますけれども、そういうぐあいな感覚で受けとめられましたし、また研修に参加されております先生方の生き生きとした姿というのは私ども大変うれしく感じたわけでございます。

そういう意味で、研修自体が、それぞれ問題もあるし苦しいところもあるけれども、しかしそれは自分のためだという意識は皆さん持っていられたいということを私は感じた次第でございます。

○柳川賢治君 私も同僚等から、最初先生になつたときに、初任者研修ということを本当にしっかりと受けておつたら何ほどかよかつたという、そう

いうことを率直におっしゃる人がおられるわけがございます。今それはいろいろ立場からのあれがあると思いますが、すぐれた素質のある先生が教員になられました。そしてまた指導教員の先生、私はこれは先達だと思ひます。その先達の人を中心として導いていただく、そのことの喜び、またその生涯の教職につく上の自信というものには大変大きいものがあるというものを率直に感じさせていたいただいております。

そこで、そのような試行も経まして、今回教育公務員特例法の改正案が出されました。その改正の内容につきまして、この教員の世界も話し言葉の世界でございますから、余り法律用語でやると、せつかくのことがかたく、それなりでもうそこでかちつくるところもあるようでございますが、できる限り話し言葉でわかりやすく御説明いたしたいと思ひ次第でございます。

○政府委員(加戸守行君) 今回提案しております教育公務員特例法の改正の内容としまして、基本的な柱は初任者研修の導入でございますが、これは小中等学校等の学校の先生に新しく就任されました方々に対しまして、それを任命権者でございまして都道府県教育委員会または指定都市教育委員会が一年間にわたって、その教員のつかれる仕事に關連した必要な、実践的な研修という言葉を使っておりますけれども、実際に立つ研修を行うことの実施を義務づけて、実施しなければならぬこととしたしております。

そして、その研修は、単に初任者だけの段階ではなくて、教員のライフステージに応じて一生を通じて研修をしていただく中の一環として計画を立ててくださるということでございます。具体的にはそれぞれ教員に採用された後の特定の区切り、節目節目の段階でもある程度の研修を行ってください、その第一ステップとしての一年間の研修ですという考え方を二十条の二第二項で規定いたしております。それから第三項では、この初任者研修の柱となりますものがいわゆる経

験豊富な、大臣のお言葉をかりますと先達でございますから、その豊富な経験を持った先輩教員を学校の中から選んでいただいて、もし学校の中に適任者がいなければ、例えば非常勤講師に委嘱をして、このどちらかの方法によりまして先輩教員がその初任者につきまして指導を行う立場の指導教員としての命課を行う。難しい言葉でございますが、指導教員になってくださいということをお願いするわけでございます。

そして、この指導教員は、先輩としての立場に立ちまして、その新任教員が教諭としての教育活動を展開するに当たって必要な事項、もちろん多岐にわたる事柄でございますけれども、教材研究あるいは授業の作成、学習の指導であるとか、あるいは学級経営、それから児童生徒の理解の問題、あるいは生徒指導の問題、その他職務分掌方般にわたります指導と助言を行う。これはあくまでも命令ではございませんで、必要適切なアドバイスを与える。しかも、このアドバイスの方々はなるべく出しやばらないように、新任教員からの困った問題の相談に應じる体制、あるいは新任教員の個性を生かしてそれを伸ばしていくような系統的な随時適切なアドバイスを行っていただくというものを想定しているわけでございます。

それから、これに關連いたしました措置といたしましては、今申し上げた初任者研修を実施する場合の校内の教職員体制にもよりまされども、例えば指導教員に校内の教員が得られない場合には校外から先輩教員、退職された教員その他の方を非常勤講師として発令をする、あるいは校内で指導教員が得られた場合でもその後補充の教員として非常勤講師を補充する必要があるわけでございますが、現在の仕組みでございますと、それらはそれぞれ服務監督権者でございます市町村教育委員会において発令をし、そして給与は市町村が負担する仕組みでございますので、これを今回の初任者研修は都道府県教育委員会、指定都市教育委員会という任命権者が行うというシステムであることにかんがみまして、今申し上げた指導教

員または指導教員の後補充としての非常勤講師については、市町村の要請に応じて都道府県が派遣をする。その場合の給与、報酬の負担は都道府県とするというところで地方教育行政組織運営法の改正を行っているわけでございます。

それから、初任者研修の導入に伴ひまして、先ほどから御議論ございしますような条件つき採用期間、つまり六カ月間は条件のついた採用であつて、六カ月を経過すれば本採用になるという仕組みを一年間に延ばしまして、一年間が条件つき採用であつて、一年を経過して良好な成績で勤務した場合には本採用となるという制度に、期間の変更をさせていただいております。

なお、この附則におきましては、幼稚園の状況が特別でございますので、幼稚園の実態にかんがみまして、幼稚園教諭につきましてはこのようない一年間の大がかりな初任者研修は当面適用しないこととしたしまして、法律上は書いてございませぬが、教育職員養成審議会等の答申に基づきまして年間二十日程度の初任者研修にかかわる研修を実施していただくということを予定いたしております。

それから、この初任者研修を全面実施いたしましたためには、相当膨大な準備並びに財政負担があるいは教職員の採用数の推移状況等も見ることがございしますので、とりあえず六十七年度までの間にございましては初任者研修を行わないことができる学校の種類を政令で定めることとしたしております。政令の内容としましては、初年度の段階では、文部省の現時点の気持ちとしては、まず小学校からスタートをさせたいと考えているわけでございますが、それらの段階的な実施の措置を附則の中で規定をさせていただいております。

○柳川豊治君 物事をやっていくのに、それは一気に行かなくていいから、何分多くの先生方のことでございまして、またそれぞれの学校の特殊事情もありますから、経過措置である期間を余裕を持って行うことの必要があるということも当然であるかと存じます。

そこで問題は、長い検討の過程で先生方に一年間の初任者研修の機会をということは、これは各方面からの声でもあり各審議会でも論じられてきたところでございます。ただ、それが試験制度でなく従来の条件つき採用の期間の延長という形でございますから、私はそう大きな制度的な改正ではないなというように実は感ずるわけでございまして、教育公務員の特例事情にかんがみ一年間のゆとりある研修の中で先生方の適格性も考えていく。むしろこのことは逆に、やはり信頼と思ひやり、その中における措置であらうというように考え方も私自身はしております。

本当に教員の免許状も持ち教員として採用されたその方々が半年なり一年の、今度一年になります。が、条件つき採用の期間が終わったときにこの人は不適格だということの認定は大変なことでございます。これから長い人生を教壇に立つというその上から考えて、むしろ教職の道にさらに続けられることは本当に御本人のためにもという観点の配慮がその面にはやはりあるべきだ。むしろそういう観点からの問題が、この条件つき採用に当たつての認定の問題であると思ひます。趣旨はそういう感じで、今後とも従来と変わらなくこの面の取り扱いをしていけるのか、お答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 条件つき採用期間を六カ月から一年に延長いたします考え方は、その職務遂行能力の判断に要する期間を延長することでございます。判断の基準は、あくまでも教育公務員として生涯教職についていけるのに適しているかどうかという判断でございます。この点は従来の運用と変わるところはないと考えております。この場合の条件つき採用期間中の考え方でございますけれども、教員としての職務の適格性の判断というものは、ある程度具体的な行動結果として象徴的にあらわれたもので判断するわけでございしますから、従来からの運用と申しますのも、これは余りにもひどいということが顕著な場合にそう

いった免職処分が行われているわけでございますし、これらの多くは裁判で争われましてすべて裁判所で肯定をされているところでもございます。現実の問題といたしましては、国民的な要請といたしまして非常に各般の問題教員の指摘もございいます。何でもこんな教員を採用したのだというような声は、数は少のうございすけれども、そのことが全体の教員の名譽を傷つける結果ともなっているわけでもございすし、また教育に対する信頼を損ねるおそれなしともしないわけでございます。そういう点を十分な条件つき採用期間に御判断をいただくことが本来でございます。また仮に向かない方が本採用になられたとしました場合には、そのことは住民からの信頼を失うだけでなく本人も御苦勞なことであります。そういう意味では、その条件つき採用期間を終了した段階での転職をお考えいただくというのが適切な制度ではないかと思ひます。

もちろん、これは一たん教員に採用した後の事柄でございますから、本人の身分という点では大変慎重に取り扱われなければならない事柄でございます。運用についてはそういう配慮は当然のことながら従来も行われておりますし、今後とも行われるものと私も期待をいたしております。

○柳川聖治君 物事は両面からあるわけでございますし、必ずしも管理あるいは厳しさという観点だけの見方でなく、またそれはある面では温かい世界の問題であるという、物事はそういうものだろうと思ひます。そのバランスをとりながらいくということであらうと思ひますし、教育公務員の特例法でございますから教育公務員なるがゆえの特例が制度上設けられること、そのこと自体については国会の論議を経てお許しをいただける問題であらうと私も感じております。

そういうふうなことで、これから本場に今すぐれた先生方が採用され、そして我が国の教育のよりよき改善を目指して取り組んでいただける世界、その中でこの一年間の初任者研修が本場に実

りあるものを生み出していくことにつきましては、まだこれから大変な努力が要すると思ひますが、それには先ほどもお話が出ましたが、やはり採用に当たって的確な採用をしつかり行っていくこと。そして、その人たちが一年間の研修のときに再び条件つき採用の面で問題を生じないように十分配慮していただくことは当然のことであらうと思ひますし、またこの研修制度をよりよく効果あるものにするためには、本場に愛情を持って、また細心の注意をもちつつ実効を上げていくことの配慮があらゆる面から必要であると思ひますが、これらの採用の問題、それからこの制度を本場に効果あらしめるための措置につきまして、文部大臣としてのお考えを承りたいと思ひます。

○國務大臣(中島源太郎君) 大方は政府委員からもお答えをいたしました。

先ほどから申し上げておりますように、せっかく御提案を申し上げておる制度でございます。ですから、教員の職務の特殊性というものは本来ございす。それについてよりよき資質を伸ばしていただくというところで、一年間の研修期間を設けていただくということになりますと、その間教員の方々に教えるということと同時に、一方で研修という学ぶという二面性を持っていただくわけでございます。その資質、それから職務能力の遂行も、その判断をいたすにはやはり六カ月よりは一年の方がより正しい判断ができるであらう、それはあくまでも教育者の資質を高め適性を見る、そしてより適性の方がより資質を伸ばしていただくに教育に万全を期していただく、そこに新しい二十一世紀を担う若々しい教育とそれから児童生徒との関係が培われる、そういうことを含めまして、おっしゃる意味でこのせつかくの制度を御承認いただきます上はこの制度を的確に生かしてまいりたい、このように考えます。

○柳川聖治君 今、親は先生方に本場に神頼みのように立派な先生によって子供を育てていただきたいということを念願しておるわけでございます。

私は、ことし学校の卒業式、入学式に幾つか参らせていただきました。ちよつと感懷を、二十世紀を担う若者に問ひかけておりますのが、戦前六年間日本に駐日大使として駐在された大詩人のポール・クロード大使が、昭和十八年のときに、この国は戦に破れる、そのときにこの民族は滅ぼしてはならない民族だと申された。そして、古くからの文化を持ち美しい自然を持つ日本人は貧しくても氣高い、ノーブルだと言われた。今日、経済の發展を見ておると、物豊かにして心の豊かさが今求められております。私どもは貧乏の中で育ってきたわけでございますから、貧しくても氣高いというのは何となくわかるわけでございます。すけれども、これからの日本人は、一体豊かで氣高い民族だと本場に言われる民族になれるのかどうか、そのことがやっぱり今日の課題であらう、それが二十一世紀を担う若者のあなたたちが築き上げる世界であらうと。

そして、最近おいでになったヨガの修行僧でもあられるマエストロと言われる音楽家が、ハイテクで發展した日本は、一枚の花びら、一本の草木に感ずるその心で、世界の平和と環境の良化の先頭に立つてほしいという言葉を言っておられることを新聞で見ました。何か本場にぐつと突かれるものがあるわけでございます。そして今や生涯学習時代、学校教育を通じて、また生涯を通じて学習し、よりよき価値ある人生、よりよき世をつくるという時代が起こつてきております。そういう中で一番中心になれるのは、やはり私は学校の先生であらうと思ひます。

そして今、文部大臣にぜひお願いし、また私も本場に取組むべきことは、先生を敬ひ、そして先生の言いつけを守るといふこの基本のところを大いに文部大臣も各方面に訴えていただきたいと思ひますし、また学校の先生方が本場にみずから教職を選んだ自負を持って、そしてこの民族が本場に豊かで氣高い民族と言われる人間形成に大きな力をいただくことを念願いたします。あり、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

がとうございました。

○高桑榮松君 それでは質問をさせていただきますが、質問をさせていただいたに当たって、私も四十年くらいにわたる教員生活を振り返って少し感想的なことを述べてみたいと思ひます。

先生言われたけれども、学校の先生は幾つになっても、リタイアしても先生と言われると。私も今その場でございまして、今も客員教授で教えに行っておりますけれども、やはり私は、振り返ってみまして、私の出た医学系ですと開業するか研究者、教育者になるわけで、私は後の方だったわけですが、振り返ってみますと、やっぱり教えたということが非常に多かったと思ふことの思い出が多い、そしてそれは金では買えない、私はそんなふうな心境で、教員でよかったと思つてゐるんです。その意味で、今度はこういう審議に当たりまして、やはり教員の皆さんもそういうつもりで教えていただきたいなど、教員でよかった、そういうふうな思つてもらいたい、そんなようなことが私、今感想にあるわけです。

そこで、初任者研修というところへ入りますけれども、原則的に研修というのは生涯研修だろうと私は思ひます。大学でいえば、卒業してすぐ助手になかなれませんので、助手になるのに五年とか、臨床ですと十年かかることもある。それからまたそれを五年とか何年かやって講師になる。講師になって初めて教員になれる、教えることができるんですね。それまでは教えられないんです。ですから、その間はもう勉強していかないと。いけないわけですね。自己研修なんです。そういうのでやはり教壇に立つまでに相当年数がかかる。ですから私は、小中高、いずれの学校においても、教えるということになりますと、我々にすれば研究だけやっていたらいいんじゃないかと、教えるための広い知識が要りますし、ほかの学科との関連もありまして、それは小中高いずれも同じだろう、教育は皆同じだと思ひます。その意味で研修はすればするほど多分いいはずだ、いや、よくなければいけない、これはそう思ひます。

ところで問題点は、初任者研修が今まで二十日間で行なわれていたのが急に一年というところが私には何だかなげなうな、そう思われるんですね。

それで、加戸局長に伺いたいんですが、今まで二十日間というのはいつごろから二十日と決められたか、その理由はどうなのか、そしてその二十日間の研修以前は研修はなかったのかあったのか、そういったことをちょっと伺いたいと思います。

○政府委員(加戸守行君) 新採教員に対します研修は、昭和四十五年に国の補助制度によってスタートいたしました。当時は十六日間、言うなれば新任教員に対して教員としての心構え、あるいは実践的指導の基礎的な分野といえますが、講義、研修等が中心でございました。それを昭和五十三年度から二十日間にいたしました。二十日間の研修のうち十日間が教員の心構え、基礎研修、そして十日間は授業研修ということで、例えば先輩教員の授業を見る、あるいは先輩教員の指導を仰ぐというような形で十年間運用されてきたわけでございます。この事柄は、もちろんつけ焼き刃ではございますけれども、やはり実践の場で先輩教員の指導をいただくということが建前ではございましたが、このようないわゆる大々的な制度ではございませんから、配置されました学校で適宜そのような研修を行っていたというものが主体であつたわけでございます。

そして、この二十日間の研修でももちろんそれなりの成果はございますけれども、依然として教員の資質向上に対します国民的な要請が強いわけでございます。また各種審議会においても、従来からの流れを先ほど申し上げましたけれども、御意見等もございまして、本格的な、まさに教員に実践的な指導力を身につける、あるいは幅広い知見を得ていただく、教員の使命感を持ていただくというような考え方で一年間に踏み切ったわけでございますが、基本的には、やはり何と申ししましても、そういった研修体制をしくために二十日間

程度であるならば現在の組織、体制のままで何とかやりくりできた、その限度が二十日間である。今回の一年間研修といふのは、例えば必要な指導教員等に対します定数措置あるいは非常勤講師等に対します財政措置、それから県内の取り組みの姿勢、あるいはいろいろな諸般の行政的対応というものがなければ一年間の研修といつても実効は上がらない。そういう意味では、こういった大規模な制度としての考え方をとったわけでございます。

二十日間と一年間とはなぜとおっしゃれますと、従来からの二十日間の新任教員研修では、いわゆる国民から期待される教員の資質向上に資するという観点からはほど遠いという考え方はなかったかと思ひますし、私どもやはり先ほど大臣が申し上げました一年にわたるカリキュラムの展開の中で、一年間先輩教員によるマン・ツーマン指導等によりまして成果を上げていきたいというところで提案をさせていただいているわけでございます。

○高桑栄松君 さつき申しましたが、二十日間の研修が一年間になる、今いろいろ御説明ありましたが、何を期待するんでしょうかね、そうすると、一年間にしたことによってどの部分の成果を上げたいと思つておられるのか、そこをちょっと伺いたいと思います。

○政府委員(加戸守行君) 法律の提案理由の中におきましては、教師としての使命感、それから実践的指導力の向上、幅広い知見を得ていただくという三つの言葉を並べてございまして、基本的には、一年間にわたります豊富な教育体験あるいは人生観を持たれた先輩教員からの指導を通じて、一つの教育に対する愛情あるいは教育に対する使命感を持ていただく、それから実務的な意味で、教師の具体的な事例に即しての教育の、実践的な指導力という言葉を使っておりますけれども、その場その場におきまして時宜に適した指導によりまして応用的な動作ができるようになっていくということを期待しているわけでございます。

ますし、また、センター等による研修等にも続きまして、教育以外の分野の他の施設等の参観あるいは他の企業等の参観等によりまして、広い視野で見ていただく、幅広い知見を持ていただくということでもございまして、それからセンター等の研修で他校種の教員あるいは県内の教員、あるいは洋上研修によりまして他府県等の教員との交流を通じてお互いの悩みをぶつけ合い、そしてお互いの間で問題解決の方途を探るといふ傾向を持ていただく、つまり教員が自立して自分の個に即して、個性を生かした教育指導ができるということを目指している次第でございます。

○高桑栄松君 人間形成とか使命感とかというふうなお話ございましたが、教員養成大学、専門の教員養成施設を出た人とそうでない人との比率はどれくらいになりますか。

○政府委員(加戸守行君) ちょっと今手元に数字を持ち合わせておりませんが、小学校につきましては教員養成系の大学学部を卒業された方が圧倒的に比率としては高いわけでございます。まずほとんどの数字かと思ひます。それから中学校、高等学校段階につきましては、教員養成学部といわゆるそれ以外の一般大学学部の比率は半々程度ではなかったかと思つております。

今、数字がありますのでお答えさせていただきます。小学校につきましては、大学卒業の採用者が五千二百六十一名中、教員養成大学学部の卒業生が四千四百九十一でございまして、それから中学校では、大学卒業の採用者が五千九百二十六のうち、教員養成学部卒業者が三千四百五十六でございまして、それから高等学校につきましては、四千四百八十六名大学卒業生採用者中、教員養成学部出身者は数が非常に少のうございまして七百六十六でございまして。

○高桑栄松君 それを伺いました理由は、教員養成大学は、少なくとも四年制を今想定してお話を聞いたつもりなんですが、教員養成大学に入ってからにはその四年間で教員であるべく目指した人

たちであり、そのつもりで教育を受けているわけでありまして、使命感とかそういうものが卒業の段階で、つまり教員の資格試験を受ける段階で、もう相当な自分の覚悟ができていなければおかしいと思ひます。したがって、それを二十日間の研修あるいはこれを一年になさうとする、一年でそういうことが急に養成されるとお考えになるのだから。そこが私ちょっと不思議なんですけれどもね。

我々医学部に入つたときに、医者になろうと思つて入っているんです。卒業してから教育を受けて医者になりたいなんて思つて来ているんじゃないわけです。教員だつて同じだと思ひます。ですから、その辺を、一年の研修で何を期待するかというのは、そういう抽象的なお話では私はこれはわからないですね。いかがでしょう。

○政府委員(加戸守行君) もちろん教員の使命感あるいは実践的な指導力、幅広い知見、すべての話ではございまして、使命感につきましてはやはり学校段階では抽象的に教員を志望されていらつしたとしても、やはり学校現場へ参りまして子供たちと接する仕方の中でその使命感はおのずから培われていくものではございまして、と同時に、やはり先輩教員が、教育に一生をかけていられる方の豊富な経験あるいは人生体験に基づいていろいろアドバイス等によりましてなおその使命感は高まるものではないかと私も考えている次第でございます。特に実践的な指導力につきましては、個々具体的な教え方あるいは児童生徒の気持ちの理解の仕方、指導の仕方というのは、やはり学校における理論の基礎がございまして、実際の問題としては学校現場におきまして先輩教員による指導の方がはるかに身につくことではないかと思ひます。

しかもまた、そういった指導力をつけ、子供たちから信頼されるようになり、そしてそれはなお自分の使命感を高める結果にもなるのではないかとと思ひます。

すが、研修は何のためにするのかということを含め、研修のあり方のフィロソフィーですね、これを大臣はどう思っておられるか、それを伺いたいと思います。

○国務大臣(中島源太郎君) 私は二つの面があると思います。

御質疑の当初に先生が触られましたように、研修というのは、ある意味では生涯研修である、私もそう思うわけでございます。特に、教職法の十九条に、絶えず研究し修養すべきであるという意味のことが書かれておりますのは、まさにその点が指されておりましたように、そしてそれは自己の研修意欲と同時に、やっぱり任命権者が責務として相補い合いながら研修は続けられるものと思っております。

その一方で、それでは初任者の間を、期間を区切って研修をさせるというのは、では何であるか。生涯学習の中で、なぜそこに必要かということになりますと、私はそれぞれの方々が目的を持って資質を磨いてこれたと思うのでございますけれども、やはり人と人と、人が人を教えるという重要な職務の特殊性もございまして。

一般に、機械を相手にし、あるいは経営を相手にいたしまして、初めての社会人としてその場に立ちますときには、それなりの研修が必要だと思いがちですが、特に人と人との関係が、そこにはやっぱり今言われた中で実践的な指導力というものは、人が人を教える教壇に立たれて、いろいろな事象にみずから体験される。それで、その解決あるいは考え方はあるいは指導の方法、こういった面では先輩のより円熟した指導者のアドバイスを受けるということは非常に大切であろう。

そして、それが何日か適当であるかということ、これは御議論があると思いますが、それでは一つの期間をどこでとうるかという場合には、私は教育のキャリアアップの単位は一年というふうに考えますので、やはり一年を通して、そして児童生徒の育成と、それを教えるという立場において一年を通して体験し、そして教えるという単位

は一年が適当ではないだろうか。その一年の間で適当な範囲で先輩の指導を実践的に仰ぐ、これは私はやっぱり考えられる生涯研修の中でとれば、一年というのは適当ではないだろうか、私はそう考えておるわけでございます。

○高桑栄松君 研修の必要性の中で、教育の実践的訓練という学習というか、おっしゃったと思うんですが、そうすると、非常に技術的な言葉で言えば教育テクニクということかなと思いがちながら伺ったわけですが。

確かに、どうも医者と比較して申しわけないんですが、医者にもインテンシブなんというのが昔ありまして、これは今なくなつたものですが、比較しようと思えばできますけれども、やっぱり要るんです、医者も。ただ、医者の場合はインテンシブの有無に今かわりなく申し上げれば、昔から言われているのは、十年たたなければ一人前じゃない、つまり一年やつたからパーフェクトかということなんです。ですから、私は研修の期間というものを今こたわつて質問をしているわけですが。

それから、もう一方、教育は人なり、本当にそうだと思うんですね。知識の受け売りだけなら学校でなくてもいいのかもしれない。コンピュータだとか、それから映像を使えばいいのかもしれない、人間と人間の触れ合いということが非常に重要な要素にはなつております。ですから、そういう意味の人間形成教育ということが非常に重要だと思ひます。しかし、人間形成というのは、まだ新任教員は二十二歳でございまして、その人が人間形成ができていいるかです。すなわち、ちょっと厳しいと思ひます、この話は。

私は、自分でいつも振り返るんですけども、私は自分で学問の上でもパーフェクトであつたなんて思つたことは毛頭ありません。権威があると思つたことはございせん。知つてゐることは知つてゐる、知らないこともある、なるほどと感心することもあるんではないかとありますので、自分は常に未熟であると思ひ続けて今日まで来たわけ

です。ですから、そういう意味で、教育は人なりと、だから教員は特殊性があるというのは、私は少し教員に対する非常に酷な要求ではないだろうか。これはもう私は本当にそう思う。自分が思うからそう思うんですけれどもね。

ですから、そういう意味で、研修を一年にするということに対する私の抵抗感、なぜ二十日を急に一年にしたか。第二番目の質問は後で言いますが、それをどうして条件つき採用と一緒にしたか。私はここにやっぱり非常に僕自身の抵抗感があります。おかしいではないかというのがございしますが、これは後でいきます。今、研修に絞つてやらせていただきますが、加戸局長の大変流暢な音楽的リズムに乗つたお話を伺っていると、どこが間違つてゐるかわからなくなつてやうことがありますので、これからは少し心して、少しは角が立つかもしれないんですが、質問をさせていただきます。と思ひます。

二十日間で研修がうまくいかなかったという反省をしてもらえるわけですね。いかがでしょう。

○政府委員(加戸守行君) 研修は多ければ多いほどいいとは思ひますが、少なくとも過去の二十日間の研修によりましては十分な期待にはこたえ得なかつたのではないかと、ということ、教員の資質向上を求める各般の声が従来よりも低くなつてはゐなくて、むしろ高まつてきてゐる。それはもちろんいろいろな要素はございまして、うけれども、やはり一つの大きな事柄として、は、研修に対する取り組みが従来のような研修への取り組みでいいのかという声は各方面からも出ておりましたし、また、その二十日間の研修によって教育が一段と向上した、先生の資質が高まつたというふうな形では、そういった反響が返つてこなかつたというのを私も感じてゐるわけでもございまして、二十日間で、やらないよりはむしろやつた方がいいわけではございませんから、それは、やる以前よりはよくなつたというところは言えるでしょうけれども、それによつては十分な一般国民側のあるいは期待というものにこたえ得な

かつたというのが主たる理由でございまして。

○高桑栄松君 年々歳々卒業生が出て、年々歳々教員も時代が変わつてチェンジしてゐるわけですね。ですから、それは連続的なものなわけですが、そうすると、ことし出た新任の初任者も去年出た人も、一昨年は全員一年間の試行もなつて二十日間であつてゐるわけですね、それ以前。そうすると、二十日間の研修はむだであつた、ほとんどむだに近いんじゃないか、一年と比べると非常に短いすからね。だから非常にむだであつたのか、あるいは全く未熟なままでその人たちは教員になつてゐるのか、それでは地域社会でも非常にたくさんの方が、百万人に上る先生がおられるんですが、それがほとんどやっぱり研修を受けなかつたためにできの悪い先生がたくさん出ちゃつたのか、どんなふうにしてもらいますか。いかがでしょう。

○政府委員(加戸守行君) 二十日間の研修を受けた方、あるいは全然研修を受けられなかつた方のその資質が全く向上しなかつたとは申しません。当然その学校の中で教育活動を展開してゐる間に、みずからも磨かれていくわけではございますから、それぞれの資質は高まつてゐると思ひますけれども、しかしながら、現在の教育界に對します国民各般各層からの声と申しますのは、教員の資質向上を求める声が圧倒的でございます。

そういった点で、今の状態よりもよりよくしたい、そのためにはどういう方策があるか。いろいろあり得ると思ひますし、そのためには御指摘いただいた事柄も、例えば教員の養成段階がこれでいいのか、どうしたらいいのかという問題、あるいは採用段階におきます選考の仕方、そして研修の仕方、研修も現職研修の中でライフステージの中で育つていく事柄でございまして、特にまだ十分な実践的指導力を身につけな段階で学校を出てすぐ教壇に立たれるわけではございまして、鉄は熱いうちに鍛えろという言葉が適当かどうかかわりませんけれども、一番実践の場に即し

てすぐ指導を受ければその先生方の力はつくであらうという考え方で取り組ませていただいているところでございます。

○高桑栄松君 この辺が少し角が立つかということになるんですが、鉄は熱いうちに打てというのは自分の思う鑄型にはめようということになるのではないかと。

先ほど来大臣もおっしゃっていますが、個性尊重というのがしゅちゅう出てくるわけですが、私は気に入らない言葉なんですけれども、だけれども、そうおっしゃっているから今使わせてもらいますが、個性を尊重すると言いながらやっぱり熱いうちに個性を変えて――変えることはできないんです。できないんです。幾ら熱いうちに打ったってだめなんです。どこかおかしくなるだけで、個性は変わらないと私は思っております。この辺は間違いないと申し上げておきます。そういうことで、個性を尊重するという意味で研修のあり方というところに対する反省はないのか。

よく官製研修という言葉を使われますが、私はよくわからないんです。これも、官製研修というのはどういうことなんでしょう。少なくとも、多分金は政府側で用意しないといけないから、中身が問題なんだろうと思ふんですよ。ですから、個性を尊重するような意味の研修は、せつかく一年にもししようとするのであれば何かお考えがなければいけないのではないかと思います。どうでしょう。

○政府委員（加戸守行君） これは試行の段階からそうでございますが、先輩教員による指導の場合に当たりましては、それぞれの個性に即して教員が伸びていく発達段階に応じ、その教員が何を問題とし、何を悩んでいるのかという、その新任教員からの問いかけに対してアドバイスができるような形で指導をしてほしいということを申し上げておるわけでございます。それは初任者皆それぞれ個性が違ふわけでございますけれども、その方なりに自分の不得意の分野あるいは問題と感じている分野についての解決への糸口なりあるい

は指針なりを与えてあげる。それをその方がどのような形で受けとめるかというのは本人自身の問題でございますけれども、その本人が自立しているような援助をしていただくということを、今の指導教員による指導によって期待をしているところでございます。

○高桑栄松君 そこがちょっと問題があると今思っているんですけれどもね。

指導教官のお話が今出ました。それから、指導を受ける初任者がいるわけですね。お互いに個性が違ふ場合のお話が今出ておったんですが、相互尊重なんてあるのか、それとも指導をする側は強制的に自分の個性を押しつけることになるのではないかと、相互尊重という言葉を余り簡単に使われるから、個性尊重という言葉を余り簡単に使われると私はどっちが尊重されるのかと言いたいんですが、いかがですか。

○政府委員（加戸守行君） 例えば、児童生徒への接し方あるいは指導の仕方、それぞれ持ち味が皆違ふと思ふんですが、先輩教員もみずからの長年の経験によつて経験則として、このような指導をすればうまくいった、このような指導をして失敗したという経験をお持ちでございましょう。それはすべてとは言いませんけれども、おおむね正しい場合が多いのではないかと、それで過去はうまくいった例があるよということ、それを考へて授けかけられれば、新任教員もそれが一つの指針あるいは考え方の判断の材料となり得ると思ふんです。しかし、それをうのみするのではなくて、自分なりにしゃくしゃくしていただきたいこととでございます。そして、その結果はまさに児童生徒との接した中で成果として出ていくものでございまして、その指導を受けた結果うまくいった、あるいは指導を受けた結果まずいこともあり得ないわけじゃないと思ふんです。

それは同じ指導教員、初任者と申しまして、それそれの感覚の差があり得ることとでございますけれども、やはり長年の豊富な経験に裏打ちされた経験則に基づくものというのは正しい場合が多い

いのではないかと、これは、一般的傾向として私は言えるものと思っております。

○高桑栄松君 そこがまたちょっと私と違ふんですけれどもね。

私は、大学紛争を今思い出したんです。大学紛争というのは若い学生たちが新しい時代、要するに日本の古来の伝統というふうなもの、しきたりというふうなものすべてを否定するような立場で反乱をしてきたわけですね。大学側は、今まであった規則が一番いいものだとの規則を守り続けるわけだ。それでこれに反するものは罰するといふわけだ。学生たちは、その規則はあなた方及びもつと古い人が決めたのではないかと、だからそんなものは今の時代には合わないんだから新しく規則をつくらうではないかと、それから出発しようではないかと、これの争いなんです。非常に簡単明瞭に言えばそれです。

私は医学部長を六年勤めた理由は、私は学生の言い分はもつともだと思つたからです。決して僕は迎合はしません。迎合はしませんが、なるほどそうだと、今までの規則が悪いかもしれない、それなら直そうではないか。学生たちと同じスタートに立ったんですね。その論理を展開して、我が日本をどうしたいか、我が大学をどうしたいか、我が相談しようではないか。これが私の考え方で、そして論争の結果、常に私が学生を納得させたということです。

もう一つあるんです。学生が年寄り死んだからと言っているのは、本当に嫌らしいことですね。本当に嫌らしい話だけれども、今自分たちは二十歳だ、あと二十年たてば四十になる、おまえたちは七十ではないか、死んでいるんじゃないか、日本はおれたちがしょっていくんだぞ、こう言われて、このやろうとは言えないんです。そのとおりなんだ。生物学的なこれは事実なんです。ね。そのときに、我々は我々の固定的な経験則で彼らを本当に圧倒していいのだろうか、規則で切ればこの若者たちは大きくなってどうするだろう

う、我が日本をどうするだろう。おれは死んでいるかもしれないが、日本をどうするんだ、これがあつたわけですね。

ですから私は、根底にはいつもやっぱり学生が日本をしょっていきんだ、だからこの人たちの考えにおれたちの考えを少しでも取り入れさせよう、いいところはとつてももらいたい、悪いところは捨ててもらおう、この考えですね。ですから、そういう考えでやってきたので、指導する側が常に正しいという考えは、その人がそれまで持ってきた日本古来の考えなんではないのかと今思つたわけですね。それではやっぱり将来を若い教員に預けていけないのではないかと。だから、先ほど相談をしたかとか、どのグループに言われたか忘れましたけれども、やっぱり納得をさせていくということが、我が国の将来を預かってもらう若者に必要なんじゃないかと。だから、そういう思いでございますと、相互の個性尊重というのは、どっちに軍配を上げるかというのであれば、やっぱり若い人に何とかしてもらいたい、こう私は思ふんです。

そういう意味で、個性尊重という、僕は個性というのは嫌いだと申し上げましたが、個性むき出しではだめなんです。やっぱり個性というものは、いい点を伸ばし悪い点を抑えていく。どうして抑えられるか。周りから言つたつてだめなんです、それは、自分でそれをちゃんと会得して、そして自分の悪い点をよくわかつて、そいつを抑えていくという、これが教育環境ですよ。その教育環境の中の要素の一人が教師でありまして、教師がその子供たちの人格形成に決定的な存在ではあります。そんな神様なんていないんだから、決定的ではあります。期待される教師像というのはありますよ、それは、あるけれども、神様のように思つて考える必要はない。つまり、そんなに厳しければいいというものじゃないです。厳しければ黙つてしまふだけではないのか

な。あの大学紛争は黙つていなかったです。だからよかつた。そのときに大学臨時措置法ができたお

私はちやっぱり間違ひではないかということでは。何を言おうとしたかわからなくなつちやつたけれども、まあ大體言っていることはおわかりになつたと思うんです、言っていることはですね。

そこで、今度、私はこれから指導教官の選び方とか、そんなことを少し聞いてみたいんですけれどもね。研修にかかわる人的及びその他の経費とか財源とかということがいろいろと聞かされておりますけれども、それは義務教育の中小においては二分の一を自治体がつつんでしたつて、非常勤講師は全額自治体でしたか、私は二、三年前に教育

と、これは自治省の交付税の中に入つて、一般財源に入つてゐるから、そこからかすめ取ると思つておられるようであります。それは力関係があつて取れるかどうかわかりませんが、貧乏県と豊かな県がありますね。ですから、あのときにも私質問しましたが、貧乏な県は教育費は減るのではありませんか。そうすると教育格差ができてくる。それこそ、国としてはむしろ問題ではないのか。今度、再び市町村に割つたらどれくらいになるのかわかりませんが、かなりの額がまた持ち出しになるんだらうと思つてゐます。

私は精神論だけで教育ができるとは思っておりませんので、教育にはやっぱり施設も要るし人手も要ります。それだけのやっぱりサポートをしてやらないとできないと思うんですよ。だから、研修を進めていくための私は経費が自治体負担の分が少し多いのではないのか。これは私、結果としては減らされていかないか、つまり交付税の方がですね。減らすという意味は、自治体が使う分ですよ。だから、そういうことが非常に気になるんですよ。そして、例えば旅費なんか外されておったわけですよ。旅費は外されているんですよ。旅費はたしか研修なんかにも使っていたと思うんですよ。自分の研修に使われたと思うんですよ。

すが、その旅費もひょっとしたら満額取れればいい方で、取れないかもしれないということじゃないのかな。そうすると、この研修が、旅費等につ

す。

○高桑栄松君 大臣、何か。

○国務大臣(中島源太郎君) 今の国費、それから地方の費用の面と同時に、その前の御指摘についても拝聴いたしておったところでございます。

先生は御経験もございますし、一つの教育者としての御見識を御披露いただいたわけで、確かに前段の部分も拝聴いたしておったものでございますから、したがって研修というものは確かに一年で全うできるものかどうかということについては、一方で確かに生涯かけての研修であらうといふことと、それからまた生徒は先生のお姿を見ながら、それが全人格の完成という方は生涯かけてもなかなかいっしょにいかないわけでありまして、そして先生が常々おっしゃる個性という言葉は避けても、個の素質というものが、これにも先生

さいますので、いい素質をさらに育ててという意味で、生徒は先生を師とすることでありましょう。また先生はさらに先輩の先生を師とされるのだらう。これは学校の中にいても、家庭の中においても、社会の中においてもそうであらう。それが一方で生涯学習の生き方の中で先輩の方々に生きがいを感じていただく。そして先輩の生きた教訓の中からは先輩はそれを学び取る。すべて先輩の像が完全であつて後輩の像は全く不完全である、こう決めるべきものではない。

ただ、そういう学び取るところは生きた中から学び取るところが多からうな、こういう感じであらう。半拝聴いたしておったものでございますから、前半のお答えとしてまず申し上げますのと、それから

ら後半につきましては、政府委員が御答弁いたしましたとおりでございますけれども、全体で二〇を施行した場合に八百億、そのうち国の負担が二百八十億と、こうお答えをいたしますと、国の負担もふえることながら地方の負担、それから地主的負担が果たしてそれで万全を期せられるであらうかなという御心配、それについては私どももよくよく考えていかなきゃならぬ、こういう印象を受けら

ということをお答えをいたしておきま

○高桑栄松君 今申し上げたのは国の負担のことと、もう一つが豊かな県とそうでない県とで教育に対する費用の出し方が一般財政からということになる。非常に困るんじゃないかということになる。上がったので、その点十分に考慮していただきたいものだ、こう思うわけです。

そこで、指導教員のことなんです、レギュラーに九千人ですか、それから非常勤で八千人という事です。相当な人数だと思いが、これの国家試験なり適格性試験なり、客観的な試験の仕方とか何かあるんじゃないかね。だが、そしてどこでやるのか、ちょっと伺いたいですね。

○政府委員(加戸守行君) 今回提案申し上げております改正案の中におきましては、新任教員が配属された学校の教頭、教諭または講師のうちから命懸けすることとしておりまして、この考え方方は配属された学校の中で、例えば配属された教員の教科領域によっても異なりますけれども、それと同様な領域について十分な力量を持っている、あるいは初任者に対して人生の先輩としまして初任者の悩みにこたえる力を持っているかどうか、あるいは全校的な視野に立って指導できるかどうか、こういった観点から学校の中で選びをいただくという建前になっているわけでございます。

したがって、これは県の人事配置計画にもよりまされども、このような新採教員を配置するのでこのような指導教員、要員を配置するという場合もございましょうし、あてがいがぶちで現在の学校の中で選ばれる場合もございましょうし、あるいは学校の中に適任者がいないから非常勤講師として例えば退職教員を活用する、あるいは他校からの応援を求めるというケースもございましょうし、その辺は一般的に試験、資格ということではなくて、その学校において先輩として指導に当たれる力量の方をお選びいただくということで考えているところでございます。

○高桑栄松君 そこで、円熟した先輩というのが大きき出てきたわけですが、九千人プラス八千人、一万七千人の円熟した先輩というのは、何だかみんな円熟しているんじゃないか。三万人新任者が入ってきて、出ていく人が二万人ぐらいいるんじゃないでしょうか。三万人じゃない、途中でやめたり亡くなったりしますから、三万人入って三万人は出ませんものね。二万人だとすると、ほとんど全員です。全員円熟した先輩になるのかな。

円熟したというのは、先ほどもちょっと申し上げました、つまり円熟というのは裏の声を聞くと頑迷固陋というふうになる場合もあると思うんです。老練なというのは頑迷固陋と聞かざる。もっと現代的な、もうナウくないのかな、言葉で言う、新人類は化石人類とは合わないと思うかもしれません。それに近い落差があると思うんですよ。

それで、個性尊重とかいろいろ出てきたんですが、私は若い人のことをわがまま勝手にさせるも申し上げているんじゃないか、チャットと納得させる理論がなければ、そういう意味で、私は試験があつてこれを通ったかとか何かあるのかなと思つたんです。つまり公平な選択ではないのかもしれないということをちょっと思つたわけです。

もう一つは、せっかく仮に一年と今、私の結論は一年じゃないんですけれども、仮に一年研修する、一年間だから性格の不一致は我慢すると。夫婦みたいになら何とせよやめたいというのがある、まあ一年なら我慢しよう。何を言われてもはいと言つて知らぬ顔、聞かないでいればいいわけですね。だから、そういう性格の不一致があつたときに、お互いに相手を遠く、先輩もあれなら嫌だとか、見合いをした結果嫌だと言えりのか、何かそれはどうなつていますか。

○政府委員(加戸守行君) 指導教員は、当該学校の先ほど申し上げた教頭、教諭、講師の中から教育委員会が命懸けするわけでございますので、職務

としてこの後輩教員の指導に当たれということになるわけでございますから、拒否することはできないわけでございます。

しかしながら、これは非常に不幸なことではないでしょうか、仮にそのよう不一致があつた場合、指導教員を変更するということは当然理論的にも考えられ得ることでございますし、一方、新任教員の方は合わないから学校を変えたいというわけにまいりませんから、それはどうしてもその場合の対応としては、指導教員の方を変える方向が選ばれる可能性の方が高いであろうと思ひます。

○高桑栄松君 そのときに調停を願ひ出る裁判所があるのか。

○政府委員(加戸守行君) これはそういった形の救済措置に関する規定措置等はございません。具体的には学校の中で御判断いただいて、教育委員会がお決めになることであらうと思ひます。

○高桑栄松君 私は、そのときに、我が日本社会というものと欧米社会との大きな違いは、プライバシーが守られないということだと思ひます。調停裁判を願ひ出た人が、あいつはこんなことを言つてきたと評判になりますと、受け入れ側がみんな拒否をする形をとるんじゃないか。私は日本社会というのはプライバシーが守られないというふうに思ひます。だって、閣議でもそうでしょう。箱口令をしいたとか門外不出だと言つていまして、テレビで言つていられるから、あれは門外出なんですね。閣議という偉い方々のお集まりでも門外不出はだめなんですね。プライバシーなんていうものは我が国はほとんど守られないんです。ですから、今加戸局長が言われたそういうのは理論的にはある。しかし裁判所はない、プライバシーは保障されなければ、やっぱり黙つて員の方になつていた方がいいのかどうか。

ですから、これは不幸ですね、一年間の研修はマイナスに働きますから。だからこれはやっぱりちゃんとした救済措置というのか、性格の不一致はマン・ツー・マンだからあるんですよ。複数ロー

テーションなら、変な人が来たときにはそつぽを向いていれればいいし、いい人が来たときにこにこして五倍ぐらひ勉強すればいいんですからね。なぜローテーションしてくれないんだ。マン・ツー・マンなんですからね。これは考える必要はあるんじゃないのか。どうでしょうか。

○国務大臣(中島源太郎君) これは今政府委員からお答えをしたとおりでございますが、一つには確かに字句の上でマン・ツー・マンという感じをあらわしておる点がございますけれども、これはあくまでも指導教員と初任者が中核になつていくものでありまして、あと二つありまして、一つは学校全体がマン・ツー・マンだからといって、全くAという指導教員とBという初任者をこれを全く門外に置いて、あとはさわらずという社会でもないと思ひます。

したがって、学校全体が、校長を初め同僚、先輩教員がサポートしながら行つていくべきものがやはり社会であらうと思ひますし、またもう一つは校外研修、あれの場でそれぞれの場から集まられます。あるいは洋上研修ということになりますと、各県を越えて集まられるわけでございますから、そのときにそれぞれの研修期間中の体験を話し合う場もございましょうし、あるいは県を越えて自分のあり方とか悩みとか喜びとかを示し合う場もあるわけでありまして、そこは私はそれぞれの判断基準と申しますから、そういうものではマン・ツー・マンというから世界の中で二人だけということではなからう、私はそういうところでやはり健全な良識のばねが働いていくのではないかと、私はそう思つております。

○高桑栄松君 先ほど局長さんの答弁にもたしか洋上研修何か出たと思ひますが、洋上研修というのは大変聞かえがいなんですけれども、人数は八百人からですよ。だから確率で言うと三万分の八百でございますから非常に確率が少ないので、ないよりはいいと申し上げますけれども、ちょうど二十日間を一年に延ばすぐらいの大きさの違いがあるかと思ひます。

それで私は、研修に対する私の考え方を申し上げますと、局長は評価をするのに半年よりもよりパートメントとおっしゃったと思います。しかし、評価でパートメントなんてことは——これは後でまた申し上げます、条件つき採用の方がこのことで入っていただけます。すぐ脱線をするといけませんから、これは後でお話をいたします。

研修の効果を私思うんですけれども、変な話だけれども、さっき言った医師という人間の生命を預かる非常に決定的な役割を演ずるのでさえも今なくなっちゃった。いい悪いじゃないんです。ここらへんは、私言いは悪いけれども、子供の人格形成に決定的な役割を果たしているとは思っていませんから、その中の一つだと思っているんです。それから、そういう人たちに完璧を期す研修というのを一年で期待するなんていうことはあり得ないし、人間形成であれば、その人自身二十二歳くらいで何人人格形成か。自分が何もないのに、もっともって人格を陶冶してもらわなきゃいけないんだから、一年という期間は、私は便宜上の決めた期間ではないかと思うんです。半年でもいいです、三年でもいいです、それは同じことなんだから。ただ、完璧は期されないという条件でなぜ二十日だったのを急に一年にしたか。世の中、やっぱり一挙に革新的なことをやると普通は保守系は文句言うわけですよ。ところがこの場合は、保守系が革新的なことを計画しておるといって大変不思議な状況でないかと思う。私みたいなやや保守的な人間がやっぱり反対したいような革新的なやり方なんです。

それで、私は原則は自分では変えないんです。研修は必要だ、これは原則です。しかし数字の妥協はあっていい。だから二十日から一挙に一年に飛ぶんではなくて、半年でどうだ、こう思っているんですが、これはやっぱり局長でしようね。

○政府委員(加戸守行君) 先ほど大臣も申し上げましたが、学校のカリキュラムが一年がサイクル

でき上りがっている。そして、教育活動の展開がそのような形で進められ、学年を単位として最終的な生徒のその学年における指導が終了し、あるいは指導要録の記入をもって終わるという、そういう学校の仕事の流れがあるわけではございません。その一年間の学校の経営の計画あるいは学級計画あるいは学習指導の計画に従って教育活動が展開されるわけではございませんで、その一年間の流れにわたって先輩教員による指導を受けることが適切だということが基本的な理由でございます。そして、この研修自体が組織的、系統的に行われる必要があるわけではございませんで、その場その場の断片的な指導ではなくて、まさに流れの中で日々の実践例に即した指導を行っていただくというところでございます。

それから第二の理由といたしましては、このように大がかりな研修をいたします場合には、先ほどから申し上げております指導教員につきましても、定数措置あるいは指導教員の後補充措置等が当然ございまして、定数関係の措置をする場合に、六カ月の定員とか三カ月の定員という措置を行政的あるいは財政的にもしにくいわけではございません。また、ある一定の期間は指導教員になるけれども、そのほかの分野は指導教員をやらないことになりました場合の例えは校務分担、分掌上どのような形になるのかという学校の人的構成の面への影響もございまして、一年単位でございまして、その辺が行政財政的にもみごとに解決をしますと、そういうような二つの複合的な要因もござい

ます。さらに、従来から申し上げております試補制度あるいは初任者研修といった流れの中の戦後の提言がすべて一年単位でございまして、一年間の実地訓練というものを長年の間各般の審議会等からも求められてまいったという要素もございまして、それらのすべての数字が、先生数字の変更とおっしゃいましたけれども、一年という数字にすべての方向が合致をしているということで、このような提案をさせていただいているところでござ

います。

○高桑榮松君 これに対しては現場を余り知らない私が言うのはおかしいんですが、知らないからまた画期的な提案ができるのではないかと、思っています。提案をいたしますけれども、例えば入試の分離分割みたいなもので、新任者をAグループ、Bグループに分ける。そして一カ月交代で、あるいは一週間でもいいです、一カ月交代で先生がつく、Bグループはつかない。次の一カ月は今度はBグループに先生をつくる、これはつかない。そして教えてもらって、なるほどと思ったのは先生がつかないでやってみる。先生がついていては何かびびるからね。あれはびびらぬ方がいいと思うんですよ。自分が一番偉いような顔してやらしてみたらいいじゃないか。これを交代にしていって、教官は、理論的に言えば円熟した老練なお方ですから、今月はA、来月はBをやっても老練ですから大丈夫だと思わんです。

それで、この人は、一カ月置きなら一人で一年間雇うことができるわけだ。それからAグループで最初指導を受け、その次は自分だけが偉いような顔してやってみる。またその次教えてもらってなるほどと、こういうのがむしろ実践的ではないか。いつも先生が教えていると、おまえ間違っている、間違っていると言われているんじゃないか、やることないわけですよ。ですから、自分でやってみてぐあいが悪かったら直してもらおうという精神も要るのではないかと思うんです。だから今の一カ月交代という手があるわけですよ。そうすると、一人を雇って二人、A、Bグループ分離分割という入試方式を取り入れてみる。これはあり得るわけですよ。現場を知りませんので、多分加戸さんならまたちゃんとした答弁があるかなと思うので聞かない方がいいような気がするんですけれども、そういうことをやり得るわけだ。

それで私は、研修の効果を一人でやらしてみるところがむしろ非常にいいんじゃないか。さっき申し上げたように、これで決定的にこの子供はおかしくなるわけじゃない。一カ月たったら

もう変になっていたというのなら困りますけれども、そういうことはありませんからね。ですから、ちゃんとやった方が私は効果があるんじゃないかと思う。それから八百億が四百億で済むんじゃないか。非常にアバウトでございます。アバウト。せっかく取った予算は、それは教材、旅費に回しちゃったらいけないというように、素人としては考えたんですけれども、いかがでしょう。

○政府委員(加戸守行君) 一つの御意見でございますが、やはり学校と申しますのは、当該学校の持つべき教育目標があるわけではございませんし、学校経営の一環として学級があり、そして個人の生徒指導が行われるわけではございませんで、その指導教員を当該学校の教員の中から選ぶシステムをとっておりますのも、当該学校の教育の一環として先輩教員が新任教員を指導していただくという仕組みにしているわけではございませんで、先生のように一月ごとに学校をくるくる変わられましたら、その学校の指導目標なり方針に合わせた形で、この事例に即して指導することが果たしていかかかなという疑問も私持たしていただいたわけではございません。

決してお言葉を返すわけではございませんが、一つの方法論と思えますけれども、今の一年間の当該学校で掲げました教育目標の中で個々の具体的事例に即して指導する形が一番適切ではないかと思っております。

○高桑榮松君 私、学校を変わるというんじやなくて学級を、同じ学校で二人いれば一人でやれるという意味です。(一人の場合はと呼ぶ者あり) 一人の場合は学校を変わっていく、それは隣近所の学校へですね、遠いところへ出稼ぎというのは大変ですから。そういうことです。これは一つのアイデアでございます。

私は、過渡的なという言い方は悪いんだけれども、二十日の半年にして一遍ずつとやってみて、それでだめだったときまた考えてもいいのではないかな。だけれども、やっぱり一年でな

くて二年がいいのかも知らない、あると思います。だけれども、毎年三万人ですから、なかなか大量の方々の一定の方式で研修をさせるというのは、それは予算上からもその手当ても大変だと思えますので、それは細かい話はさておきまして、私はそういう意味で二十日を、一年ではなくてやっぱり半年ではないかというものが、私の非常にこれは政治的、妥協的、中間的考えなんです。昔、何だか一年を二十日で暮らすいい男とかというのがありました、今六回制ですね、ちょうど半年ぐらいたったんじゃないでしょうか。だからお相撲さんと同じように、一年じゅう取らせないで半年ぐらいいかがでしようかと、これが今の初任者研修に対する私の結論であり私の希望でございます。

次は、条件つき採用のことをちょっと伺いたいと思います。

条件つき採用というのはそもそも何を目的として条件つきのものか、そこを公務員法のあれを讀んでもよくわからないので、解説を承りたいですね。

○政府委員(加戸守行君) 公務員としての採用に当たりましては、一般の公務員は競争試験によりましてその成績に従って採用されるわけでございますが、教育公務員の場合には競争試験の適用を排除いたしまして選考によることとしたしております。

いずれにいたしましても、競争試験あるいは選考の方法によって採用されますけれども、その採用段階におきましては、もちろん勤務能力の実証をするわけでございます、公務員として適するかどうかという判断をして採用するわけではございませんが、これは万全の制度ではございませんで、単なる一回のチャンス、あるいは試験、面接等の方法等によりまして終身公務員としてたえ得るかどうかを判定することは完璧なものではないという前提に立ちまして、その採用された職員が具体的な職務に従事いたしまして、その職務に従事する中で本当に勤務能力を持っているのかどうかという

かということとをさらに再度ある意味では判断を補正するチャンスを任命権者側に持たせたいというところでございまして、このことは公務を遂行する公務員として、国民の税金の負担の上において行われる公務員に對します一種の公務遂行上の担保であるという理解をしております。制度としては、端的に申し上げれば、採用段階でパフォーマンスでないものを、誤ってという言葉はよくございませぬけれども、十分な選考でない段階で入られた方について、なお公務員としての真の適格性を有するかどうかを再度考慮するチャンスを任命権者に与えた制度と理解いたしております。

○高桑栄松君 それで研修を一年というのは、私は研修は必要だという建前から言うと、私は半年でいいと思っておりますけれども、それはそれとしまして、一体条件つき採用期間一年と研修一年とはどっちが先なんですか。どっちが先にあって、後にどっちがくついで来たんですか。

○政府委員(加戸守行君) 臨教審の答申もそうでございますが、提案申し上げております考え方は、一年間にわたる初任者研修制度を導入し、その結果として教員の勤務形態が特殊なものになる、そして職務遂行能力の判断の立証といえますか、実証することが極めて困難になるということの理由によりまして条件つき採用期間の六カ月を一年に延長するということでございまして、先に出ました発想は初任者研修でございます。

○高桑栄松君 そこで、我が国の公務員は、国家公務員、地方自治体の公務員を含めて条件つき採用期間は六カ月なわけですね。それを教員にだけというの、私は実は研修のところをそれとすれば申し上げたんで、教員というのは特別なものかということなんです。私は特別なものではないというのを立証したつもりなんです。教員の方、私も教員でございましていろいろ申し上げましたけれども、教員はだめだと言っているのじゃないんです。だけれども、特殊な神様なんだと言われちゃう困るということを申し上げているんです、神様ではない。もちろん子供たちあるいは

大学も同じですが、知識の切り売りだけではない。その意味で大事な職業だと私も思います。だけれども、それなものがゆえに、なぜ条件つき採用を、いや研修はいいと言ふんだから、研修のことを今外して申し上げますが、条件つき採用をなぜほかの公務員が六カ月なのにこれだけ一年にしようとするのか。そして、六カ月で判定できなかったから一年ならば判定できると思っておられるのか、その根拠はどこからくるのか、伺います。

○政府委員(加戸守行君) 先ほど大臣からも申し上げましたが、教員の職務というものがつきまちは、まさに授業を通じて児童生徒に對しサービスを提供する、公務を提供しているわけでございます。その形態が全人格的な触れ合いであるということ、そしてそのことは、例えば教室という隔離された状態でいて、極めてその勤務実績を判断するのは難しい立場にあるというのが基本としてございまして。

そして、そのような教員の職務である場合、今回のような初任者研修によりまして、先輩教員による指導を受けながら勤務をするということによって勤務形態が一般の事務職員の場合と異なってくるわけでございます。その勤務実績の能力を立証する、具体的には教員として三十七、八年間職務を遂行し国民の非難を受けないでいけるという、そういった立証をする時間的な問題としまして、今申し上げた勤務形態が研修を受けながらの勤務であるということによりまして変わって来ているわけでございますので、そのことを理由として一年間の条件つき採用期間、判断に要する時間を六カ月から一年間にするということでございます。

○高桑栄松君 そうすると、不適当とか適格性が無いと判断するのは、例えば具体的にどのような事例が挙げられますか。

○政府委員(加戸守行君) 今まで各種の判例等で、この条件つき採用期間につきまして免職を認められた事例がございまして、これは同一人物について

で多種多様な事柄が積み重なりました適格性が無いと言われているわけでございます。例えば、一つの例は体罰あるいは虚言、不適切な発言が多くて学校運営に支障を生じるといったことで適格性を欠くといった事例もございまして。

それから、別件では、体罰とか、あるいは教科経営が不良であるとか、研修に不熱心であるとか、校長の指示に従わない、PTAに對して暴力を振るったとか、こういった積み重ねることによりまして教員としての適格性を欠くとか、幾つか事例がございまして、多種多様な要素を組み合わせまして、全体的に見て適格性を欠くということでございますので、その判断としましてはいろいろな要素がございまして、多くの場合、例えば共通してあるものとして、いわゆる暴力を振るう事例というのがおおむね共通しているケースもございまして、一面においては精神的な疾患によりまして、とても異常な行動が多くて児童生徒からの信頼を失っているというようなケースもございまして。大別しますと、精神的な疾患に基づく場合と、教員としてふさわしくない行動を常にとられていて、そういった事象の積み重ねによりまして不適格として判断されたのが過去の

○高桑栄松君 精神的疾患とおっしゃると、ついレクチャーをしてみたくなる癖がございまして。引き続きレクチャーをいたしますけれども、その前に、今おっしゃったような事例で条件つきの採用期間中に除外されたケースというのはどれくらいですか。

○政府委員(加戸守行君) ここ最近の例で申しますと、昭和五十九年度に二名、それから六十年年度が一名、六十一年度が二名ということで、毎年の教員採用が約三万人程度でございまして、三分の一の二ないし三分の二というのが過去の傾向でございまして。

○高桑栄松君 もう一つは、六カ月を過ぎて何年かの間に何人ぐらいい、そういう今のあなたがいらっしゃった不適格の理由で除外された例がござい

すか。

○政府委員(加戸中行者) 正式に採用された後の免職事例としては、懲戒免職は別として、分限免職の事例があるわけでございます。ちょっと手元に数字は持ち合わせておりませんが、ケースとしてはそんなに多くないと思っております。

ただ、非常に事例として多うございますのは、精神的疾患によりまして職務にたえないということとで休職を命ぜられていた者は全国で約一千百名程度あるわけでございます。その場合に休職期間が満了した後に現場復帰される方と退職される方といういろいろございますけれども、精神的なそういう原因ではなくて態度、行動等において教員としての適格性、職務遂行状態がよくないという形で分限免職される事例はほこの程度かなという感じはいたします。

○高桑栄松君 大要統計的に意味のあるデータだと思ふんですね。まず半年以内に三万人に一人から二人、正式に採用されてからはほとんど余りない。つまり半年であらうと一年であらうと判断には変わりがないのではないかと、これが一つです。もう一つレクチャーさせていただきたいというのは、精神疾患というのは医学的見地で物が言えるということでございます。まず、さつきからくどく申し上げておりますが、教員が特殊な使命があるといつても神様ではない、個性を持っています。個性というのは百人百様だということなんです。ですから、百人百様である教師がどのようにに教えていくかということが前提でございます。

そこで、精神的な疾患なんですから、だんだん大臣も個性だとかという言葉になれてこれだと思っておりますが、性格異常というのがあるでしょう。性格が異常である。性格異常というのはこれは個性のことを言っているんです。個性の変なものを性格異常と言う。これは生まれたときから死ぬまで変わらない。変わるとすれば、教育環境によって自己規制ができていくかということが期待される。その性格イコール個性、異常は個性異常なんです。ですから、個性異常とは言わないで、個性なんです。異常が個性なんです。よ、やっぱり。性格が異常というのは個性でありますから、採用時も半年後も一年後も五年後もこれは変わりません。ですから、それを見抜けなかった採用者が悪いんだ、これが一つ。

次でございます。精神分裂症というのがあります。精神分裂症というのは、例えば高等学校のとき何でもないんだ、非常にできるんだ、だから大学入試通るわけだ、通って二年ぐらいたつたら非常におかしくなるんです。これ精神分裂症なんです。これは生まれたときから分裂症じゃないんです。思春期のとき、あるいはホルモン異常のようですね。しかも何か大脳の発達は二十ぐらいがピークですから、その近辺で大脳細胞の連絡がおかしくなると切れると分裂なわけだ、分裂というのはそういう意味です。前と後と細胞の脈絡がなくなっているから分裂なんです。だから、前言っていいことと後言っていることが大分意味が合わないと思ふんです。国会答弁でそんなことはな

いと思ふんですけれども、前と後と脈絡がないものを分裂症と言っている。大臣、これは性格異常と違ひまして高等学校まで何ともないわけだ、大学に入ってからおかしくなる、しかしおかしいとみんな言いくいんです。言わないんだ。そして、何かそういうふうになったとすると、よっぽど先生になる試験はやさしいんだ、そう考えざるを得ないわけですよ。しかし、もつとおくれて分裂症になる人いますよ。それは条件つき採用期間の半年で出る出ないの問題ではないんです。どこで出るかなんだ。発症なんです。症状が出るか出ないか。非常に簡単に言えば、風邪を引かないでいたのに、一年たつたら風邪を引いたらこれは発症ですよ。似たようなものなんです。半年の間に風邪を引かなかっただけの話。

ですから、私が今言おうとしているのは、その人の適格性を見ようとするのに半年で今まで決まらないうちに、日本じゅうの公務員がそうになっているの、なぜこれだけ一年にしようとするのか。それは私ややっぱり奇妙だと思ふんです。論理としてどうしても私は納得できないんです。医学的判断に立ちましてもこれは納得できない。だから、何かあるのかと私調べてみたんです。そうすると、条件つき採用者と本採用の人のつまり身分保障、人事院規則の身分保障と比べてみますと、やめさせる理由は四つ全部同じです。たつた一つ違うのは、いつでもやめさせられるというのが書いてあるんです。条件つきです、いつでもやめさせられる。判断の基準には変わりはないと加戸さん何遍も言った。それはそのとおりでしょう、四つ全部同じです。どう違うのかと文書をよく見ましたら、いつでもやめさせられると書いてある。これは奇妙な話じゃありませんか。第九条です。「何時でも」、要するに「適当でない」と認める場合には、何時でも降任させ、又は免職することができ、これだけです、違いは「何時でも」というところは、やっぱりかわいそうだと思う。

そういうので、臨時教育審議会の第二次答申にはちゃんと書いてあります。この提案に当たっては初任者に、研修を受ける者に不安感を与えてはならない、そのように配慮すべきであると書いてあります。その配慮はしたかどうか。それから、半年はこれは延ばす意味がない。意味があるなら私にもう一度説明してもらいたい。これだけひとつ。

○政府委員(加戸中行者) 先生おっしゃいますように、教員に対するいたずらな不安感を与えることは避けるべき事柄でございます。しかしながら、過去の事例等にかんがみまして、教員として不適格であるという理由で条件つき採用期間中に免職された事例はすべて裁判所で当然のこととして容認いただける事例でございます。このことは、その運用は一年に延長されたとしても変わらな

いと私は確信をいたしております。事柄は、そういう判断する期間が六カ月か一年かの違いでございます。そのような判定に要する勤務実績、勤務能力の立証が困難だということ

とを申し上げているわけでございますけれども、そのことによって六カ月か一年に延長する結果として判断の基準が変われば確かに動揺を与えるでございましょうけれども、判断の基準はあくまでも同じだということで御理解をいただけるものと思っております。

○高桑栄松君 いや加戸さん、非常に奇妙な発言だ。少し角が立ちますけれども、言葉じりをとらえたわけじゃないけれども、今判断が非常に立証が困難だと言いましたね。だから本採用なら困るわけだ。臨時採用ならいつでもやめさせられるんだ、そこが僕は問題だと思ふんです、やっぱり。それを不安感と言っているんです。僕はそうだと思いますよ。

それからもう一つ、医学的立場でこれに反論を加えますと、国家公務員のところで、七十八条で本人の意に反する降任、免職について、その二番目、心身の故障のため、職務の遂行に支障があった場合やめさせると書いてある。医学的に言いますと、半年で事故にあつたり病気になるって長患いをしたりするかもしれない確率は一年になれば倍になるということです。したがって、長期になつたことによつてこの人がやめさせられるかもしれない条件が期間的に言うところの確率が倍になるんだ。これはおかしいと思ふ。それはほかの公務員とは並べられないんだ。基準が同じだから半年を一年延ばせばいいとおっしゃる。不利益をこうむる側にすれば、身体上の故障を生ずる確率は倍になりますよ。だから基準が同じであつたら半年でやめて、いや、極端なことを言えば研修一年でもいんじゃないか。私は、研修の期間にはさつきは反対してはいますけれども、特にこだわっているわけではない。半年で立証が困難な者をやめさせることはないんだ、それは。立証が困難であつたらやめさせてはけませんよ。立証が困難で、要らないからやめさせるといのが臨時採用、条件つきならこれは不安感です。それを半年なぞ延ばすんですか。私は今の医学的立場に立つても、心身の故障を自分が受けるかもしれない

ヤンスが倍になるということを僕は力説したいです。それは不利益です。

私は法律をつくらうとした場合には、自分がつくめる側で物を考えないといけないと思っております。大臣。適用される側の立場でそのときどうなるかと考えてもらいたい。だからそういうときに、そうだと、これは困るんじゃないかということがないか、それを私は今医学的に指摘をしたんです。けがをして当分復帰できない。それは首にされた方が経済かもしれない。しかし、半年であれば本採用になつていたわけだ。それを一年だから首になるということになるわけだ。それは三万人に一人とか二人とかという確率のために。

やはり私は、確率論からいっても排除できる方法ないんじゃないか。私はむしろ教育委員会の機能を強化すべきだとも思っているんです。文部省が何でも命令して、そのとおりやらせようという、地方自治の原則に立つて地方自治体の教育委員会の権限をきつちりさせて、そしてそこにPTA会の活動をやはり刺激してやる。そういうことで子供たちが生き生きとして学校に行けるようにする。さらに、入試の改革は絶対必要である。これを私はもう何回も申し上げています。ですから、半年というのは大臣どうですか、私の言ったことでどこかおかしいところありますか。ちょっとお考えを承りたいと思います。

○国務大臣(中島源太郎君) 私は、先ほども政府委員からお答えをいたしておりますのでやや重複するかもしれませんが。

政府委員からお答えしたように、どちらが先なのかという御質疑に対して、やはり研修期間がやや優先をしておるというふうにお答えはいたしました。ただ、そもそも教員の職務の特殊性というのは本来あるというふうには申し上げておるわけでございます。本来特殊性はある。そこに研修というものをやる。たまたまそれがカリキュラムは一年という単位ということを含めて研修を一年と置いた。だとしますと、その一年間というものは、教員の職務に教える面とそれから研修する

面が併存するということが起きるわけでございます。そこにはやはり特殊性というものがその一年間にかかわつてはさらにふえるということがございまして。それから、その間に御本人の資質の向上の範囲、それから指導されておる範囲というものも混合いたしますので、職務遂行能力というものも判定をいたしますにはやはり半年よりは一年という期間の方がより正しいであろう。

ただ、先生は、それは判断基準が同じであるから同じであるとはかき言えないよ、半年が倍になるということとはそういう故障の起こる確率は倍になるであろう、それはやはり不安感を持たせるのではないかと、こういう御指摘でございました。

ただ、逆に申すと、六カ月間の採用、不採用は三分の一ないしは三分の二である。それが六カ月以降、では六カ月した後のくらいふえておるか。現行ではそれはどうもおられないというところでございます。そうすると、それはどちらでもいいじゃないかということではなくて、私はもしそうであるならば、より適格性を増すためにやはり一年をもつてその方の資質、能力、これを判断する期間をより長くするということはあるが、不親切なことではない。言わしていただければ、結果的には将来に向かって親切な行為と言われる範囲ではないかと私は考えて申し上げさせていた

だきたいと思つてございまして。

○高桑栄松君 確かに試用期間というのは全公務員に適用されておりますので、これをやめるとかいう考えは私はありません、一つの考え方であり、それが長い間行われてきた条件ですから。ただ、一回動めて首になつたということになりますと、やはり次の就職に差し支えますよ。差し支えるんです。例えば事故、けがです。一年なら一年で復帰できるわけだ。これは教員だけではありません。国家公務員である地方公務員であると、窓口において接触しておつても、けがをすれば、半年過ぎていれば休職で一年休んでもいい。それは過保護といえれば過保護だが、それが社会的な一つの相互扶助のやり方の中の一環だと私思

んですね。常に自分がそのときにどうなるかと考える必要があるというものは、そこを僕は申し上げているんですよ。何でもいから救えと言つてい

るのじゃないんです。それで精神異常者は、三年たつたか五年たつたかして出てきた場合には、これはやはりどういう形で排除しなきゃ、除かなきゃだめなわけでしょう。手当てはどうするのか知りませんが、教育現場からは除外しなきゃだめなんです。これはしてもらわなきゃいけません。

それから、それはまた違ふんです。それで私は、半年を一年に延ばすのはほかの公務員との条件つき採用期間との整合性を、教員は特殊であるということと主張し切つていいのかわかりません。特殊ではあります。教員は特殊ではない。特殊ではあります。三万人もいるんです。ただ、それは別な職、一つの人間形成にかかわる大事な職業だ。だから文部省は、大事にしてやりたい、これはそうしたいと思つてい

ます。大事にというのは、一方で厳しくです。間違はしないことと。それは研修という形をとつてはいいということと。

ですから、私は極端なことを言えば大臣は正直だと思つてます。研修が先にあったと、私はそう思つてます。だって、条件つき採用が出た後で研修が追つかけるという話はないんですよ。それは考えてみれば研修が先なんです。そして、それに条件をつけたわけだ。これが半分どころが困るのか。排除するのは三分の一から二。一年たつたつて同じです。ただ相手が悪感を持つだけなんです。びびるんです。びびつていいんですか。自分がその場にいたときのことを考えてもらいたい。自分が初任者である。行つてみた。変な老練者にいじめられるということがあつた場合、それは成績だつてびびつてきますよ。とちつてばかりいるんじゃないですか。それが今度何か書かれて、半年後に首になるかもしれない。私悪いことを今言つています。だから、それは採用された人の身になつてもらつた方がいいんじゃないか。それから、本当に除籍に値する人をなぜ温存し

ているかということ。あると思つた。それをし切らないで、何でも法律で何か厳しくしていけばいい。必ず網をぐりますから、そんなにぐつていいわけじゃないんだから、これは公務員と同じように採用を半年のもへ戻してもらえれば、その先のことは研修は二年になつてもいいんじゃないか。今度予算がないと加戸さんおっしゃるけれども、いや僕は二年を主張しますよ、今度は条件つきじゃないんだから。いいと思つてます。これはやはりよく考えてもらいたいんですよ。

法律を一遍出したら変えられてはいけない、メンツにかかわると思つてはいけません。これはやはり一遍決まらしますとそう簡単に直りませんからね。やはり文部省はなぜ教育公務員だけ半年を一年にして、日本じゅうの公務員のその採用条件と変えたのか。これはもういついまでも批判を受けると思います。そう私は思います。確信というのじゃないです。そういうことではなく、もう間違いないと思つている点ですけれども、何とかありませんか、大臣。

○政府委員(加戸守行君) お言葉を返すようにございまして、ただいま全国の公務員の中で教員だけというお話がございましたが、現在運用されている制度といたしましては、警察官につきましては警察学校におきまして初任科教養という研修が行われておまして、その期間が八カ月ないし一年でございまして、それに対応して条件つき採用期間は八カ月ないし一年に延ばされているのが四十七都道府県すべての例でございまして、今回の提案によりまして教員のみがということでないというところは一つ申し上げさせていただきたいと思

います。それから、一年間に延びることによって病氣、事故が起きるではないかという蓋然性をおっしゃいました。しかしながら、免職の要件といたしましては、例えば心身の故障と申しますのは、治療の見込みがないか、あるいは回復の見込みがないか、または相当長期間にわたつて治療を要するというのが結果として公務員の職にとめておくことが

できないようなケースでございますので、六カ月を経過して一年の間に事故、病氣等がありまして、それは任命権者の判断におきまして休職にするとかあるいは休職を取らせる、相当の対応等も当然あるわけでございまして、このことによつて格別に初任者に不利になるものではないのじやないかという考え方を持っているわけでござい

それから、この条件つき採用期間中の免職につきまして、本人がやめたくないというのを免職する制度でございまして、それまでの間において本人の方が教員に向かないという自覚を持たれて退職される事例は免職される事例よりもはるかに多いわけでございまして、制度といたしましては、本人はやめたくない、しかしそれは公務員の職にとどめておくことはできないという方を排除するための制度であるという事でございまして、実態的な問題としては制度上の担保ということを行つて、その判定の期間に一年を要するという考え方で提案申し上げているわけでございまして、このことによつて教員だけが特別な扱いであり特別に不利になるといふものではないと私も思っております。

○高桑松君 警察官のことを出されたんですが、裁判官も同じですか。裁判官もそうですか、違いますか。

○政府委員(加戸守行君) 裁判官につきましては、司法修習生の期間が二年間ございまして、その司法修習の期間を終わりました後に採用されるわけでございまして、六カ月間という条件つき採用期間は同様だと思っております。

○高桑松君 警察官と教員との決定的な違いは、警察官というのは、人を養育するときには余り警察は出ていきませんからね。罰するときなどは余りすよね。そして、無実の罪に陥れた場合に、この人が無実を勝ち取ったときに何十年もたった人間的な存在に決定的な役割を果たすから、半年では困るんじゃないですか。なぜたった八カ月なん

ですか。それはもう、それこそ親方がついで三年くらいやってやたらいいですよ。とんでもない。それこそやってもらわなきゃいけない。それは国民一人一人の個人に決定的にかかわるからなん

私は医師免許状のことを申し上げました。これは罰するとかじゃないけれども、もし間違つたら命にかかわるから決定的なんですよ。私はインスター必要論者です。今でもそう思っております。必要です。僕は必要だと思つて。そして後で試験をしたらいい。ですから、警察官は違います。これは医者よりも場合によつてと厳しいですね。医者よりももっと厳しいです。犯罪を摘発しなければならぬんだ。しないとなれば落ちるんだ。だから成績を上げるために頑張るわけですよ。そういう決定的に、人を疑つただけでも、我が日本のようなブライバシーが守られない国では、何かあったらもう評判が立つてどうしようもないわけですよ。ですから、警察官の八カ月というのは私は短過ぎると思う。こんな八カ月でやられて、たまりませんかと思つてますよ。

私は今さらやられることはもうこれから年齢的にもないと思つておられますけれども、自分がその身になるときのことを考えたいと思つてんですよ。被疑者になつたときどうなるかな、そう思うんです。被疑者になつたときと引張られたり、抵抗したといつて何だか暴力を振るわれると、この抵抗するわけだ。こつちも逃げようと思つて抵抗するわけだ。抵抗すれば公務執行妨害だとかつてやる。だから、これは警察官は決定的に教員とは違います。

教員は教育に、人格形成に決定的な役割を果たしている。これは違います。決定的な役割を教員が果たしているわけではない。幾つかの中の一つ、家庭と社会と学校と見ますと、学校だけの役割なんです。ただ、教育というものは、普通の業務と違つて成績が数字で出てこないものですよね。成績出てくるのはいいんです。だから、成

績が出てこないという、教育の成果は成績が出てこない、相対的なものである。そういう意味で、そして、その人間の思想を形成していく上に、知識を形成していく上に、それは非常に先生が役割を演ずるんですね。これはありますよ。私も経験があります。うまい人に習うと興味が出来ますものね。そういう経験がありますので、そういうことを考えますと、教育のテクニクとか人間的な魅力だとか、そういうことをやばり持つてもらうための研修というものは、そういう意味があつてもいいですね、テクニクだけじゃなくて。

ですから、そういうことで私は反対はしてないわけでも、今言った研修期間イコール条件つき採用、これは全然話は別だと思つてますよ。大臣も研修は生涯研修だと思つておられる。だから生涯条件つきにするかしないかだけになつちゃう。ですから、やばり条件つき採用期間、公務員の整合性を考えて、今までも六カ月で何にもこれに特別に異議はないのではないかな。しかも三万人に一人から二人というのを聞けば聞くほど、これはもう何のためにそんなに頑張るんだろかな、こう思つておられるんです。大臣にも一度と言つても同じでしようけれども、もう一度お聞きします。

○国務大臣(中島源太郎君) 先生の御見識はよく承つたつもりでございます。

繰り返しの先生おっしゃるとおりのことであると思つておられます。そういう意味で、資質を伸ばしていただくべき期間として活用していただきたいと思つておられます。

したがって、繰り返しますが、二つの要素がございまして、そもそも本来教員の職務というのは特殊な性質がある、それに対して研修を一年行わしていただくことになりまして、その間の教員としての本来の職務プラス研修というものが併存する、併存する中で教員としての職務遂行能力を判断いたします。これは、やはり一年をかけた方が私はより正しいのではないかとおもうに思ひまして御提案を

申し上げているところでございまして、これについては、いろいろなそれは御意見がございと思ひますので、よく御審議の上、できれば御賛同いただければ幸せである、こういう意味で御提案をしております。

○高桑松君 最後に、それでは私のコメントだけをお願いして、ちやうど時間でございますから、質問を終わらせていただきます。

条件つき採用期間を半年を一年に延ばすことは明らかに不安感を助長する、これはストレスである。これはもう間違いないことですよ。ですから、それから、そういう状況のもとでいい先生が集まるのか。私は、今度そんなところへ行くんなら、一年間かかってだめかもしれないところなら行かない、そういうことが起きたときの悲劇ということもあります。ですから、やばり今までもおなじならば、教員になるのにおれば半年の採用期間嫌だということ、これはしょうがない。今までもおなじ公務員は全部そうです。これに對して異議申し立てをしようたつて、もうこれはいいと思つておられます。一年にするから問題になるではないかと、いや、私が問題にしているわけですけれども、だから、そういう意味でいい先生を集めたいという文部省のお気持ちもあろうかと思ひますので、それは不安感を増すことが厳しい採用条件を課すよりも、やばりむしろそうしたい方がいい先生が集まるのではないかと、こう思ひます。これはもう私のコメントということで結構でございます。

これで質問を終わらせていただきます。

○佐藤昭夫君 まず最初に、初任者研修の今後の内容がどうなるか相定をさせる問題に深くかかわりますので、二つの点で大臣に質問をしておきます。

その一つは、五月十二日の当委員会での粕谷議員の奥野前国土庁長官の発言に関する質問に對して大臣は、歴史教育を進める立場として日中戦争の侵略としての事実を正しく教えると、概略そういう趣旨の答弁をされました。ところが翌日、五

研修制度、これを実施に移していこうというわけでありますけれども、こうしたことをめぐって、大きく言うと、ほかの方々も触れられておりますように、二つの重要な問題がある。一つは、この地方公務員法第三十九条、これによって行政研修ができるんだということで任命権者に対して初任者研修の実施を義務づけるということを法制化した

ようというわけであります。同僚議員の議論にもありましたように、行政研修の定めというのは、自主研修と同等、並列のものじゃない、行政研修は補充的なものだという位置づけをしているというこの議論、私も全く同意見であります。

そこで確かめたいんですけれども、今回の法改

正案、これは教特法十九条に定めているその第一項については何らいじろうとするものにはなっていないから、すなわち教員の自主研修権、これを何ら否定するものでもないし弱めるものでもないというふうに理解をしてよろしいですね。

「絶えず研究と修養に努めなければならない。」という基本的な精神あるいは理念そのものに對しましては、当然この考え方を變更するものではございません。

るものでもないし弱めるものではない。しかし、実際には弱めることになるじゃないかという危惧を持たざるを得ないわけであります。なぜならば、学級を相当の日数離れるわけですね。一体どれくらい離れるんですか。

○政府委員(加戸守行君) 今回の初任者研修制度

は、現在の試行段階において行っておりますものは、ほぼ同様なものを考えているわけでございますが、年間七十日程度の指導教員による指導は、主として授業を持ちながら指導するわけでございまして、学級を離れることはほとんどないわけでございます。一方、年間三十五日程度の校外研修

は、まさに学校を離れて研修を行うわけですが、
ますのでその間学級を離れることになりますが、

この三十五日程度がすべて学校の授業日というこ
とではございませんで、例えば夏季休業期間中に
行われるケースもございまして、さらに中学校、
高等学校の場合でございましてその日の教科担
任を外す、授業日にしないということでクラスを
離れるということではないというケースもござい
ますし、小学校の場合におきまして、これは学
内の操作によりまして、例えば専科教員に
よる指導の重点的な時間割りということも考えら
れるわけでございまして、三十五日が九々では
ございせんけれども、ある程度の日数は学校を
離れる、すなわち学級を離れるという事態になり
得ようかと思ひます。

○佐藤昭夫君 認められているように教育委員会
が行うセンター研修と呼んでおる研修あるいは文
部省が主催する洋上研修、こういうものは学級
を離れることは明白であるわけですね。授業をしつ
つという形であつても、いわゆる初任者研修とい
うこの制度の中に拘束をされているというのが約
一年の、一年というか、学業日の三分の一ぐらい
はあるわけですね。そうですね。

○政府委員(加戸守行君) 今回の初任者研修は一
年間にわたるものでございまして、三百六十五
日が新任教員にとっては初任者研修でございま
すけれども、具体的な日程割りで申し上げれば、年
間の授業日数を二百十日ということと前提とい
たしますれば、その半分が指導教員による指導ま
たは校外研修という形態のものになりまして、も
ちろん残りの百五日につきましても直接指導教員に
よる指導とか、あるいはセンターへ行くわけでは
ございせんけれども、本人にとっては研修の期
間であるということは観念的には同様ではござい
ます。

○佐藤昭夫君 だから、年間の相当日数がこの初
任者研修という制度の枠のもとに義務づけられる
というふうなことになる、勢い自主研修、これ
の時間的ゆとりがなくなる、自主研修が弱まらざ
るを得ないということは明白じゃありませんか。
○政府委員(加戸守行君) 先生の御指摘で申し上げ

れば、初任者研修を受けない二年目以降の教員
が行い得る自主研修に對します時間的なゆとりと
同様なものは、初任者の場合につきましても、こ
のような初任者研修を受けるためにそういった自
主研修の時間には余裕はなくなることは事実であ
ると思ひます。しかし、二年目以降におきまし
ては同様の立場になるわけでございまして、また
初任者研修を受けている時間帯といふものは、
今時間的なゆとりということを生じおっしゃいま
したけれども、今の学校での授業日あるいは二百
十日のそういった学校経営が行われる時間帯以外
の余裕といふのは、当然自主研修にも初任者に
ついても活用し得る時間帯である。しかし、それは
初任者研修を受けない教員に比べれば、確かにお
つしやるとおり時間的に余裕が減ることは事実で
ございまして。

○佐藤昭夫君 最後にもう確認をされたように、
初任者研修を受けない教員に比べれば時間的ゆと
りが弱まる、制限をされる、自主研修が弱まらざ
るを得ないというところは明白だ、こうなります
と、最初にお尋ねをした今回の法改正は自主研修
権を何ら否定するものでもないし弱めるものでも
ないというふうな言われるこのことと具体的な
そこに矛盾があらわれるわけですね。法律上であ
らうという、こういふ何というか国民をだますよ
うな形でこの法律を押し切らうというところは、私は
絶対に認めることはできないと思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 今回の初任者研修は一
年間にわたるものでございまして、三百六十五
日が新任教員にとっては初任者研修でございま
すけれども、具体的な日程割りで申し上げれば、年
間の授業日数を二百十日ということと前提とい
たしますれば、その半分が指導教員による指導ま
たは校外研修という形態のものになりまして、も
ちろん残りの百五日につきましても直接指導教員に
よる指導とか、あるいはセンターへ行くわけでは
ございせんけれども、本人にとっては研修の期
間であるということは観念的には同様ではござい
ます。

そこで私、冒頭に教育基本法の第六條について
の確認を求めたわけでありましてけれども、教員と
いう特別の仕事、そこから一般の公務員以上に特
別な身分保障や待遇の適正化を図ることが必要だ
と、こういう教育基本法の第六條の定めであるに
もかわらず、教育基本法を援えて引用いたしま
すのは、教育行政の最も根幹となる法規だと思
ひます。この教育基本法第六條の定めにもか
かわらず、一般の公務員よりも教員の方が身分不安
定期間が長くなるということは第六條の趣旨に反
するんじゃないかというこの点についてどうで
すか。

○政府委員(加戸守行君) 条件つき採用期間中の
免職の判断基準が他の公務員における判断基準と
異なるという点については、そのような考え方もあ
り得ると思ひますけれども、条件つき採用期間、
いわゆる勤務実績、勤務遂行能力を要する期間
を六カ月から一年に延ばすということによりまし
て、そのような一般公務員に比して教育公務員の
場合が不利になるという点については私も理
解いたしております。

○佐藤昭夫君 ちょっとそういう説弁ですり抜け
ようとしてもいかぬわけですね。条件つき採用期間
というものは、本採用者に比べて身分が不安定だ
というところは認めますね。

○政府委員(加戸守行君) 採用されました場合
に、条件つき採用であるか正式採用であるかを問
わず、公務員としての身分は持っているわけでご
ざいます。ただし、条件つき採用期間中におきま
しては公務員法上の分限保障の規定が適用されな
い結果、免職されるケースがあり得るということ
でございまして、そのことは身分の問題ではなく
て、実際の取り扱いにおいてそのような差が生
じることは事実でございまして。

○佐藤昭夫君 身分保障が不安定だということ
は認めますね。

○政府委員(加戸守行君) いわゆる分限保障の規
定の適用がないという意味におきまして、身分保
障の観点から差がつくということは事実でござい
ます。

○佐藤昭夫君 そこで、条件つき採用が六カ月か
ら一年に延びるということは、身分保障不安定期
間が延びるということですね。

○政府委員(加戸守行君) その言葉の意味でござ
いますけれども、不安定期間という定義をされま
したが、私どもは六カ月内に免職される可能性、
一年内に免職される可能性という差はあると思ひ
ます。

○佐藤昭夫君 だからもう事実上認めたわけだ
よ、そうならざるを得ないと。となると、同じ議
論を何遍もさせてはしうないんだけれども、冒頭
言った教育基本法第六條の關係からいってどうい
うことになりましたか。教員というのは一般の公
務員以上にその身分の保障、待遇の適正化、こ
ういふことが必要だという教育基本法第六條の趣旨
に反するやり方になるんじゃないか。

○政府委員(加戸守行君) 私どもは教育基本法第
六條の規定あるいはその精神に反するものとは考
えておりません。

○佐藤昭夫君 もうこれ以上言つたつて同じ答弁
を繰り返すだらうと思ひますけれども、私は具
体的に一つ一つ積み重ねて議論をやっているん
ですからね。教育基本法には一般の公務員以上に教
員については身分保障と待遇の適正化が必要だと
書いておるのに、一般の公務員よりも身分保障不
安定期間が長くなるということはもう何人も否定
し得ない明白な事実なんだから、余り説弁
を弄してもいたくない。

そこで、こういうふうな身分保障不安定期間、
これが長くなる、片一方、一年間の相当日数強い
緊張のもとに初任者研修制度ということと置かれ
るといふ、こういう不安に新任教師を置くことが
いかに教育活動を阻害し子供の人間形成を妨げる
か、子供や親に与える不安、これがどうなるかと
いうことについてどういふ見解でしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 条件つき採用期間の六
カ月から一年間への延長が教員に對して不安を与
えることのないよう、その趣旨は理解していただ

く必要があるわけでございます。繰り返しになります。いわゆる教員としての不適格の判断基準は、いづれも同様でございます。したがって、通常勤務実績、職務を遂行していただければ不安に感じられる要素は全くないと思っております。

○佐藤昭夫君 新任教員に不安を与えるというふうなことはないし、したがって、子供や親に対する悪影響というものが起こるものでもないというふうにおっしゃるわけですが、実際に昭和六十二年に入っているわけでも、既に昭和六十二年の試行実施については終了したわけですから、これについて各都道府県教育委員会が、その実施の状況、その中で教育委員会関係者、指導に当たった関係者あるいは学校長、指導教員それから新任教員本人自身がどういう感想を持っているかという点についての報告書が文部省に寄せられているはずだと思っております。これはきのう私、質問通告のときに、きょうの私の質問は大体四時ごろだから、三時ごろまでにちゃんと出してもらいたいということでも言ったわけですが、いまだに出ないわけですか。

実は、このことは初めて言う問題じゃありませんで、四月の二十二日の衆議院の文教委員会では議員から要求があつて、目下整理中でありまして、できるだけ早く出したいという答弁を四月の二十二日にしています。以来、何日たっているんですか。二十八日間、四週間たっている。一体いつになったら出すんですか。

○政府委員(加戸守行君) 多分四月二十七日でございます。衆議院の文教委員会でもそのような資料提出の御要求がございました。その段階におきましては、各都道府県、指定都市教育委員会からの報告書がまだ一部しか到着してない段階でございます。また、その教育委員会からの報告がそろいましたら、それを集約して提出することにしたというところで返事を申し上げているところでございます。間もなくその各都道府県教育委員会の報告書がそろいますので、それを集約した資料を早急に提出できるように努力したいと思っております。

ます。

○佐藤昭夫君 四月二十七日とおっしゃるのは、我が党の山原議員がその資料の要求をしたということかと思っております。それに先立って四月の二十二日に社会党の馬場議員の方から同じような要求が出ていますよ。あなたはできるだけ早く出したいという答弁をされています。だから、いずれにしても、二十二日にしている二十七日にしろ、もう以来相当の日数がたつてゐることは明白です。至急にやりたいと言っているわけでも、いつ出すんですか。国会の会期末は二十五日ですよ。

○政府委員(加戸守行君) 四月二十二日に馬場先生から御要求ございましたのは、当時この初任者研修の試行の対象となつた教員並びに指導教員、さらには初任者教員の所属する校長先生、この三者に対してアンケート調査を行つておりまして、その結果の資料提出要求でございます。これは、二十七日の衆議院文教委員会にアンケートの調査結果を提出させていただいてゐるところでございます。

そして、四月二十七日の段階は、都道府県、指定都市教育委員会からの報告書の提出の要求がございました。また、報告書は膨大、詳細なものでございまして、また、内部資料でもございますので、また、到着もしていない県市も相当ございまして、それがそろいました段階で集約をした形で報告の要点を提出することをそのときには申し上げたところでございます。

○佐藤昭夫君 いや、それでそうならそうとわかりやすいような答弁をしておかぬといかぬですよ、会議録の上で。

だから問題は、二十二日も二十七日でもどちらでもいいけれども、とにかく、いずれにしても、二十七日にしたらあつたでしょう、もう二十日以上たつておるわけだ。(「連休がある」と呼ぶ者あり) 連休があると言つたつて、これだけの法案を審議しようと思つたら怠けたいかぬですよ、文部省が。(「相手がある」と呼ぶ者あり) だから、集まっている分だけいいじゃないですか。

か、そんなことを言うんだつたら。集まっている分だけでもきちつとそれをまとめて、一体いつまでに我が参議院文教委員会に資料として出すんですか。

○政府委員(加戸守行君) これは集約、整理の仕方でございますので、若干内容的に不備になるかもしれませんが、そういった各都道府県、指定都市教育委員会および傾向的には合致してありますので、早急に提出するような努力をしたいと思っております。

○佐藤昭夫君 早急にはいつですか、いつでも早急にと言ふから。

○政府委員(加戸守行君) 私ども今の大体おおむね三十六県市のはば全部近くは参つてゐるんじゃないかと思つて、その意味におきまして、あつたの参考人質疑まで徹夜作業でもいたしまして、その集約したものを出さしていただきたいと思つております。

○佐藤昭夫君 そういうことで、あつた出すというのを待つてくださいよ。

それで、集まっている分については、出されておる感想、意見としては大体どういふ特徴があるというふうに見えていますか。

○政府委員(加戸守行君) 一般的には初任者研修試行の実施概況につきまして、このような成果があつたという指摘、あるいはここが問題で今後改善を要する課題だと考へるというふうな事柄でございまして、個々具体的には指導教員の問題、研修プログラムの問題であるとか、新任教員の負担の問題であるとか、おおよそアンケート調査で得られた傾向と似たような数字ではございますが、教育委員会サイドの実施結果に基づく感想でございます。

○佐藤昭夫君 そこで、次の問題に移りますが、教員の条件つき採用の場合、どういふ場合が正式採用拒否になるのか、その判定基準は何ですか。

○政府委員(加戸守行君) 地方公務員法で正式採用職員につきましては、分限免職の基準が法律で明記されておまして、勤務実績が不良である場合、心身に故障がある場合、その他の理由によりその職につけること、いわゆるその職の適格性を欠く場合という規定がございます。

条件つき採用期間中の職員につきましては、この分限の規定は適用されませんが、地方公務員法の精神にかんがみますと、この規定に準じた考え方でも対応するというのが一般的に言われているところでもございます。また、裁判所の判断等におきましても、合理的な判断基準であつて社会通念を超えないものというふうな考え方も示されているところでございます。そして、それは具体的な条件つき採用期間中の職員のとられた行動を一つの徴といたしまして、その積み重ねによつておおよそ教員としてはこの職につけておくことの適格性を有しないと判断した場合でございます。基準は非常に抽象的でございますが、その具体的事例に即して社会通念から考へていかがかという方については免職をするということが許されるものと理解いたしております。

○佐藤昭夫君 その今言われたのは、地方公務員法コメンタールなどに述べられておるところの三つの基準ですね、それが条件つき採用教員の本採用に採用しないかという問題だろつと思つてゐる。それで、先ほど来質疑で実際に採用になつた件数というのは、ここ数年見ると、一年間で多いときに二人、少ない年はゼロと、こういうことで三万人に平均すれば年一人ぐらいのところだといふことであるわけですが、条件つき採用教員といふのもこの地公法の二十七条一項、すなわち恣意的な判断によつて正式採用にしないというところがあるわけだといふこと、この原則は適用されまふ。

○政府委員(加戸守行君) 条件つき採用期間中の職員の免職に当たりましては、それは任命権者の純然たる自由裁量ではなくて、合理的な判断の限界を超えてはならないといふことは既に最高裁判例でも示されているところでございます。先生御趣旨のとおりでございます。

○佐藤昭夫君　そこで具体的にねえしすけれども、初任者教員の思想、信条あるいは組合に加入しているかどうか、こういった問題を理由に、適格性を欠く云々などの理由によって不採用にするということはあるとは思いません。

○政府委員(加戸守行君)　教員の思想、信条あるいは組合の有無によりまして教職員の適格性が問われた事例は過去に全くございませんし、またあつてはならないと思っております。

○佐藤昭夫君　初任者教員が行います授業といひますか教育内容、これを理由にして不採用にするという、こういうこともないでしょうか。

○政府委員(加戸守行君)　過去の事例といたしまして、条件つき採用期間中の教員の行った教育の内容に關して適格性が問われた事例はございません。

○佐藤昭夫君　そこで、さつきも確認されましたように、また幾つかの具体的事例で確認をしましたように、この恣意的な判断によって採用、不採用ということがあつてはならぬ、客観的妥當な基準によって行われなくてはならないということでありまして、そうすると、なぜ一体六カ月を一年に延ばす必要が殊さら出てくるのか。今言つたような客観的基準、これは六カ月で十分判定できるんじゃないかということが繰り返してはかの方から出ました。それに対してあなたの方の説明は、教育という仕事はカリキュラムを立てて一年間ずつと仕事——まあ大きく言つて二つ言つていますね。一つは、一年間の初任者研修制度がある、このことのかかりで六カ月を一年にするというところが第一の理由。第二の理由として、教育という仕事は一年間でカリキュラムを立ててそれをサイクルに学年進行していく、こういうことであるから一年にしたんだということを書いていますが、ちよつと議論の前提になるからそういう整理をしていいですね。

○政府委員(加戸守行君)　これは、大臣からも先ほど答弁申し上げましたが、いわゆる教員の職務の特殊性に基づきます勤務遂行能力、職務遂行能力の立証の困難性ということが第一の点でございます。すなわち、教員の教育活動が一年間にわたつて展開をされ、その成果が学年末に出てくるという点でもございますが、と同時に、教員の職務が職員室を離れて教壇で子供たちとだけ接しているという状況で、そういった勤務の状況の把握というのが非常に難しい点が基本的にあるわけでございます。また、児童生徒との全人格的な触れ合いを通じてその勤務遂行能力というのを判定するわけでございますから、なかなか時間を要する問題であるということが前提としてございまして、今回の初任者研修制度の導入によりまして一年間にわたつて先輩教員の指導を受けながら勤務をする、職務を遂行するという点になりますので、その間は一面において見れば研修であり、一面において見れば勤務である、そういうような状況の中で本来の本人の自立した形で職務遂行をすべきではない、その場合の判断、能力の判定は非常に困難性がさらに増すということで、一年間とさせていただきます。

○佐藤昭夫君　それで、二つの理由のうちの一つ、教員という仕事の特殊性、一年間をサイクルですつと計画を立ててやっていくという、これはしかし、局長は学校の教諭の経験のないじやないかと思ふんだけれども、カリキュラムというの是一年間で立てるんじゃないんですか、必ずしも。もつと細かく、今月はどうするか、一学期、二学期、三学期はどうするかということでも細かく立てて、トータル一年間でどこまで子供を到達させるかということでもカリキュラムを立てるんです。だから、教師が子供のいろんな学習面を本心に教師としての力量を十分もう発揮できる状況になつていくかどうかという判定は、そんなものは一年もかからなかつたて十分わかる問題、六カ月もかければ大いにわかるというのを、なぜこれを一年に延ばすのかということになると、結局もう一つの理由が浮かび上がってくるんですよ。初任者研修、この関係で条件つき採用期間を一年に延ばすという、ここが結局は突き詰めたところの理由だということになるんじゃないですか。

○政府委員(加戸守行君)　教員の職務の特殊性に伴う勤務遂行能力の立証の困難性、それに付加されまして初任者研修を受けるということによつて勤務形態が変わる。その勤務形態が変わることによつて、なおかつ勤務遂行能力の立証、実証の困難性がさらに増すということを理由としてしているわけでございます。初任者研修を受けることイコールではございません。その間のクッションがあり、かつ前提となる理由も存在するというものを申し上げていこうとさせていただきます。

○佐藤昭夫君　困難性、困難性と言ひながら、一年かけなければ判定がつかぬというように、そんな困難性じゃないですよ。さつきも言いましたように、学期ごとに、月ごとに、もつと言へば最近学校では、校長は週案まで出せということで、日案、週案まで強要するという形でカリキュラム立ててやっているんですよ。だから、そんな一年もかからなければ判定がでぬというやうな問題ではさらさらない。なぜ一年に延ばすかといへば、初任者研修制度が一年だから、この関係で、それで初任者研修の成績、これとの関係で採用、不採用を決めていくということだろう。もつと言へば、指導教員から校長、教育委員会、こういう上司への忠誠度をこの初任者研修で判定をして採用、不採用を決めようというの、結局はこの制度の一番のねらいじゃないかというふうに言わざるを得ないんです。なぜそうかということ、まだ初任者研修制度が本格実施もされていないのに、大変なことが起こりつつあるんです。

実は、文部省も御存じと思うけれども、京都で、八木中学校というところで、木下教諭という音楽の教師ですけれども、一昨年の九月、京都府教育委員会が九月末の条件つき採用期限切れを機に、勤務成績不良を理由に分限免職をしたということ、大臣のお耳にも達しておると思うんですよ。まず尋ねますが、この案件は文部省として事前に相談に乗つたんですか。

○政府委員(加戸守行君)　文部省といたしましては、事前の相談は受けておりません。事後にその状況を把握させていただいております。

○佐藤昭夫君　事後報告を受けたと。その事後報告を受けて、京都府教育委員会の処置を、まあそれは独立権限、任免権を持っていますからあれですが、勝手にやつたら勝手にやつたということですから、文部省としては了としたんですか、その報告を。

○政府委員(加戸守行君)　現在係争中の事案でございまして、コメントすることは差し控えたと思います。

○佐藤昭夫君　係争中の事件云々というのは、処分の内容、処分の一つ一つの理由についてそれをどう思うか、これをどう思うかということについては、それはコメントを控えたというののは百歩譲つて通るにしても、一体教育委員会からの報告を了としたかどうかという、そのことさへ答えぬというのは、もつてのはかじやないですか。

○政府委員(加戸守行君)　私も、この処分の事情等につきまして、処分の理由並びにその内容等につきましては、当然分限免職をしてしかるべき事案であつたとは判断いたしております。

○佐藤昭夫君　正直に初めからそう言ひなさい。そこで、文部大臣、こういう姿になつていくということを御存じですか。この処分を決めたときに、本人には口頭通知だけ。処分というのは、ちゃんと文書によつて処分告知というものを送さなくちゃならぬというのが、これが出ていない。あるいは処分決定前に本人に弁明の機会が設けられていない、御存じでしょうか。

○國務大臣(中島源太郎君)　御指摘の件については、大要の報告を受けておりますが、細かい点は承知していません。残念ながらでございます。

○政府委員(加戸守行君)　手続的な意味におきましては、条件つき採用期間中の分限免職について通常そのような措置はとられていないのが過去の例ではございます。

○佐藤昭夫君　救済措置の定めがない、身分保障

についての、それは残念ながら法律はそうなっています。しかし、処分をやる場合に弁明を聞く機会を設けるとか、あるいは文書で通知をするというところは当然のこととありませんか。この条件つき採用教員については定めがないというのは、そんなものは詭弁ですよ。しかも、校長からの処分員申あるいは町教育委員会の処分内申、こういうものがないままに京都府教育委員会が処分をしたということを知っていますか。

○政府委員(加戸守行君) 具体的な手続等については詳細には存じておりません。
「久保巨君」詳細に知らぬで何で妥当だと言ふんだと述ぶ」

○佐藤昭夫君 そうなんです。ちょうど久保先生がかわりに言うてくれましたけれども、詳細を知らぬくせになぜ妥当と決めたか。

実は、季刊「教育法」、一九八七年秋季号、ここに、たまたま明日参考人と呼ぶ先生ですけれども、三輪定宜という千葉大学教授の京都の木下事件の論文が出ています。ここで、実際に法廷の場でのうい反論が関係者から出ているか、ごく一、二の例だけれども紹介をしておきますけれども、勤務成績がよろしくない云々と、こういうんですけれども、その前任校であった園部中学校、その当時の校長さんが法廷の場で、「処分を知らされ、身も動かせんばかりの衝撃」だ。」「彼の勤務状況を考察評価すれば、彼が如何に資質・能力を兼ね備えた優れた教育実践家であり、将来期待のもてる有為な青年教員であったか。」「以下具体的に述べたいということで証言をやっています。

また、同じ八木中学校のKという教諭でありますけれども、処分された「木下教諭が中心になつてすすめた『いじめ克服の全校的なとりくみ』」「実践は八木中学校を代表して、船井郡の生活指導研究会にも報告され高く評価されました。」というので、随分すぐれた教育実践もやっていた、そういう人物だと。なぜこれがそんな免職処分なんかを受けなきゃならないのかということ

同僚が裁判所の場合で言っている。裁判所の場合で言うというところは、うそを言ったらこれは偽証罪になるんですから、そんな勝手なことを言っているという問題ではないんですよ。

そのほかいろいろ紹介をしたいことがあるわけでありまして。例えば女性の教員の体にかわつたとかというようなことを処分理由に挙げていられるんですけれども、それは、ならば実際に校長はその場面を見たかということが法廷のやりとりで問題になったら、校長は、いや私見ていません、教頭のメモにありましたということと捏造メソッドということがはつきりしてきた。

そういうことで、本当によくもう一遍事実を調べて、やっぱりこれだけ今初任者研修制度の本格実施が問題になっている、これを前にして、まだ本格実施にもなっていないその段階で条件つき採用教員のこういう不当な免職処分が出るというようなことをこれは放置をしておいたらいけないというので、一遍、こういう本も出ていますので、局長、よくこれも読んでもらって、必要な関係書類、必要とあらば取り寄せていただいて、私に資料が欲しいというのだったら私もできるだけ協力いたします。そういうことで、具体的な問題では次回、私引き続いてこの問題で質問しますけれども、よくもう一遍調査をしてもらいたい。文部大臣お願いします。どうでしょう。

○政府委員(加戸守行君) ただいま具体的にお取り上げになりました事例につきましては、京都府教育委員会からの報告の問題となつた事例の事例を拝見する限りにおきましては、かなりひどい勤務遂行状態であつたと思わざるを得ないわけでございます。まして、京都府教育委員会の報告が事実に対するという観点からの御指摘のような印象を受けましたけれども、さらに京都府教育委員会に對しうことの確認は求めたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 ぜひ調査をやつてもらいたい。そこで、もうしばらく時間が近づきつつありますけれども、いわゆる初任者研修の去年、ことし

と試行実施です。ね、この試行実施の段階では初任者研修の評価といひますか、成績というのか、これは本採用、不採用の条件ではありませんね。

○政府委員(加戸守行君) 初任者研修を受けたその初任者研修の受け方自体は、事柄としては条件つき採用期間中の職員が正式採用になるかどうかの判断基準ではございません。

ただ、勤務実績、職務遂行能力の判定をするわけでございますから、それは形態が一面において研修であり一面において勤務であるという二面性を持つていたために、たまたま研修期間中における具体的な行動が、三百六十五日が研修でござい

ますから、教員としての職務遂行能力という観点から判断されるべき事柄であるということを確認しておきたいと思ひますけれども、いわゆる指導教員による指導あるいは研修を受けている対応の研修の成果イコールが勤務を遂行する能力の実証とは関係ない。つまり、勤務評定はあくまでも校長が評定者としての立場において独自に行う事柄であるというところは申し上げられます。

○佐藤昭夫君 三百六十五日研修だという、そういうとんでもないこと言ひなさん。それは撤回を要求しておきます。しかし、その点再答求めるとこれだけでまた時間かかるから、撤回を要求しておくといいこと。

試行実施の段階ではさうだという説明があつた。ところで本法案によつて本格実施になるということになった場合、本採用、不採用の判断資料に、判断資料という判断理由、それに初任者研修の研修成績、これはその理由になるんですか。

○政府委員(加戸守行君) 初任者研修の実施期間中、つまりその初任者研修を受けている一年間におきまして初任者研修に関するデータ、資料と申しますのは、あくまでも指導教員なりそういった研修を行う立場においての参考材料でございまして、教員の勤務評定はあくまでも校長が評定者としての立場におきまして独自の立場で判断をするというのでございします。

○佐藤昭夫君 しかし、校長が勤務評定をしてと

いうのは、文部省の通知文書、初任者研修についての実施要綱といひますかね、あの中に、校長が作成する年間指導計画及びどう指導をやつたかという指導報告書、これが添付されてまず任命権者の市町村教育委員会に送られる、市町村教育委員会がそれをさらにまとめて都道府県教育委員会に送るという形で、校長が評定をして、正式採用とするか不採用とするかというこの任免の判断、判断というのか、判定を下すのは都道府県教育委員会という、こういう仕組みですね。

○政府委員(加戸守行君) 現在は初任者研修の試行におきまして問題点を探索することを主眼といたしておりますから……

○佐藤昭夫君 いやいや、本格実施の話。○政府委員(加戸守行君) 現在のような初任者研修に関する報告の出し方というのは都道府県教育委員会まで参りますけれども、本格実施の場合につきましては、そういった問題の解明というところではなくて、まさに初任者研修そのものが目的となりますので、試行段階におけるような詳細な報告という形にはならないと思ひます。

ところで、今のいわゆる条件つき採用期間満了後の本採用にするかどうかの判断基準は、従来と同様に校長先生が勤務評定者という立場において勤務評定書を提出し、市町村教育委員会はそれを都道府県教育委員会に提出し、それを材料として任命権者である都道府県教育委員会が判断するという従来のシステムに変更はございません。

○佐藤昭夫君 最後です。本格実施の場合は試行実施とちよつと仕組みが違ふような言ひ方をされるから、これは念のためにどういう仕組みになるのか、そこを資料としてきちつと出して下さい。いいですね。それは当然出してもらわなくちゃならぬ。

そして、いづれにしても校長が評定をして、評定の結果が市町村教育委員会に行き、それが都道府県教育委員会に行つて結論が出される、こういうことになりますと、これはまさに行政研修が正式採用の条件になるわけでしょう。これはそうい

う行政研修によって教員の身分が左右されるというこれはもう重大問題、まさに教育に対する不当な権力支配という問題になってくるわけで、これはいよいよもって教育基本法違反だ、こんなもの断じて通過させるわけにはいかぬということを最後に申し上げまして、資料提出いたしますね。

○政府委員(加戸守行君) ただいま要求されました資料の内容がちょっと不明確でございますが、そういった仕組みに関する資料という意味でございますでしょうか。

○委員(田沢智治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(田沢智治君) 速記を起して。

○政府委員(加戸守行君) その資料を提出させていただきます。

○委員(田沢智治君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員(田沢智治君) 速記を起して。

○勝本健司君 まず、文部大臣にお伺いしたいと思いますけれども、教師が教育のかなめであるということは言うまでもないというふうに思いますが、

そこでお伺いしたいのでありますが、時代の変化への対応も含めましてどのような教師が望ましいと考へておられるのかということ、あるべき教師像についての御所見のほどをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○国務大臣(中島源太郎君) 教育は人なりと申しますから、教育の根本はやはり教員の方々の資質に負うところが非常に大きいと思ひます。

したがって、一般には幅広い知見でございますとか、教育に対する愛情でありますとか、あるいは教育に対する意欲を持っておられる方、こういうことになりませんが、先ほども、私がわざわざ言えるほどの資格があるかどうかは別といたしまして、やはり教育者そのものが不断の研究をされ修養をされ、そしてそれをまた任命権者が相補う努力をもつて資質を高めていく。やはり教師といえ

ども前を向いて研修、努力をいたして、そういう意味では教師は児童生徒にとって先発ランナーという言葉を使つてよろしいのかどうか、そして後ろにある児童生徒の痛みもそれから喜びも知りつつ、よきペースメーカーであつてほしいと思ひますし、また、後発ランナーは先発ランナーの努力する姿から学び取るものも多いし、誤りなき道を進んでいく、そして日々砂が新しい水を吸ひ込むように新しい知識、知見を吸ひながらすすくと育つていただく、そういうような教育の場を培われるような教師像を、やはり私の心の中では理想的な教師像の一つと申し上げておきたいと思ひます。

○勝本健司君 お聞きいたしましたけれども、あるべき教師を育てるということは大変難しいことであるように思われます。もちろん、難しいということと十分なる準備とそれのためのそれなりの研修の充実というものが必要じゃないかというふうに思われます。この研修の内容とか、あるいは体制づくりはどうかあるべきだということをお考えになつておられるのかということをお伺いしたいというふうに思ひます。一部では、研修というものは自己研修に限れなどという議論、論議というものもあるようでありまして、それも含めてどうお考えか、お伺いしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(中島源太郎君) 私は、公務員というものは研修というものがやはり必要であるという規定、その中で、特に教育公務員というもののついてわざわざ教特法の十九条で定めておる、それには二つありまして、もちろん教育者たるものは不断の努力をもつて研究と修養に努める、同時に、任命権者は、そのための施設、方途あるいは計画を樹立して行つことの責務がそこに定められておる。したがって、両方相まって常に不断の努力ということ、絶えざるという言葉で申したか、これは生涯学習につながるべきもの、こう思つておられますので、じゃ、どの時点でということとは言いません。したがって、少なくとも教職にある間だけにとりましてこれは体系的な研修の一

環である。しかし、今お願いをしております初任者研修というものは、その中でも初めて教壇に立たれるという重要な資質養成の場でございますので、その時期に十分な先輩の指導を吸収しつつ、資質を伸ばしていただくべき重要な時期である。

したがって、それをどの程度にいたすかということにつきましては、先ほどから申し上げているようにやはり個々のカリキュラムはございまして、その一つの達成度の節目は一年ということであれば一年間を通して教え、そして研修をしていただくということが正しかろう、それは生涯かけての体系的な研修の重要な一環であるというふうに考えつつ御提案をいたしておるところでございます。

○勝本健司君 これからの時代と申しましようか、これからの社会が期待する教師というものを育成する上で、私は初任者研修の導入というものは望ましいと思つております。初任者研修の持つ効果について、いまだ文部省のお考えというものを示していただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 一年間にわたります初任者研修によりまして、新しく教員となられた方が自立して教育活動を展開できるように、教師としての使命感、実践的な指導力、幅広い知見を身につけていただくということでございますが、要は児童生徒に対する接し方、対応というものが、先輩教員からよきものを学び、そして子供たちから信頼される教員に育つていただくということとを基本的なねらいといたしますが、同時に、教員自身がみずから切磋琢磨することによって、なお伸びていただく素地をつくる意味もございまして、さらには付随的な効果といたしましては、指導教員のサイドにおきましても、新任教員を指導する結果として、またこれが指導教員みずからが自分を磨く材料ともなる、そして校内研修体制といひますか、校内の活力が出てくることをあわせて期待もしているところでございます。

しては、臨教審でも十分議論をされて答申で提言されたものでありますけれども、それ以前にも試験制度という議論などで新任教員の研修等についても必要性を説かれていたようでありまして、これまでこういった問題が十分取り上げられなかったのはなぜかということ、その理由について御説明をお願いしたいというふうに思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 昭和二十二年から四十六年まで、四回にわたります各種審議会の建議、答申等がございまして、一言で言いますれば試験制度といふことの提言でございまして、この試験につきましては特別な身分ということと具体的な内容が明らかにされてはいないわけでございますが、いずれにいたしましても、教員たる身分あるいは教育公務員たる身分を備えない前段階の実地修練の期間でございまして、この場合のいわゆる教員志望者の身分がとも不安定になるという点におきまして、またどのような身分取り扱いにするのか、それが現行公務員法上制度的に可能かどうかという問題の詰りが十分になされなかったということが一つございます。

さらに、このような不安定な形でございまして、教員志望者につきまして、どうしても先に就職の決まった民間企業へ流れるということによつて、教員の優秀な人材を教育界に招くことにマイナスになりはしないか、そういう危惧の念もあつてあつたということが、試験制度に踏み切れなかつた理由ではなからうかと思つております。

○勝本健司君 従来、文部省や教育委員会が行うところの研修については、押しつけ研修とかあるいは官製研修ということとかく反対が強く、円滑な実施が難しかったというふうに聞き及んでおります。今回の初任者研修の試行に際しても、一部ではあります、教育委員会に圧力をかけて試行を返上させるという例も具体的に起こつております。本格実施になったときにそういうことが起こらないようにする体制の整備ということはどう取り組んでいかれる決意なのか、お伺いをいたしたいというふうに思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 今回の法律が成立いたしますれば、任命権者サイドにおいて実施が義務づけられる制度でございます。その意味におきまして、任命権者の実施いたします研修を妨害し、あるいは阻止するという形態が出てはならないことでもございますし、関係方面の理解を求め、円滑に実施できるように万全の体制を敷いていただくよう十分なお願いをしまいたいと思っております。

○勝木健司君 初任者研修の実施主体というのはやはり都道府県教育委員会または指定都市の教育委員会ということでありますけれども、初任者研修の内容、そのやり方についてはどの程度文部省として枠をはめようとしておられるのか、各都道府県の特徴というものを生かすような措置というものはとられておられるかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 現在、文部省といたしまして、試行段階でございますが、初任者研修の内容といたしまして大きな柱を、一つは指導教員による校内研修ということ年間七十日程度のガイドラインを示しておるわけでございまして、また二つ目は年間三十五日程度の校外研修というものを予定しておるわけでございます。この試行の結果を踏まえまして、本格実施段階で考える事柄ではございますが、第一の指導教員による校内研修の体制につきましては、これは行財政措置を伴うわけでございまして、都道府県、指定都市段階での指導を行っていただく場合に、それがいわゆる指導教員による指導という形態で実質的にどのような定数あるいは非常勤講師が活用されているかどうかという実態によって行財政措置も変わらざるを得ないという面がございまして、その点につきましては行財政措置の裏打ちとなるような措置はしていただきたいというふうには思っております。

一方、校外研修につきましては、これは年間三十五日程度ということでございますが、試行段階におきましても例えば三十日程度にされている県

もございまして、二十五日程度という県もあるわけでございますので、本格実施の際にどの程度の目安かということ、これまた若干行財政的措置との関連はございまして、細部にわたりますして文部省が強い指導を申し上げる考え方はなく、基本的なところの大きな柱の中で初任者が本当に伸びていただくための各県の工夫をしていただく事柄だと思っております。

ただ、試行段階につきましては、初めての施策でございますので、昭和六十二年にスタートしました試行段階では、文部省である程度詳細なガイドラインをお示しいたしましたけれども、それを受けての実際の研修が行われたわけでございまして、その成果を踏まえ、各県がその地域の実情に応じ、よりよい内容を改善工夫されていくということでございます。文部省としては具体的な内容の細部に至るまで口を挟むという考え方はございせん。

○勝木健司君 新聞報道によりまして、神奈川県と川崎市では、指導教員を置かずに研修推進者というものを置くという形で初任者研修の試行を実施する予定になっているというところであります。これは事実なのかどうか、そしてまた、このような試行の仕方についてどうお考えなのか、御説明をいただきたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 今回の法案におきましては、指導の責任の所在を明らかにして指導の継続性を確保していくという観点から、指導教員を特定することを法案の本身とさせていたわけでございまして、試行段階ではある程度運用の幅があるわけでございまして、法案で予定しているとおりのものをなさる必要は必ずしもないわけでございます。問題は、運用の中身であるかと思っております。ただ、指導推進者という名称で、言葉から受ける誤解をいたしましては、指導教員の指導を本来的な職務として適切にあらわしているかどうかという感覚の問題は若干ござい

す。要は、具体的な名称のいかんではなくて、本当

に指導の中心として初任者を指導していただくような、法律で予定しておりますような指導教員であるかどうかという問題であらうかと思っております。いすれにしても、本格実施の段階におきまして、その名称の問題あるいは実態的な運用の問題というものは、本年度におきます神奈川県あるいは川崎市の対応の状況等も十分お聞きした上で、いろいろ御相談をさせていただきたいと思っております。

○勝木健司君 各都道府県の特徴というものを生かすと同時に、初任者研修の形骸化をねらうというような動きがあるとするならば、このような動きに対して毅然たる態度をとるべきだということに思うのであります。民社党としては、特色ある試行と形骸化をねらった動きとは、はっきりとやっばり峻別をして対処していくべきであるというふうに思います。文部省としての対応はどうされていくのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 今回提案を申し上げております法案におきましては、まさに初任者の教員の資質向上をねらいとしておるわけでございまして、そういう資質向上に資する目的での初任者研修であつてはいいわけでございまして、制度的にも指導教員による指導を中核といたしているわけでございまして、制度の根幹といえます。か、制度の予定しているところが形骸化され骨抜きにされるということは、そのこと自体が教育界にとつても大きなマイナスでもございまして、また国民の期待を裏切ることにもなるわけでございまして、その意味におきまして、内容的に、方法論はいろいろあり得ましようけれども、基本的な考え方、教員が自立して円滑に教育活動に入っていくような考え方に基づく初任者研修制度の本来的な趣旨を損ねられないように、十分各県にお願いをしたいと思っております。

○勝木健司君 次に、初任者研修の大きなポイントというものは、指導教員とのマン・ツー・マン指導にあるかというふうに思います。つまり、

初任者研修を円滑に進めるためには指導教員がかなめになってくるというふうに思うのであります。

ということ、初任者にとつて指導教員の力量とか指導力というものが重要な意味を持つことになるわけであります。法案では指導教員は任命権者、県費負担教職員は服務監督権者たる市町村教育委員会によって命じられることになっておるように思われます。指導教員の指導力というものは当該学校の校長が最もよく知っているはずでありますので、校長の御意見というものを沿って指導教員というものを選ばうとされておられるかどうかということをお伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 六十二年にスタートいたしました初任者研修の試行におきましては、文部省といたしまして研修を実施されます都道府県教育委員会に対しての指導の内容としまして、この指導教員の命課の方法は、学校の意見を聞いて市町村教育委員会が任命をするということをお指導申し上げておるところでございます。

おおむねの県はそのような対応でございますが、学校長が命課をし、その結果を市町村教育委員会に報告する、あるいは市町村教育委員会の承認を得て学校長が命課する等の内部委任の方法等の事例も若干ございまして、基本的に校長先生が関与しない形で指導教員が命課せられた事例は現在のところございませんし、本格実施に際しましては、当然校内の事情を熟知しております校長の意見を尊重して指導教員が命課されるものと考えております。

○勝木健司君 また、指導教員は、教員の力量とか指導力とか性格とか相手への思いやる心を持っているかを総合的に判断して選ぶべきでありまして、持ち回りとかあるいは年功序列などは決して好ましいことではないというふうに思われます。指導教員としての資質やその選任の基準についてどう考えておられるのか、そしてまた、そういう選任基準というものを示すおつもりがあるのかど

うか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 指導教員でございますので、当然ながら教育に關して長年の経験を積まれた豊富な体験に基づいて後輩に具体的事例に即して指導できる立場の方を選んでほしいわけでございます。一応現在考えております選定基準としましては、新任教員が、例えばその教科領域等がございすれば、その教科領域について十分な力量を持っていること、あるいは初任者の悩みに答える能力を持っていること、さらには全校的な視野に立つて指導できることなどが必要ではないかと考えているところでございまして、本格実施に当たりまして、この趣旨に基づいて各任命権者に当たります。あるいは都道府県教育委員会、指定都市教育委員会に指導申し上げ、またそういった考え方で対処していただけるものと思っております。

○勝木健司君 指導教員もこれまた教師でありまして、たゆまぬ啓蒙をしていかなければならないというところは言うまでもないことであります。自己啓蒙を常にしなければならぬわけでありまして、けれども、新任教員の指導者として任命した以上、指導教員が指導者として必要な知識等々を身につけるための研修の機会というものはどのようなにして保障をしていけるつもりなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(加戸守行君) 現在のところ、このような指導教員といふのは、学校の中で経験豊富な方をそれぞれお選びいただくわけでございます。また、また指導教員も新任教員に指導しながらみずから磨くという結果も期待しているところでございます。

ところで、今のような状況、本格実施段階で大量の指導教員が必要でございますけれども、そのための研修機会を持つというところは現時点では極めて困難なことでございます。当面、制度のスタートといたしましては、それぞれの地域におきまして、時宜に適した指導教員を選んでいただきまして、

指導教員がみずからの体験を、あるいは指導教員相互間で経験、情報の交換をしていただく、あるいは協議する機会を設ける等のことによりまして、そういった当面の対応を考えてまいりたいと思っております。また、将来の方法としましては、やはり指導教員が初任者に対して指導を具体的にどうしていけばいいのかという考え方について、指導教員に対する十分な周知啓蒙の方法等も考えていく必要があると思っております。

しかし、現時点におきましては、今申し上げましたように、いわゆる後輩を指導できる先輩というのをまず学校の中でお探しいただくということをお前提として、それに対する対応はその次の段階ではないかということと考えておるところでございます。

○勝木健司君 今すぐ研修の機会というものをつくるといふことは困難だということでありまして、指導教員への負担を考えますと、指導教員に対する物心両面の支援というものが必要じゃないかというふうに思うのであります。例えば、給与面で指導教員に対して三級昇格を検討するなどの考えというものがいいのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(加戸守行君) 指導教員と現在考えておりますのは、初任者研修に当たります一年間の初任者に対する指導の業務付加でございまして、いわゆる身分的な意味で例えば教頭先生、そういう立場に立つわけではございませんし、またずっと指導教員としていつまでも続くという形ではございません。その時点において、新任教員が配属されたとき学校の中で選ばれる教員でございまして、指導教員に対する給与体系上の取り扱いには極めて困難であると思っております。

しかしながら、指導教員として職務に従事する職務内容につきましては、相当の負担がかかるわけでございますので、その負担に伴う対価といたしましては、場合の一種の手当につきましては、今後検討をする価値のある事柄でもございまして、また教育委員会、学校等の御意見等も踏まえて、今

後の一つの大きな課題ではあると認識いたしております。

○勝木健司君 この重要な初任者研修の導入によつて、管理職の責任というものがこれまで以上にますます重大になってくるように思うのであります。初任者研修導入以後の管理職のあり方について、またサポート体制についてどのように考えておられるのか、御説明を願いたいというふうに思っております。

○政府委員(加戸守行君) 初任者研修におきましては、指導教員を特定いたしましたこと、当該教員が中核となって初任者の指導を行うこととしたこと、おりましたが、研修を効果的に行うためには、指導教員のみならず学校全体のバックアップ体制が必要なのでございまして、そういう意味では、学校全体としての共同的な指導体制を確立することが必要であると考えております。

そういった指導体制を確立するためには、校長先生がリーダーシップをとられまして、校務分掌を見直したり、適宜他の教員の協力を求めるなどの校内の協力体制を整備することを期待しておるところでございます。後輩に対する指導は、新任教員以外には皆さん先輩でいらっしゃいますから、適宜必要なアドバイスを与える、あるいは指導教員の負担を緩和するということもございまして、工夫はしていただけるものと思っております。

また、この初任者研修試行の段階におきましては、それぞれの校内体制においてそれぞれの協力体制がとられてきている状況が多々ございまして、このことは本格実施に際しまして、学校の取り組みの姿勢として、単に指導教員がいるからいいやというのではなくて、学校全体が指導教員を中核とした共同体制ということを組んでいただきたいと思います。今も思っているわけでもございまして、

○勝木健司君 次に進ませていただきますが、指導教員による指導というものは、試行の中ではどのような形式で実際行われているのかということ、教育実習のような形式で行われているのかどうか。

また、やり方としていろいろなやり方があると思いますが、文部省としては、参考のために各学校での意欲的な取り組みを紹介するとか、あるいは情報提供をして、よりよいものになるように努力をすべきであるというふうに考えておりますけれども、あわせてお伺いをいたしたいというふうに思っております。

○政府委員(加戸守行君) 指導教員による指導といたしましては、通常のケースは、初任者が行います教育活動に關しまして適宜系統的な意味におきまして一年間の流れの中でアドバイスもございまして、その場その場に必要に応じて具体的な事例に即した指導もございまして、と同時に、例えば教育実習に相当するような示範授業あるいは模範授業といったような形のものもございまして、それから教案の作成段階あるいは事後におきましていろいろな指導助言等もございまして、学校教育活動全般にわたって、言わねば一種のお兄さんのような立場で弟の手助けをする、あるいは必要なアドバイスを与える、あるいは新任教員が悩んでいる問題について相談に乗ってあげる、そんな立場のような形にならうかと思っております。

今のような形態で、実際にはその具体的な指導を行う時間帯というものは、むしろ授業時間中よりは授業の前あるいは授業の後という方が実際の具体的な指導助言が行われる機会が多いと考えておりますけれども、例えば放課後におきまして時間をとって二人で相談をし合うとか、そういうような形でさまざまな工夫が行われていると理解いたしております。また、そういった適切な授業の指導の例というものは確かに広く県内ではいろいろな形で参考にしていただくことも大きな意味があると思っております。十分先生の御意見を踏まえた対応を考えてまいりたいと思っております。

○勝木健司君 それは前段の分、後の分の情報提供とかそういういろいろな学校でいいことを事例としてやっておられるということを、どんどん

情報提供をしていくことについての回答をいただきたいと思います。

○政府委員(加戸守行君) もちろん、具体的に成果を上げていく事例等の紹介もさしていただきたいと思います。事柄はいわゆる先輩教員が新任教員に對して具体的な事例に即したその場その場の指導でございまして、それを文書等に要約した場合にはそれが実感を伴うかどうかという問題はございしますが、非常に成果を上げた事例というものは、当然先生の御指摘もございまして、私もこういふ指導、具体的な指導事例があったというふうな形で、新任教員が伸びていった事例等についてもそういう情報の提供を十分各都道府県教育委員会とも相談しながら進めてまいりたいと思います。

○勝木健司君 初任者の学校に初任者担当教科の教員というものがいない場合に指導教員をどう選ぶかとされておられるということで、担当教科外の指導教員を当該学校の教員から選ぶのか、それとも担当教科の指導教員というものを県教育委員会から非常勤という形で派遣してもらふ考えなのではないかと。一長一短があるというふうなふうに思ふのでありますけれども、そのメリット・デメリットを考慮して、どちらの方式が望ましいのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(加戸守行君) 先生の御質問は、小学校段階ではなくて中学校、高等学校段階の教科によつて教員の担当が違ふ場合の御質問でございすけれども、その場合に、通常の教科でございすとその学校に教科担任の先生がいらっしゃつて、そういう形で適任者が得られれば理想でございす。例えは他校からの応援を得る場合もございすし、あるいは自校内で担当外の先生が指導教員になられ、かつ教科担任に同一教科の先生を教科担任指導教員として援助を仰ぐという方法もございすし、これはそれぞれの学校の実情に見合つ

た、どうすれば研修の成果が上がるのかという視点から地域の実情に應じて具体的に判断し、適切な対応をいただく事柄だと考えておりまして、どちらであるべきだという指導は試行段階ではしていないところでございす。

○勝木健司君 初任者担当のクラスあるいはまた指導教員のクラスで自習時間というのが多発するようないふことが起こると思ひますが、そうなりますと、父母の不満とかあるいは子供の学力低下などで心配するところでありまして、一般のクラス以上に自習の時間は出ないということが国民の前で約束ができませんかということ、約束できるとするならば、その根拠となる施策もあわせて文部省としても考えておらなければいけないというふうに思ひますので、あわせてお示しをいただきたいと思います。

○政府委員(加戸守行君) 私どもも、初任者研修の試行をいたします際に、この事柄が一番重要な事柄だと考えていたわけでもございす。その意味におきまして、校外研修を受ける場合に学校を離れるわけでもございすから、担任のクラスをどうするかという問題につきましては真剣に對照措置を考えまして、そのために、例えは方法論としては、指導教員がかわつて授業を行う場合もございすし、あるいはほかの先生の応援を得る場合もございすし、あるいは担当授業につきまして、今申し上げたような自習等の空白が生じないような措置を試行段階においては十分措置していただきました。

その結果として、試行のアンケートによりまして、これは担当教員あるいは校長先生、指導教員等のアンケートでございすけれども、父兄からの反応につきましてはおおむね好評であったと思ひますし、またあるいは理解が得られていたというふうないふ状況でございまして、そういう点では、本格実施に際しまして、例えは自習とか合併授業が生じないようにそれぞれ学校の工夫をお願いしたいと思ひているところでございすし、さらにはそういう意味では、体制としての指導

教員の定数措置、あるいは非常勤講師等の措置におきまして、学校における教員構成にもよりまされども、今のようないふ空白が生じない事態ということを中心事項として各県にもお願いしてまいりたいと思ひております。

○勝木健司君 初任者研修中に代替授業をする非常勤講師の問題であります。週三日の割合で細切れで授業を受け持たざるを得ないような状況が起るんじゃないかと思ひます。一定期間を通して授業を代替する産休代替以上に困難な教育活動と思われるのであります。

そこで、非常勤講師はベテランで優秀ということ、また、プラス心細やかな教員でなければならぬというふうな思ひます。その点でお尋ねするのであります。試行ではどうであつたのかということ、また本格実施の際にはどのような非常勤講師というものを確保しようという期待をされておられるのかということ、御説明をお願いしたいというふうな思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 非常勤講師には二通りあるわけでもございまして、まさに指導教員としてベテラン教員を充てる場合と、指導教員を校内で確保した場合の、その指導教員の穴埋めの担当としての非常勤講師の二通りがあるわけでもございす。試行段階につきましてはおおむねベテラン教員、例えは退職された校長先生あるいは中途退職をされた教員等が充てられていた事例が極めて多いわけでもございす。一方におきまして、その指導教員の穴埋め措置としての非常勤講師につきましては、例えは採用試験の受験者であつて教員採用試験には合格したが採用されていない、言葉は悪いけれども、産業予備軍のような方も登用されている事例もかなりございす。

いしてまいりたいと思ひますし、また教員としての指導教員に対する指導、養成といふか、あるいは新任教員の力量向上のためにも必要な事柄だと思ひております。

○勝木健司君 今、産業予備軍という話がありましたが、産業予備軍的な非常勤講師、産業予備軍というのは大体どれくらいおられるのか、お伺いしたいというふうな思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 正確な数字は把握いたしかねておりますが、例えは現在の六十二年度の初任者研修の試行で後補充の教員として行われております今申し上げたような数字が約四割でございまして、一方その指導教員に充てられている事例としましては、退職校長先生あるいは中途退職の先生方が約八割を超えているという状況でございす。

○勝木健司君 では、そうしたベテラン教員というものを確保するためには処遇面で配慮する必要があらうかというふうな思ひます。本格実施に伴う財政負担についての人員費等による負担増には、不安を感じている自治体も多いことというふうな思ひます。これにつきまして、国の予算措置あるいは各県の状況なり今後の拡充策もあわせて具体的にお示しいただきたいと思います。

でございます。

これは一般の非常勤講師の単価に比べますと高い措置をしていると考えているところでございまして、今後ともその待遇の適正化につきましましては努力してまいりたいと思っております。

○勝木健司君 初任者研修は六十四年度から段階的に実施するという事で、六十七年度から完全実施とのことでありますが、どのように実施していくかは政令で定めるといふことにされております。六十四年度は小学校、六十五年度は中学校、六十六年度は高校、そして六十七年度から盲・聾・養護学校を含めた全学校で実施といった考え方が一部で言われておるようでありすけれども、段階的実施の具体的な構想というものを明らかにしていただきたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 初任者研修を効果的に実施しますためには、それなりの準備体制を各任命権者においてとっていただく必要があるわけでございまして、またそれぞれの県内の教員の採用数の推移等も考えなければならぬし、また国、地方の財政状況等も影響するわけでございまして、文部省といたしましては、そういった状況の中で文部省の事務レベルの考え方としては、六十四年度には小学校、そして中学校、高等学校と拡充をしていきたいと考えておるわけでございまして、事は予算の勝負でございまして、毎年度その予算によって具体的な、どの程度の裏打ちの行財政措置ができるかということも関連しますが、文部省の希望といたしまして、あるいは姿勢としては、今申し上げたように六十四年度は小学校からスタートをさせていきたいということで予定をしておるところでございます。

○勝木健司君 今回の法案というものが成立したならば、新任教員は今後初任者研修を義務づけられることになるわけでありすけれども、試行の段階でも都道府県によって初任者研修を受けた人とそうでない人が出てきておるかと思ひます。初任者研修を受けた人と受けなかった人との間では当然差が出てきているというふうに思われるので

ありますが、差が出ないという事であれば何も意味がないのではないかとこのように思われまゝす。でなければ、また別のやり方を考えなければならぬというふうに思われるわけでありすけれども、そのところを御報告願いたいというふうに思ひます。

○政府委員(加戸守行君) これは各学校からの都道府県教育委員会を通じての文部省へのいろいろな報告等によりまして、初任者につきましましては、教科指導だけではなくて、校務全般を組織的に理解、把握することができたということで、短期的に初任者の実践的指導力の向上が図られたということがございまして、さらに授業の進め方や児童生徒の扱い方など初任者が通常感じます不安感が緩和され、初任者が自信を持って教育活動に当たることができるというふうな著しい成果が上がったとこの指摘があるわけでございまして、また同一校内の数年前に入りました教員が、比較は悪いございすけれども、初任者の伸びが著しく高いという事で、自分たちも初任者研修を受ければよかった、今の先生がうらやましいというふうな声も聞こえておるわけでございまして、問題点の指摘もいろいろございまして、問題点の指摘に申し上げますと、初任者研修の対象となつた教員の伸びが著しいという報告をちょうだいしているところでございます。

○勝木健司君 差があるという事であれば、受けられなかった新任教員にとっては不公平になるわけであらうかと思ひます。初任者研修の価値というものが文部省にとつてあるのではなく、やはり教員にとつてなければならぬし、ひいては生徒にとつて価値がなければならぬし、そういうふうなふうに思ふのであります。そうなりますと、初任者研修を受けた人と受けなかった人と密に言えば不公平があるわけでありまして、文部省としてこの不公平をどうこれから受け取られておるかという事で、試行という事でやむを得なかったという事でであらうかと思ひますけれども、今後何らかの方法でこの不公平を埋めてい

くということが考えられなければいけないだろうというふうに思ひますが、この点を御説明願いたいというふうに思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 試行自体の本格実施に備えて円滑に移行できること、あるいは問題点を探るためにある程度の規模で実施したもので、実際に即した研究を行ったわけでございまして、試行対象者として以外の者との間で差異が出ることはやむを得ない事柄かと考えているわけでございす。

これからの問題でございすけれども、初任者研修だけで終わるわけではございせんので、それのライフステージに応じた研修ということがあつたわけでございすし、例えば教職についてから五年たつた場合の研修の問題等もございす。あるいはそれにとらわれない形で、それぞれ教員の資質を伸ばしていく努力を各任命権者側において対処できるようお願いをしてまいりたいと思ひております。

○勝木健司君 中国のことわざに、先ほどは鉄は熱いうちにという事でありましたが、初めが大事という言葉もあるわけでありまして、何事も最初の方法、態度というものは最後まで影響を与えるものであらうかと思ひます。初任者研修を受けるという事は、この研修のやり方によってよい方向に行く場合と、逆に反対の方向に行くということがあるかというふうに思ひます。試行の状況から、この初任者研修というものはどういう方向に行くのかということもあわせて御報告を願ひたいというふうに思ひます。

また、初任者研修の実施に当たっては、指導教員によるマン・ツー・マンの指導以外に校外研修というものが行われておるという事でありますけれども、この校外研修の具体的な内容というものはどういうものかということ、またどういう視点からこのカリキュラムというものが組まれることになるのかということも、あわせてお伺ひしたいというふうに思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 現在試行いたしております考え方はほぼ同様で本格実施も想定しておるわけでございす。指導教員による指導のほかに教育センター等におきまして校外研修を行っているわけでございまして、これは主として教育センター等の研修施設において、当面する教育課題であるとか教員としての心構え、使命感、教育技術等に関する講義、研修等を行うわけでございす。同時に例えば養護学校等の他の校種を参観するとか、青年の家等の青少年教育施設を参観する、場合によりましては民間企業等の参観を行うというふうなケースもございすし、さらに合宿、宿泊訓練というふうな形でそれぞれ泊まっ

て、それぞれの地域におきます教員同士が悩みを打ち明け合うというふうなケースもございす。そういったさまざまな体験あるいは相互の意見交換、あるいはみずから設定したテーマを取り組むというふうな形で、いろいろ各般にわたります研修の実を期したいと思ひているわけでございす。

○勝木健司君 次に、初任者研修の実施というものは、新任教員にとつてもやはり負担であるという考え方があります。新任の時期はある程度厳しい研修もやむを得ないもの、そういうふうな思ふのでありますけれども、研修なるものは研修生をつぶすためにするのではないのだということで、あくまでもその研修生のよいところを引き出して能力を高めていく、そして自信をつけさせていくための研修であらうというふうに思ひます。

そういう意味での過大な負担というものを避けなければならぬというふうに思ひます。考えられておるのか、お聞かせいただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 今回の制度が試行と違ひまして初任者研修のスタイルをとりましたのは、教員免許を取つて教壇に立たれる、まさに教育活動にみずから従事しながら指導を受けて育つ

ていただきたいということでございますので、当然のことながら通常の学校勤務を前提として必要な実践的研修を行うわけでございますので、そのこと自体は負担が多くなっていることは事実でございますし、またある程度の負担は覚悟の上で、将来のために本人の自覚を持って取り組んでいただきたいと願っているところでございます。

しかしながら、日常活動についてそういった系統的、組織的な研修を行うわけでございまして、その負担の量が多くなっていることではございせんから、例えば週間の時間割編成等におきましても、あるいは校務分掌等におきましても、それぞれある程度の配慮も必要でございますし、また研修内容の精選を図るということも必要でございます。いまし、これから本実施に当たりまして、試行段階の結果を踏まえた初任者に対する負担の過重をどの程度軽減していくのか、そういった適切な研修計画を立てますとともに、指導教員を中核とした指導体制によって十分なカバーができるように考えていきたいと思っております。

○勝木健司君 時間も余りありませんので、条件つき採用期間の問題等については次回に譲りたいと思います。

最後に、指導教員にとりまして、やはり一定の手引書なるものがなければ不安になるところがあるかというふうに思います。また、大局的な立場で期待しているものと大きくずれるようなことがあつてはいけないだろうというふうに思います。各都道府県でも研修のための手引書、また指導教員用の手引書の作成というものをやっているところもあるように伺っておりますけれども、文部省として指導教員のための手引書、マニュアルあるいはモデルというものをつくるつもりはないのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

あわせて、初任者研修の実施に際しては、何分にも新しい制度であるだけに父兄の間にもいろいろな不安がないとは言えないというふうに思うのでありますけれども、この父兄に対して理解を得るようには、何らかの具体策というものを文部省として考えておられるのかどうかということをお願いして、終わりたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 御指摘のような手引書、マニュアルといったようなものは当然に必要な事柄でございますし、既に試行の段階でもそれを作成している都道府県もございまして、これは六十三年度の試行並びに六十四年度からの本格実施におきまして、各県においてそれぞれの実情に適した手引書、マニュアルを作成していただきたいと思ひまして、それは都道府県にもお願いしている段階でございます。

なお、児童生徒並びに父兄への影響の問題でございますけれども、これは例えば学年初めの負担を避けるとか、あるいは長期休業期間中を活用するとか、あるいは校外研修が予定される曜日につきましましては授業担当時間を組まないような時間割編成を工夫するとか、児童生徒への影響を極力少なくする努力も必要でございますが、同時に初任者が校外研修を受ける場合の指導教員その他の教員による代替授業等の問題につきましては、当然ながら担当の教員が初任者であることを父兄に十分な理解を求め、そういった父兄の理解協力を得ながらこの施策を進めていくべき重要な事柄だと思ひますし、その周知徹底方についてもなお力を尽くしてまいりたいと思っております。

○勝木健司君 文部大臣、何かありませんか、父兄に理解を求めるといふことについて。

○国務大臣(中島源太郎君) 勝木委員からの内容にわたります御質疑をいただきました。ぜひ参考にさせていただきますと思っておりますし、また質疑の当初に述べられました初任者研修を通じて、またよき教員が育つようにという御熱意をいただきました。それを受けとめさせていただきます。極力それに努力をし、それにはまずこの法案が御賛成を得て成立することをお願いいたす次第でございます。

○下村泰君 やつと参りました。大分各委員とも

お疲れの御様子です。中には連者な方もいる。しかし、これだけの長い時間縛られているということは動物愛護週間だったら許されない。午前中からただいまの時間まで私拝聴しております。加戸教育助成局長、実に立派な方だと思ひます。情におおれることなし、情に流されることなし、時によつては臆虫類じゃないかなと思つたり、そのくらい御立派な方ですね。驚かない。文部大臣とは対照的な存在だと思ひます。

さて、今こういつた本法案が論議されておりますけれども、実はこういう勉強の環境に置かれないうちで、大臣並びに文部省関係の局長にはちよつとお休み願ひまして、警察庁、来ていらつしやいますか。

今月の十四日の午前二時四十分には発生した神戸の発砲事件があります。殊に警官が銃撃されるなうというところでもない事件が起きておるわけですから、これについて、現在までの状況をちよつと説明していただきます。

○説明員(垣見隆君) 事件の概要でございますが、五月十四日の午前二時四十分ごろ、神戸市東灘区御影山手六丁目所在の暴力団組長宅付近の路上におきまして、付近住民の安全確保と、暴力団による違法行為の防正、検挙を目的として警戒をしておりました兵庫県警察東灘警察署の署員三名に對しまして、三人組と思はれる犯人が自動小銃などの銃器を発砲し、警察官三名に重傷を負わせ、た上、暴力団組長宅に発砲し、さらに鉄パイプ爆弾様の物を爆発させて逃走したものでございまして。

兵庫県警察におきましては、事件認知と同時に緊急配備を実施し、現場検分、聞き込みなどの初動捜査を行うとともに、捜査本部を設置して、現在県警の総力を挙げて強力に捜査を推進しているところでございます。

また、本事件は、計画的に銃器を使って警察官を直接襲撃するといった極めて異例な事件であります。このことから、警察庁といたしましても、全国に

對し、取り締まりの強化、警戒措置の強化などを指示していただいております。

○下村泰君 事件のあらましはわかりましたけれども、負傷した警察官が三人いらつしやいますね。どうですか、その後の状況は。

○説明員(垣見隆君) 現在三名が治療を受けておりますが、一名は骨折その他等、全治はちよつとわからないということですが、入院四カ月を要する重傷でございます。一名は入院三カ月を要する重傷、一名につきましては、指の骨折等全治二カ月の重傷というところでございます。

○下村泰君 これまで警察官がこういうふうなタゲットにされたということはありせんやね。むしろそこを警戒しに行つた警察官が巻き込まれたというところはあるでしようけれども、いきなりバトカーの中に銃口突つ込んで発射したなんという事件はあり得ないですよ。どういふふうに考えていますか、これ。

○説明員(垣見隆君) ただいま御指摘のございましたように、これまでにも暴力団の対立抗争等に巻き込まれて警察官が負傷するということのような事案は起きておりましたが、本件のように直接白黒の警察車両に乗り込んでおりました警察官がねらわれたというのは希有な例でございます。

○下村泰君 ですからね、今まではなかったことなんです。それが、しかも早い話が暴力団の組長でしよう。組長の宅をむしろガードしていたわけでしょう、警察官の方が。その御近所に住んでいる方にしてみりや奇異な念を持ちますよね。何で自分たちが税金払つて、お巡りにさん払つて、そのお巡りさんが税金も払わないようなやうなやうな守つてなきやならぬのだ、これはばかばかしくて見ていられないでしよう、これ。お巡りさんの中にも恐らくいますよ、そういう人はね。何でおれたちがこんなやうな護衛しなきゃならぬのだ。そのお巡りさんに向かって発砲するなんて、これはもうとてもじゃないけれども普通で考えられせん。

大体、あの大阪府警とか兵庫県警というのは、少しいろい暴力団関係になめられているんじゃないですかね。それについては警察庁、どういふふうにお考えですか。

○説明員(垣見隆君) 警察官が暴力団の組長宅周辺で警戒をいたしておりますのは、一つには、付近住民の安全の確保のためでございます。もう一つには、そこへ出入りする暴力団員をチェックいたしまして、拳銃等の凶器を押収するなどして事件の未然防止を図るためでございます。決して暴力団組長などを守るために実施をしているというものではございません。

したがって、その警戒に当たりましては、暴力団を守っているのではないかと、先生御指摘のような誤解を招くことのないように配備の位置、警戒方法等に一層配慮を加えまして、適切な警戒を実施するように指導しているところでございます。

なお、大阪、兵庫方面にこの種の事件といふか、暴力団事件が多いわけではございますけれども、これまで相当強力に取り締まっておりますのでございまして、今回の事件も契機にして、さらに一層強力な取り締まりを実施するように指示をしているところでございます。

○下村泰君 京都に松原署というのがある。その京都の松原署の、いわゆる普通ハコボ、ハコボンとか、それからポリボックスとか——私は戦前は、お巡りさんはガチャゴと言った。昔はサールを下げていた、サールを。そのサールがガチャガチャ鳴る。それで、お巡りさんとは言わないんだ、ガチャゴと言ふ。殊に、松原署管内のハコボンしているお巡りさんが、一年アンタチャブルの生活ができた最高警察官で、どんな盛り場へ行っても、どんな暴力団の組織下の盛り場へ行っても、お巡りさんと言われるぐらいい、京都の松原署の管内のお巡りさんというのはい、買収されるんですよ、暴力団に。そんなことありませんかと言ったためだ、おれの方がよく知っているんだ。

それから、かつて兵庫県警の本部長が暴力団からいろいろな贈り物をもらって、しかも赴任するときはお迎えの式をやられて、やめるときには歓送会までやってもらっている。こんなようなことは枚挙にいとまがないんですよ、大阪とか兵庫県は。

それに、おたくでも御存じかもしれませんが、大阪のミナミに柳川組というのがあったんです。この柳川組の組長が、頭のいいやつで学校に行けない子供たちを自分たちで面倒を見て、東京大学の法学部を卒業させて、完全なる自分たちをガードする弁護士に育て上げる。そして、おれたち都合のいいようにするんだ、そういう者まで育てるんだと豪語したことがある。それで、関東のやくざはだらしがない、警察庁のおひざ元だ、警視庁がなってるな、そういうふうな豪語したことがあるんですよ。そのときたしか警察庁の警備局長が今の人事院総裁の内海さんだと思いましたが、私はそんな記憶がある。

その時代からずっと続いているんですよ、これが。それで、常にドンパチという向こうなんですよ。そのころから、そういう皆さんの嚴重な取り締まり、嚴重な取り締まりというお声は毎回聞いている。ところが、ちつとも後を絶たない。しかも、今度のこれがきつかけになって、どんなに大きくならないとも限らないでしよう、これから先。

こういうことが書いてありますよ。「難を恐れ外に飛び出す住民はいなかった」。近くの主婦、四十歳の奥さんですな、「金属音が二、三回したので、家族を起こしに行こうとしたら、数分後、ドーンと心臓をえぐられるような音がした。一睡もしてません。もう、いかげんにしてほしているのは知っていたが、最近組員の出入りも少なく、安心してた。警察官が撃たれるなんて」と話す。出勤途中の会社員、四十二、「住民を守る警察官が暴力団のタテになって撃たれるなんて無念でしょう。最近、やつと静かになったと思

っていたのに……。子供たちには、また、このあたりで遊ばないように注意しなければ。そして外国人がこう言っていますね、デンマーク人のソーレン・マインカーさんという方ですね。この方は「日本の暴力団の存在は奇妙だ。デンマークではギャングが一般の住宅地に住んでいるなんて考えられない。非常におそろしい」と肩をすくめている」と。こういう環境の中で、ここに住んでいる子供さんたちは、まず安心して遊べない、勉強もできない、受験勉強なんかしているとドンパチパチとくる。

もう一つ問題なのは、この連中の使ったのは自動小銃ですね。これが十七日ですか、十七日から八日に発見されていますね。これはアメリカ製のレブン。三十八口径、全長が三十二・五センチ、肩当てを含めると三十三センチ。三十二発の弾倉があつて一分間に二百発。大統領護衛のSPなどが現在向こうでは使っている。ポケットにも入るぐらいなんです、オリーブの。こんなもので、ぼこぼこぼこぼこやられたんじやなかったものじゃない。まして子供なんかうっかり登下校にやられてごらんない、大変なことになりますよ。ですから、確たる警察庁の覚悟のほどを聞かせておいてほしいんです。

○説明員(垣見隆君) ただいま御指摘のございましたように、付近住民の方々の不安感というものは極めて大きいものと思っております。その住民の方々の不安感を軽減するように最善の努力をいたしているところでございまして、この事件のありました組長宅周辺につきましては現在二十四時間態勢で警戒活動をしておりまして、さらにそれに加えて重点的パトロール、検問など、各種の警戒活動を徹底して、事件の再発防止に努めているところでございます。

○下村泰君 御苦労さんでした。警察庁長官によろしく伝えてください。本来は長官に来てもらって話をしたかったのだが、危なくてしょうがない。

さて、大臣、今お聞きのごとく、こういうことが起きて、怖いんですよ、この事件は。第三次、第四次にならないとも限らないんですよ、この抗争は。山口組と一和会というのはいさよめが同じ系統にいて、親分を立てる立てないで分かれた組です。それから、この傘下にいる組員がどういふふうにかから動いてくるか、これも心配なんです。これが広がっていくと、今度は大阪の方までいきますからね。そうすると、そういうことによっても関係のない婦女子が巻き込まれないとも限らない、こういうことなんです。どうぞひとつ閣議のときにもよくお話し合いになってください。

ではちよつと伺いますが、先般、京都の城陽市というところで障害児童の就学問題についての和解が成立したんだそうですが、その経緯、内容についてちよつとお聞かせください。

○政府委員(西崎清久君) 御指摘のケースでございますが、確かに城陽市の学校で特殊学級に配属されていたお子さんが、やはり父兄の御希望で普通学級へといふこととでいろいろ学校側とお話し合いがあったわけでございます。

事実の経緯といたしましては、六十一年の四月に小学校に入学した城陽市の寺田西小学校の、イニシャルで申し上げますが、T君というお子さんです。

六十二年の四月になりました、保護者からたていま申し上げましたようにいろいろお申し出がありました。学校側といふいろいろお話し合いがあったわけでございますが、学校側としてはそのお子さんの心身の状況から、一般の学級では無理じゃないかといふことで、若干平行級であったといふこととでございましたが、さらにお話し合いが進みまして、その間仮処分の申請、訴えの提起という経緯があったわけでございますが、四月十六日、ついで先月でございますが、学校側と保護者が話し合いをいたしまして、特殊学級にはやはり在籍をしていただく、しかし通常の学級との交流教育を大幅に拡大する、そうして今後児童の発達の様子

を見ながら、なお話し合いを続けていきたい、こういうことで四月二十日に訴えの取り下げが行われた。

これは、学校側と父兄とのいろいろ話し合いが粘り強く行われて、リーズナブルな決着を見たケースだというふうに私も理解しております。

○下村泰君 それから、愛知県の岩倉市における池田君といいますが、この就学問題の経緯と現況、それから文部省の対応について、ちょっとこれも御報告いただきたいと思うんです。

○政府委員(西崎清久君) これは少し難しいケースでございますが、先生も御案内のところが多いわけでございますが、昭和五十七年にこのI君、やはりそれぞれ障害のあるお子さんでございますが、養護学校が適切ということではありましたが、本人の希望もあり、小学校の特殊学級に就学を昭和五十七年にしたわけでございます。ところが、四年生になって、やはり不登校というところで、これは昭和六十年でございますが、そして学校へ行かなくなった。通常の学級との交流のときだけ行くというようなことであったようでございますね。

それで、昨年でございますが、六十二年の十二月、小学校を終るといって、今度は中学校相当へ進学をする、いろいろ父兄の御希望それから市の方の就学指導の委員会あるいは県教委というところでお話し合いが非常に難航したわけでございます。二月の末に私もかなり指導したんですが、ございまして、やはり父兄の方の御希望と、市教委なり県教委の考え方、学校の考え方の折り合いが非常に難しい事態になりまして、県教委としては市教委の判断に基づいて養護学校への就学を指定した、こういう一応の区切りになったわけでございますが、保護者はその就学通知を県教委へ返送された。それを御了承にならなかったというところでございまして、さらに三月から四月という、今日に至っておるわけでございますが、保護者の御希望でございましょうか、親子で中学の方

に自主登校という形で朝見える、一、二時間、その学校にお見えさんがいらっしゃるわけでございます。そんな関係で、まだその辺が決着を見ておられないわけでありまして、そして県教委なり文部省にこの処分についての審査請求というのが出ておるわけでございます。

私もとしては、県教委に対して、二月末の段階での市教委との関係で、中学校の関係でございますが、特殊学級という問題、養護学校の問題、いろいろその当該お子さんの状況に応じてもう一度話を当事者としての保護者とすべきである。それは市教委もやぶさかでないということがあったわけでございますが、若干支援団体の方もおられまして、いろいろ事情が複雑になったようでございます。今、段階での私どもの指導といたしましては、結果としてこの子供が若干不就学という姿になっておる。そういう実情がやはり義務教育の問題としてよろしくないわけでありまして、県教委は市教委、学校とも相談し、特に審査請求も出ておることでございますので、十分保護者の説得なり理解を求め、保護者が今後どういうふうにお子さんの教育をするかという問題について、もう少し県教委も市教委との関係において話を進めるようにという段階でございます。私も、県教委、市教委のそのような保護者との話し合いに際しまして、さらに県教委を通じての指導を少しやってまいりたい、こんな段階でございます。

○下村泰君 きょうの委員会で私この問題を取り上げて、突き詰めてどうのこうのといふことは申し上げませんけれども、大臣のお耳に入れておいていただきたいことなんです。前に秋田のときの筋ジストロフィーのお子さんについては私も一生懸命お願いしました。この今の方の状況はちょっと違うようなんで、私自身も実は間に入って少し戸惑ったんですけれども、局長もいろいろ相談をして話してみたんですが、これはちょっと長期化するようだなと思ったので、今のところちょっと傍観はしているんですが、できるだけ何

とか御両親の線に沿ってあげたいとは思っているんですけども、これはプロローグとしてきょうはこの程度にしておきます。

さて、今問題になっております法案でございますけれども、教員の研修という教育の根幹にかかわる重要な法案だと私も思います。私は、教員の置かれる状況とか教員研修全体のあり方、こういう観点に立って障害を持つ教師や障害を持つ児童を教える教師、そしてまたまた障害児と言われない児童や教師について伺ってまいりたいと思います。

質問に入る前に一つお願いがあります。私は教育の専門家と言われる立場にあるものじゃありません。ここで常に取り上げさせていただいている障害を持った子供たちについても、専門的教育を受けたわけではありません。障害児教育についていろいろ考え方、教育論の違いもあることは承知しております。私はそのいづれかに位置するものでもありません。亡くなりました伴淳三郎と一緒に昭和三十八年から、今、森繁久弥が会長ですが、「あゆみの箱」という運動を通じ、それから議員としてここへ入ってまいりました。その議員としての視察や出会いの中で見た子供たちの顔が、目を閉じると鮮明によみがえってきます。そして、その子供たちが私にしゃべらせていると私はそう思っております。確たる教育論もなく、文教委員会が発言することは、果たして国会の権威なるものにふさわしいかどうか私にはわかりません。ここに並ぶ委員、そして大臣を長とする文部省の方々はそれぞれに輝かんばかりの経歴を持つ方々であらうと思いますが、どうか私とともに子供のことだけをまず考えて答弁していただきたいと思ひます。

建前や仕組みやしらがみがあるのは当然です。しかし、本音で語れない文部行政では、どんなすばらしい研修制度を設けても意味はないと思います。どうぞひとつ、そういう意味で私の願いを聞き届けていただきたいと思ひます。よろしゅうございますか。本法案の教員研修という教育の根幹

にかかわるところはもう先ほど申し上げました。そこで、まず一つ確認したいんです。今までも聞かれていますことなんですけれども、研修制度というものの持つ趣旨、目的それから意義といったものについて伺いをします。

審議会の答申にこう書いてありますね。教員の職責にふさわしい資質能力は、教員養成のみならず教職生活を通じて次第に形成されていくものである。

この場合、教員自身が修練を積み重ねることによってその資質能力を高めていくことが基本となることはもとよりである。そのために、教員全員が参加する校内研修の充実を図ることが肝要である。

そして、「初任者研修制度の創設」というところを見ますと、

新任教員の時期は、教職への自覚を高めるとともに、円滑に教育活動に入り、可能な限り自立して教育活動を展開していく素地をつくるうえで極めて大切な時期である。この時期に、組織的、計画的な現職研修を実施し、実践的指導力と教員としての使命感を深めさせることは、現職研修の第一段階として必要不可欠であり、その後の教員としての職能成長に欠くことのできないものである。

何かえらい文章は立派な感じがするんですが、どことなく錯覚が起きているような感じがする。殊にこの「使命感を深めさせる」、何かこのところはわかったようであらうないんですけれども、一体ここに書いてある趣旨、目的、意義というものはこんなものなんですか。

○政府委員(加戸守行君) 審議会で御議論いただきました考え方があるという答申にまとめられているわけでございますけれども、やはり現下の教員の資質に関しまして各方面のいろんな期待等があるわけございまして、それをいよいよ新任教員が新しい職場について、そこでスタートする時点での話でございますので、当然に今の新しい教員の方々にどういった点が不足しているのかというこ

とを踏まえて、そういった不足している点を強化したい、補っていただきたいという願いがこういう形で教員としての使命感であるとか、実践的指導力であるとか、幅広い知見であるとかいう言葉として出てきたものと私は思っておるわけでございます。今の教員に對します国民の側の期待をこういう文章表現としてまとめられたものと思っております。

○下村泰君 私に単純明快に質問しますが、今の先生方というのはそんなに程度が低いんですか。

○政府委員(加戸守行君) 一般にお伺いします限りでは、かなり学力レベル、知識等については相当程度お持ちでございますけれども、管理職の方々の目から見られて新任教員の教育に対する取り組みの意欲、姿勢というものの、あるいは具体的な事例に即した子供たちへの対応というものについては、やはり経験深い目から見ればまだ足りない面が多いという認識を持たれておるようでございます。そういう認識は教育委員会、校長先生等からもよく聞かせる事柄でございます。そういった点で今の先生方が出てきたのではないかと思っております。

○下村泰君 その問題なんです、今管理職とおっしゃいました。管理している先生、その管理している先生方というのは幾つぐらいですか。

○政府委員(加戸守行君) もちろん管理職の先生方は五十前後、五十を超えている方でございます。それから、教職経験を三十年程度経られた方でございます。物足りなさを感じられるのは当然でございますが、同時に、一般の国民側の期待としても、それぞれの自分の子弟に対する教育の面からいってほしいという気持ちがあるからわけてきいてはならないかと思ひます。

そのことは、教員に限らず新任の職員はすべて同じような状況であるかと思ひますけれども、教育の場合には児童生徒との触れ合いの問題でございます。そういった子供たちに失望させないようなお一層の努力を期待したいという願ひが

あろうかと思っております。

○下村泰君 例えは五十歳としたら、今戦後四十三年です。四十三歳。そうすると、生まれたのが十三年か十四年ですか、昭和。すると七歳か八歳で終戦。そのころという小学校の二、三年。その方が一番あれじゃないですか、混乱した、教育の方向がどうであったかわからないようなときに教育されている方じゃないですか、順序よく考えていくと。それで、教科書なんかでも最近ドラマをやっているじゃないですか、NHKのドラマでやっているでしょう、何か本を開くと墨が入って棒が引つ張って真っ黒けになっている。そんな教科書で勉強させられた連中じゃないですか。(その前だ、その前)と呼ぶ者あり。それがもつと前か、じゃその後か。その後にしても、そういう年代で教育された人たちから見ても、今という年代で教育された人たちから見ても、今という先生は、そういうことにはなりません。○政府委員(加戸守行君) 教育に対する国民的な要請というのは、常によりよきものを求めるわけでございます。今の教員に對しての物足りなさ、不満というのはそういう形であるのではないかと。それは各方面からの声として出てまいっております。そういうような意味合いにおいて私どもは理解しているところでございます。

○下村泰君 しかし、本場に局長は立派だ。絶対に感情的にならない。私の方がかっこかっこくるんだけれども、きませんね。

教育というものは、人間福祉のための一つの手段として位置づけられるのではないかと私は思ひます。福祉は人間の幸せの状態を指します。すると教育は、その状態を目指す方法ということになります。そして、人と人との遠慮のない交わりから人についていろいろの理解が生ずることによつて人々との触れ合いが生ずることによつて人と人との触れ合いが生ずる。そして、力をかす合うという経験からそうした期待を持つことだと私は思ひます。教育というのは、こういうふうな言え、そのとおりとか、それも一つ

の目的とかと言われるでしょうけれども、決して否定はされたいと思ふ。ところが、実際に教育は幸せを目指す方法でしかないと問いたくなるんです。道具ではあつても方法になつてない。だから次々と子供たちや学校の中で考えられないようなことが生じてくると思ひますが、それは思ひません。

○政府委員(加戸守行君) 難しいお言葉でかみしめるまでに若干の時間が必要でございますけれども、私、考え方としては、教育というのはやっぱり文化的な人をつくる、あるいは国を文化的な国にしていくという観点からでき上がつていいると思ひます。またその意味におきましては、文化というのは非常に広い意味を持しますけれども、先生おっしゃいますようなすべての分野に、福祉も含めまして、人に対する思いやりなり人に対する理解なり、あるいは物に対する考え方、それが普遍的なものとしてそういう理解をする、相手の立場をわかつてあげるということを子供たちに教えていくのが教育であると思ひます。

○下村泰君 そういうふうな一生懸命子供たちに教えるように必至に考えて悩んでいる先生方がいることは事実なんです。今回のような研修制度のあり方が教師の資質向上とやらにいかほどのプラスになるか、子供たちの幸せにどれだけのプラスになるかという不安もなくなはない。ということは、こういう記事がほしいあるんです。

これは昨年の記事なんです。いじめ、非行への対応や学習指導などで、世間の批判を受けることの多い教師たち。初任者研修の試行、「補習のすすめ」の文部省通知など、一連の政策は教師の質を厳しく問うているが、そのなかで教師は、ともすればカラに閉じこもりがちだ。そこで、教研集会が始まった七日、全国から集まった小、中学校教諭に、「いま、一番の悩みは？」と胸の内を聞いてみた。「まず目立ったのが、いまの子供たちはわからないという訴え。四、五年前までは、理科

の実験授業は子供たちの人気の的で、みんな目を輝かせていた。ところが今は、クラスの数人しかのつてこない。意見も出ない。自分を表現できなくなつてしまつていいる」。

これは岐阜県の小学校の先生。
「ボケッから物が落ちたよ」と言っただけで、泣き出す六年生がいたりする。とにかく何か言つとすぐ泣く」。

これが北海道の小学校の先生。
「班単位の助け合い学習を進めようとしても、生徒にこちらの意図が伝わらない。子どもが競争主義になつていいる」。

これは福岡県の中学校の先生。
「非行の子どもの心にどう入るか。今卒業した五人は、とうとう最後まで心を聞いてくれなかつた。四、五年前は、こちらが一生懸命に説得すれば、一時的には行動がおさまつたものだが」。

これは長崎県の中学校の先生。
「教科書を進めなければいけないから、意欲がある生徒でさえ理解できなくなる。もう少し時間があればと思う」。

これは東京の中学校の女子の先生。
「管理教育への不満も出された。」「教職員一致の考え方が強過ぎて、自分のカラーを出せない。生徒のカバンのワッペンをはがすことを命じられ、」「そこまで規制しなくても」と思ったが、反対できなかった」。

これは大分県の中学校の先生。
こんなふうにあれですか、今教職員、管理する側の考え方というのは、先生みんなにぎゅうぎゅうとこんなことを押しつけるんですか。

○政府委員(加戸守行君) それぞれの学校におきまして考え方、方針等もございましょうけれども、いろいろな事例として挙げられる事柄がないとは申し上げませんけれども、そんなにぎゅうぎゅうという形で規制がいつているというぐあいには思ひます。○下村泰君 それはあつたら大変なこっちゃ、こ

し、人が人を教えるというとはいかに難しいことか。それだけに教える方も、また学ぶ方もそれぞれ個性、それから時代の変化によって児童生徒のやはりあり方も違ってまいりましようし、そういう中でより一層教育に当たる者のやはり日々勉強と申しますか、それは人と接するという難しさの御職業の特質、やはり他の職業も難しいでありましようけれども、さらにこれは心しなければならぬことを御指摘いただいた、こう思っておるわけでございます。

その中で、最後にやはり能力のある者ない者の判定は早い方がかえって親切ではないか、こういう御指摘もいただいたわけでございます。きょうはこの辺とはおっしゃいますけれども、そのお気持ちは酌みながら、ただ先ほどから繰り返ししておりますように、それは難しい職業であるからこそ、自分も学び、そしてやはり任命権者たる者がそれをお互いの責務として助け合い、そして研修についてはマン・ツー・マンとはおっしゃいますけれども、それを軸にしてさらに全校的なサポートをしながらか、それだけ難しい方の一番初めの研修に力をかし、そして難しいだけに資質を高める一番重要な時期をみんなで助け合っている、ということを中心に御提案をしておることでございますので、この法案の中身につきましても特段の御理解を賜りますようにお願いを申し添えまして、印象とお願いにかえさせていただきますと思う次第でございます。

○委員長(田沢智治君) 本日の質疑はこの程度として、これにて散会いたします。

午後六時四十七分散会

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、臨教審関連法案反対等に関する請願(第一六四二号)(第一六四三号)(第一六四四号)(第一六四五号)(第一六四六号)(第一六四七号)(第一六四八号)(第一六四九号)(第一六五〇号)(第一六五一号)(第一六五二号)(第一六五三号)

三三〇号(第一六五四号)(第一六五五号)(第一六五六号)(第一六五七号)(第一六五八号)
一、臨教審関連法案反対等に関する請願(第一六四四号)(第一六四五号)(第一六四六号)(第一六四七号)(第一六四八号)(第一六四九号)(第一六五〇号)(第一六五一号)

第一六四二号 昭和六十三年五月十一日受理
臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野県下伊那郡上郷町飯沼一、六三九 吉川くに子 外三千九百九十九名
紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六四三号 昭和六十三年五月十一日受理
臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野県下伊那郡上郷町飯沼三、二〇九ノ一 矢花和成 外三千九百九十九名
紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六四四号 昭和六十三年五月十一日受理
臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野県松本市大手五ノ四ノ一〇 石川一登 外三千九百九十九名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六四五号 昭和六十三年五月十一日受理
臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野県下伊那郡上郷町別府二、二三三 小原憲文 外三千九百九十九名
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六四六号 昭和六十三年五月十一日受理
臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野県下伊那郡高森町吉田二、二八六ノ一 光沢未男 外三千三百九十九名
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六四七号 昭和六十三年五月十一日受理
臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野県伊那市東春近二、三四二ノ四 小林真由美 外三千九百九十九名
紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六四八号 昭和六十三年五月十一日受理
臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一、三八二ノ二 中尾逸二 外三千九百九十九名
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六四九号 昭和六十三年五月十一日受理
臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野県下伊那郡上郷町飯沼一、五二〇 久保田たかこ 外三千九百九十九名
紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六五〇号 昭和六十三年五月十一日受理
臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野県飯田市駄科九一 中平悦雄 外三千九百九十九名
紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六五一号 昭和六十三年五月十一日受理
臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野県下伊那郡高森町山吹四、六二二 佐々木千代美 外三千九百九十九名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六五二号 昭和六十三年五月十一日受理
臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野県飯田市山本三、八四一ノ一 吉沢真紀 外三千九百九十九名
紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六五三号 昭和六十三年五月十一日受理
臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 富山市中沖一六八 小林重信 外三千九百九十九名
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六五四号 昭和六十三年五月十一日受理
臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野県諏訪市岡村一ノ五ノ八 北原孝育 外三千九百九十九名
紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六五五号 昭和六十三年五月十一日受理
臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野県諏訪市大手一ノ六ノ一三 林廣 外三千五百六十六名
紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六五六号 昭和六十三年五月十一日受理
臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野茅野市の上原一、七七一ノ三 平出葉子 外三千九百九十九名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六五七号 昭和六十三年五月十一日受理

臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野県諏訪市大和三ノ九ノ二五 浜かつ子 外三千九百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六五八号 昭和六十三年五月十一日受理

臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 長野県松本市並柳県住Dノ七〇二 小林務 外三千九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六六四号 昭和六十三年五月十一日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 秋田市八橋本町一ノ二ノ二二 船沢小百合 外三十四名

紹介議員 上田耕一郎君

子どもたちが成長する場である学校には、のびのびとした自由な雰囲気が必要である。それには、子どもと教職員が人間的に触れ合える、ゆとりある時間と環境が必要である。子ども一人一人の特色を生かした成長を保障するためには、教職員が対等・平等の立場で協力し、啓発し合うことが大事である。教員の免許状を学歴で専修・一種・二種に分けて差別して競争させたり、新しく採用された教員を一年間も不安定な身分に置くようなことは、教員の自主性・創造性を奪い萎縮させるだけである。また、子どもたちには、その個性を発揮できる教育を保障する必要がある。そのためには、社会の要請という名目で、財界の意向を学校

教育の場に持ち込むようなことはやめるべきである。財界が望む超エリートをつくつたり、すぐに役立つ労働力確保のために教育課程を多様化し、教育を国家と大企業のために奉仕させるべきではない。さらに、子どもたちが真理・真実を学び、身につけていく学校教育を保障する必要がある。そのため、偏った学習を強要し、子どもたちには差別と競争を持ち込み、学校教育をゆがめることとなる大学入試制度は採るべきではない。ついで、憲法・教育基本法の精神に基づき、子どもと学校にもつと自由とゆとりを取り戻すために、次の事項について実現を図られたい。

一、教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による初任者研修制度の導入、初任者研修を受ける教員の条件付き採用期間を一年に延長することは行わないこと。

二、教育職員免許法等の一部改正による普通免許状の三段階化・特別免許状・無免許非常勤講師制度の創設を行わないこと。

三、臨時教育改革推進会議設置法案によるポスト臨教審の設置を行わないこと。

四、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による任命承認制の下での市町村教育委員会教育長の専任化を行わないこと。

五、学校教育法の一部改正による定時制・通信制の修業年限短縮・技能連携の弾力化を行わないこと。

六、国立学校設置法の一部改正による総合大学院大学の創設、新テストの導入を行わないこと。七、行き届いた教育を保障するため、学級規模縮小・マンモス校解消・入試制度改善・教育予算増額など教育条件の整備を行うこと。

第一六六五号 昭和六十三年五月十一日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 広島県福山市向陽町一ノ一九ノ四 松田吉弘 外四十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一六六六号 昭和六十三年五月十一日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 広島市安佐南区八木四ノ四二ノ一 七 塩崎美智子 外三十五名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一六六七号 昭和六十三年五月十一日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 広島県福山市佐波町三八九 黒木正水 外五十六名

紹介議員 沓脱 タケ子君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一六六八号 昭和六十三年五月十一日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 広島県尾道市栗原西一ノ二ノ三 大本浩三 外三十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一六六九号 昭和六十三年五月十一日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 広島県福山市駅家町法成寺二、二 三九ノ四 永地五郎 外三十五名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

一六七〇号 昭和六十三年五月十一日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 三重県津市半田高松一、四九四ノ四 橋川光子 外三十五名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一六七一号 昭和六十三年五月十一日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 広島県福山市奈良津町二ノ四ノ一 一 小野雄 外三十五名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学助成の大幅増額に関する請願（第一七四八号）

一、臨教審関連法案反対に関する請願（第一七四九号）

一、臨教審関連法案反対等に関する請願（第一七五五号）

一、臨教審関連法案反対に関する請願（第一七五五号）

一、臨教審関連法案反対等に関する請願（第一八〇三号）

第一七四八号 昭和六十三年五月十三日受理

私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市伊勢町五ノ九 宮嶋伸嘉 外九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第一七四九号 昭和六十三年五月十三日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 岩手県久慈市中の橋二ノ一八七 角地セツ 外四百八十四名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一七五五号 昭和六十三年五月十三日受理

臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 東京都立川市錦町六ノ三ノ一 岩田佑子 外千八百五十五名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一七五六号 昭和六十三年五月十三日受理
臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 岩手県釜石市甲子町一三ノ二六八
ノ三〇 鈴木千鶴子 外八百四十
四名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八〇三号 昭和六十三年五月十四日受理
臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 群馬県新田郡敷塚本町敷塚二、〇
二八 西堀浩 外三万百三十名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

昭和六十三年六月六日印刷

昭和六十三年六月七日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局